

港区

環境基本計画

平成30年度～平成32年度
(2018年度～2020年度)



歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと



平成30(2018)年2月

港区

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

《元号に関する表記上の注意点》

本計画発行時点（平成30年3月）では、新元号が定められていないため、平成31年以降の元号についても「平成」又は「H」を使用しています。

新元号が定められた際は、読替えをお願いします。

はじめに

都心にありながら恵まれた自然環境を有する港区は、平成 27（2015）年 3 月に、平成 27 年度から平成 32（2020）年度までの 6 年間を計画期間とする「港区環境基本計画」を策定し、めざす環境像「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと」の実現に向け、様々な環境施策を着実に進めるとともに、計画を上回る取組にも積極的に取り組んでまいりました。



この間、国では、平成 27 年の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」に基づく温室効果ガス排出量削減に向けた新たな目標が掲げられ、東京都においては、平成 28（2016）年 3 月に「東京都環境基本計画」が策定されるなど、環境政策は大きく変化しています。

また、区においては、平成 29（2017）年 2 月に人口が 54 年ぶりに 25 万人を超え、今後も全ての世代で増加が続く見通しです。また、区内各地で新たなまちづくりの動きも活発化しています。

区は、区の環境を取り巻く状況の変化に的確に対応し、かけがえのない環境を守り、次の世代へと確実に引き継いでいくため、計画前期（平成 27 年度から平成 29 年度まで）の取組の成果と課題を踏まえ、環境基本計画の見直しを行いました。

計画の最終年度には、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。大会を最大の好機と捉え、区民や区を訪れる誰もが快適に過ごせるよう、区民・事業者等との協働に加えて、全国各地域との連携も一層進めながら、全国の自治体を牽引するトップランナーである国際環境都市として、先進的な環境施策を展開してまいります。

最後に、本計画の改定に当たり、港区環境審議会委員の皆さんには熱意あるご審議による答申をいただくとともに、区民の皆さんから貴重なご意見をいただきました。改めて御礼申し上げます。

平成 30（2018）年 3 月 港区長

武井 雅昭

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画見直しの背景.....	1
2 計画見直しの視点.....	4
3 計画が対象とする範囲.....	5
4 計画の位置付け	6
5 計画期間	7
第2章 港区の環境の現状と課題	8
1 自然的条件	8
2 社会的条件	9
3 各分野の現状と課題.....	13
第3章 めざす環境像と基本方針	25
1 めざす環境像	25
2 基本方針	26
第4章 施策と行動指針	28
1 施策の体系	28
2 施策と行動指針	30
基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	30
基本方針2 協働による循環型社会の形成.....	41
基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	52
基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成.....	59
基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出.....	64
基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	73
第5章 施策の推進	80
1 施策の実効性を高めるために	80
2 推進体制	82
3 進行管理	83

参 考 資 料	85
1 港区環境基本条例.....	86
2 港区環境基本計画見直しの経緯	89
3 「港区環境基本計画」見直し方針	90
4 港区環境審議会への諮問及び答申	96
5 港区環境審議会	106
6 港区環境調整委員会.....	108
7 用語解説（脚注）の索引.....	110



誰もがまちのルールを守り、快適に過ごせるまちをめざして.....	21
全国各地域と連携した環境保全の推進	76
東京 2020 大会に向けて.....	79

第1章 計画の基本的事項

1 計画見直しの背景

(1) 港区を取り巻く状況の変化への対応の必要性

① 国等の状況

平成27(2015)年3月の港区環境基本計画の策定から3年間に、国内外の環境政策は大きく変化しています。

国際的な動きとしては、平成32(2020)年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組である「パリ協定¹⁾」が平成27(2015)年にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)²⁾において採択され、翌年発効しました。

また、平成27(2015)年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、平成42(2030)年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中核をなす持続可能な開発目標(SDGs)³⁾は、経済、社会、環境の三つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発をめざすもので、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性⁴⁾など環境分野に関わる目標も多く設定されています。

国では、これら二つの画期的な国際合意に関して、国内外の取組を進めています。特に地球温暖化対策については、「国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を2030(平成42)年度に2013(平成25)年度比マイナス26.0%の水準にする」とした中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出しました。これを踏まえ、国は平成28(2016)年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。その中では、地方公共団体において、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、再生可能エネルギー⁵⁾及び未利用エネルギー⁶⁾の最大限の導入・活用を図るとともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることが求められています。

また、気候変動の影響への適応に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27(2015)年11月に初の「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。その基本戦略の一つとして、地方公共団体による気候変動への適応施策の実行を促していくことが示されています。

¹⁾ パリ協定：京都議定書以来18年ぶりに採択された、新たな法的拘束力のある気候変動対策に関する国際的な合意文書。国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などが掲げられている。

²⁾ 国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)：1992年に世界は、国連の下、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意した。同条約に基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されている。COPは「Conference of the Parties」の略で、「COP21」のように末尾に会議の開催回数を付けて表される。

³⁾ 持続可能な開発目標(SDGs)：「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された17の目標(ゴール)と169のターゲットのこと。水、持続可能な生産・消費、気候変動、海洋、生態系・森林など、環境と関わりの大きい目標を含んでいる。

⁴⁾ 生物多様性：あらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていること。

⁵⁾ 再生可能エネルギー：太陽光や風力、水力、地熱、太陽熱など、エネルギー源として枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギー

⁶⁾ 未利用エネルギー：河川水や海水、下水、地中等が持つ熱など、今まで利用されていなかった熱エネルギー

②東京都の状況

東京都においては、平成 28（2016）年 3 月に「東京都環境基本計画」が策定され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像をめざし、スマートエネルギー都市の実現、3 R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進、自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承等の政策が示されています。

また、「東京都長期ビジョン」の実施計画に代わるものとして平成 28（2016）年 12 月に策定された「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」では、環境分野の施策として「スマートエネルギー都市」「快適な都市環境の創出」「豊かな自然環境の創出・保全」の三つを掲げ、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー等の活用、まちなかの暑さ対策、持続可能な資源利用の促進、質の高い緑の創出や都市空間における生物の生息・生育環境の確保等の施策が示されています。

③港区の動き

区においては、平成 27（2015）年 10 月に、都市の低炭素化を促進していくため、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づく「港区低炭素まちづくり計画⁷⁾」を策定し、エネルギーの効率的利用の促進、緑の保全・創出とヒートアイランド⁸⁾対策の推進、環境に配慮した交通環境の整備を推進しています。また、平成 28（2016）年度に行った「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）⁹⁾」の中間年度の見直しにおいては、人口、事業所数・従業者数の増加を背景とした資源とごみの総排出量の増加傾向などの諸課題に対応していくため、家庭系ごみの排出抑制・分別徹底、事業系ごみの削減・資源化、適正処理・災害対策を推進していくとしています。

そして、東京 2020 大会の開催を契機として、リニア中央新幹線の整備、J R 新駅（田町駅～品川駅間）や東京メトロ日比谷線虎ノ門新駅の構想等が進行するとともに、各地域で複数の再開発事業が進められるなど、新たなまちづくりの動きが活発化しています。まちがこれまでにないスピードで変貌を遂げようとしている中、区内の環境に大きな影響を与えることが考えられます。

さらに、全国各地の様々な自治体との交流や連携のより一層の推進、長時間労働の是正等働き方改革なども求められている中、環境分野においても様々な角度からの視点を踏まえつつ、施策を推進していく必要があります。

⁷⁾ 港区低炭素まちづくり計画：「都市の低炭素化の促進に関する法律」第 7 条の規定に基づき策定した計画で、港区地球温暖化対策地域推進計画と整合を図りながら、まちづくり分野としての目標・施策を掲げている。

⁸⁾ ヒートアイランド：都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象

⁹⁾ 港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定した港区の一般廃棄物処理計画

(2) 計画期間の前期の成果と課題

平成27(2015)年度から平成30(2020)年度の6年間を計画期間とする港区環境基本計画(以下「前計画」という。)は、人口や事業所の増加により環境負荷が増大していくことに対する積極的な取組を実施するとともに、東日本大震災以降に特に課題となった省エネルギーや地域におけるエネルギーの有効活用、新たな大気汚染問題であるPM2.5(微小粒子状物質)¹⁰⁾、放射性物質への取組など安全・安心に暮らせる環境の形成等に対応すること、さらに東京2020大会等を機に世界に誇れる質の高い都市環境を形成していくことをめざして、平成27(2015)年3月に策定しました。

区は、計画が対象とする範囲に対応した6つの基本方針に沿って、21の成果目標と指標を設定して施策を推進してきました。

計画期間の前期3年間の主な成果として、区が主体的に取り組む指定喫煙場所の整備、内部護岸に対する運河沿緑地の整備、区道における遮熱性舗装¹¹⁾の整備、高齢者・障害者世帯を対象とした戸別訪問収集、みなと区民の森を活用した環境学習事業について、着実な進展が見られます。また、区民や事業者と協力して進める国産木材の利用、地域の環境美化活動、緑化計画書制度に基づく緑化等の取組も進展しています。

一方で、人口増加や事業活動の活発化を背景に、二酸化炭素排出量、ごみ量、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量、古川及び運河の水質の環境基準達成等の指標については、進捗の遅れが見られています。このため、環境負荷の低減に向け、省エネルギー、ごみの排出抑制等の取組を区民、事業者等と協力して進めていくことが求められます。

また、前計画策定後に実施した「港区みどりの実態調査(第9次)」から、港区の緑の特徴の一つである斜面緑地の減少や分断化といった課題が生じていることが明らかとなっています。

区では、これらの進捗状況について、港区環境白書を発行して施策の進捗を点検・評価し、港区環境審議会に報告した上で、区民、事業者等に公表してきました。計画の見直しに当たり、進捗状況を踏まえた見直しを行うと同時に、引き続き適切な進行管理に取り組んでいくことが必要です。

¹⁰⁾ PM2.5(微小粒子状物質):大気中の粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のもの。呼吸器系等への影響が懸念されている。

¹¹⁾ 遮熱性舗装:舗装表面に赤外線を反射させる遮熱性樹脂を塗布したり、遮熱モルタルを充填する舗装工法。道路の表面温度の上昇を抑制するとともに、舗装への蓄熱量を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に寄与する。

2 計画見直しの視点

計画期間の前期の成果と課題、港区を取り巻く状況の変化や社会の課題等を考慮しながら、時代に即した環境施策を講じていくため、次の視点に立って港区環境基本計画を見直しました。

①計画期間の前期の成果と課題を踏まえた取組の拡充

計画期間の前期の取組、この間に明らかになった環境の現状に関するデータの動向、区民・事業者等の意識等を踏まえ、課題に適切に対応していくとともに、計画期間の全体をとおして施策の実効性を高めるために必要な取組の拡充を図りました。

②港区基本計画（後期3年）及び環境関連計画との整合

港区環境基本計画の上位計画に当たる「港区基本計画¹²⁾」についても、平成29(2017)年度に見直しを行いました。港区環境基本計画の見直しに当たっては、港区基本計画（後期3年）見直し方針と整合を図り、重点課題としている、「多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進」、「『参画と協働』の取組の充実」、「環境と都市機能のバランスに配慮したまちづくりの推進」等について、環境分野の視点から適切に対応していく内容としました。

また、前計画策定後に策定、見直しが行われた「第4次港区環境率先実行計画（第4次みんなとエコ21計画）¹³⁾」、「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）中間年度改訂版」、平成29(2017)年度に並行して見直しを行った「港区地球温暖化対策地域推進計画¹⁴⁾」、「港区生物多様性地域戦略¹⁵⁾」等と整合を図り、より効果的に環境施策を推進していくこととしました。

③東京2020大会に向けた環境対策の推進

東京2020大会に向け、国や東京都が進めるエネルギー対策、廃棄物対策、競技会場周辺の暑熱対策等の環境対策と連携を図りながら、区として講ずべき取組を整理し、推進していくこととしました。

④国、東京都等の動きの反映

国の「地球温暖化対策計画」や「気候変動の影響への適応計画」、東京都の「東京都環境基本計画」、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」などに示された新たな環境施策を踏まえました。

¹²⁾ 港区基本計画：港区基本構想（平成14《2002》年12月）に掲げる港区の将来像「やすらぎある世界都心・MINATO」の実現に向け、長期的展望に立って、区が取り組むべき目標や課題、施策の概要を体系的に明らかにするとともに、年次的な事業計画によって、基本構想実現のための具体的な道筋を示すことを目的とする、区政全般を対象とする総合的な計画

¹³⁾ 港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）：区の事務事業の実施に当たり、環境保全行動を率先して実行するための計画。「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられた「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」としても位置付けられる。

¹⁴⁾ 港区地球温暖化対策地域推進計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定する計画

¹⁵⁾ 港区生物多様性地域戦略：「生物多様性基本法」第13条に基づき、港区内における生物多様性の保全及び持続可能な利用について、基本的事項を定めるもの。「港区環境基本計画」及び「港区緑と水の総合計画」のもとに位置付けられている。

3 計画が対象とする範囲

地球規模の環境問題から身近な生活環境に至るまで、区が環境施策において取り組むべき対象は多岐にわたります。

本計画では、計画が対象とする範囲を次のように設定します。

①地球環境

温室効果ガスの排出抑制（地球温暖化の緩和策¹⁶⁾）、気候変動から生じる様々な影響への対策（地球温暖化への適応策¹⁷⁾）

②循環型社会

3R（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進

③生活環境

7大公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）や有害化学物質への対策

④都市環境

開発が環境に与える影響への対策や都市活動と環境との調和、良好な景観の形成等に関する取組、空き缶等のごみの散乱防止やたばこの吸い殻のポイ捨て防止等の環境美化に関する取組

⑤自然環境

自然の緑と水だけでなく、人工的な緑と水辺も含めた多様な緑と水辺空間の保全・創出、水循環系¹⁸⁾の保全、生物多様性に関する取組

⑥環境保全活動

多様な主体に向けた、環境教育・環境学習の実施、環境問題や環境に配慮した行動に関する普及・啓発、環境保全活動の支援等

¹⁶ 緩和策：省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などによる温室効果ガスの排出削減や、森林等による二酸化炭素の吸収作用を保全、強化することで、気候に対する人為的影響を抑制する対策

¹⁷ 適応策：気候変動やそれに伴う気温・海水面の上昇が起きることを前提に、人や社会・経済システムへの影響を軽減する対策。例えば、気温の上昇に対応するための熱中症対策や伝染病を媒介する生物の分布拡大に対応するための伝染病予防策などが挙げられる。

¹⁸ 水循環系：雨が降り、地面を流れて川や海に流出し、又は地下に浸透し、あるいは水蒸気となって雲になるといった絶え間なく続く地球上の水の動きを「水循環」という。水循環系は本来の自然の水循環に加え、人間活動に伴う人為的な水循環など、広く水の流れに関わるシステムのこと。

4 計画の位置付け

港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画¹⁹⁾」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の最も上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、「港区環境基本条例²⁰⁾」第8条に基づく「港区環境行動指針」を含みます。

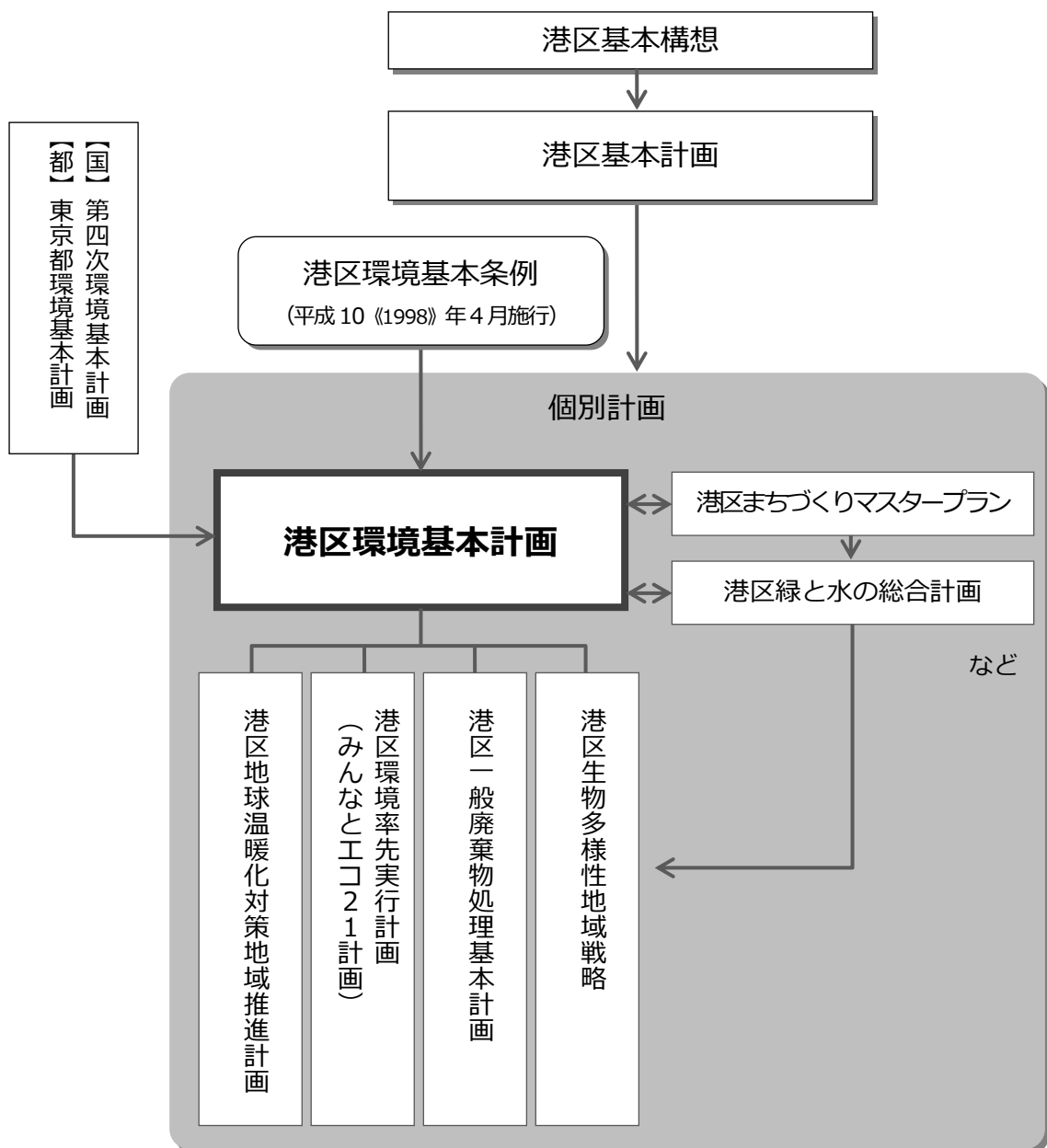


図 1-1 計画の位置付け

¹⁹⁾ 港区緑と水の総合計画：「都市緑地法」第4条に規定される「緑の基本計画」として、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を定める、区の緑とオープンスペースに関する総合的な計画

²⁰⁾ 港区環境基本条例：環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、平成10（1998）年に制定した条例

5 計画期間

本計画の計画期間は、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間とします。

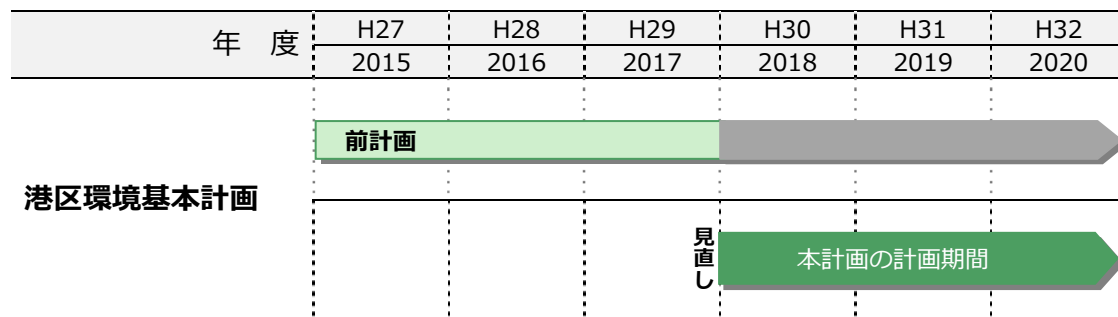


図 1-2 計画期間

第2章 港区の環境の現状と課題

1 自然的条件

港区は東京都のほぼ東南部に位置しており、東は東京湾に面し、その北端でわずかに中央区に接し、北は千代田区と新宿区、西は渋谷区、南は品川区、東は江東区にそれぞれ隣接しています。総面積は20.37km²で、23区の総面積626.70km²の約3.25%を占めています。

地形は、大きく北西一帯の台地面と、南東の東京港に面した低地及び芝浦海岸の埋立地に分けられます。最高地は赤坂台地の北青山三丁目3番で海拔34m、最低地はJR浜松町駅前ガード付近で海拔0.08mです。

台地面は秩父山麓に端を発している武蔵野台地の末端で、小さな突起状の台地となっているため、23区の中で最も起伏に富んだ地形をもっており、名前のついている坂だけでも90余りの坂があります。

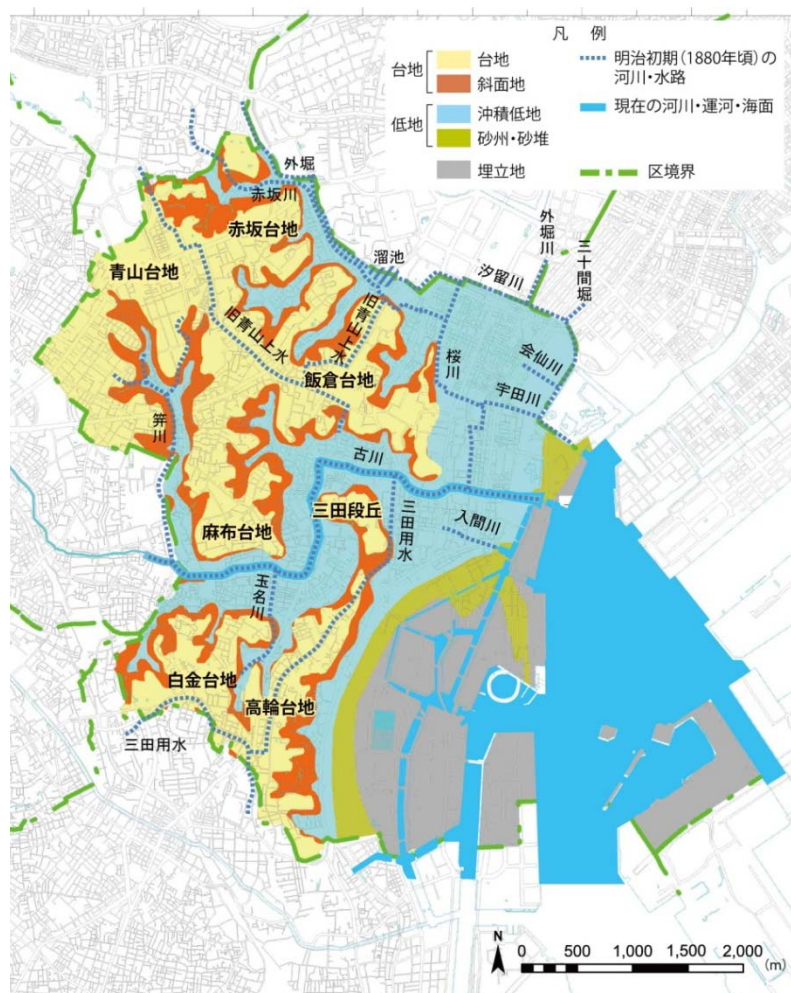


図2-1 港区の地形とかつて区内を流れていた河川

港区みどりの実態調査を基に、河川に関する参考文献として「川の地図辞典 江戸・東京/23区編」(菅原健二著)を参照し作成

出典:「港区緑と水の総合計画」(平成23(2011)年 港区)

2 社会的条件

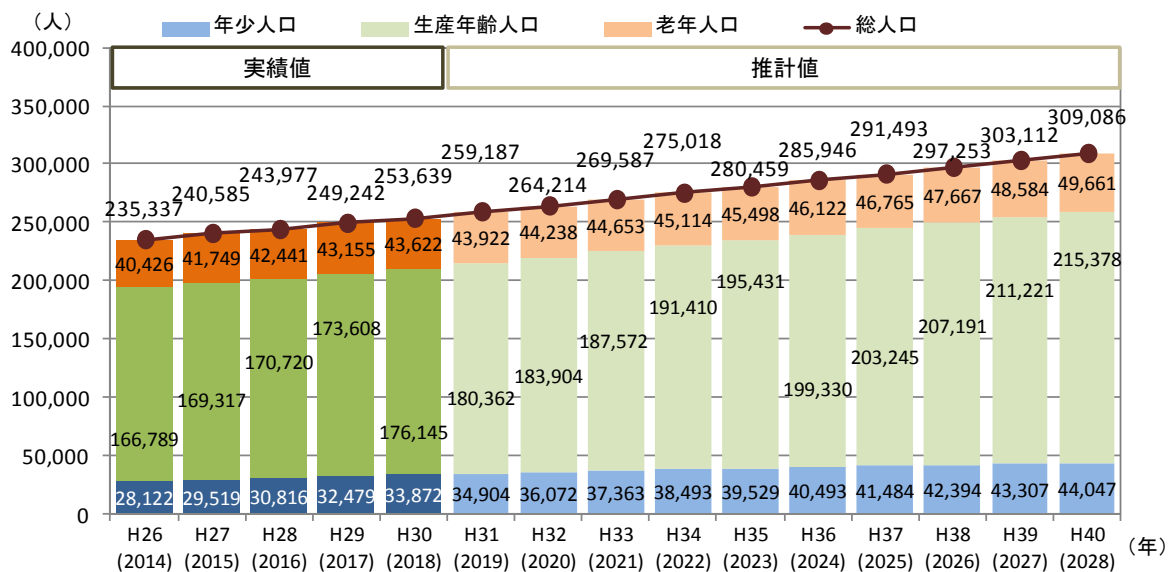
(1) 人口

①人口・世帯数

港区の人口は、平成 29 (2017) 年 2 月に 54 年ぶりに 25 万人を超え、平成 30 (2018) 年 1 月 1 日現在の人口、世帯数は、253,639 人、130,155 世帯となっています。

区の推計では、人口、世帯数ともに今後も増加を続け、平成 40 (2028) 年に人口は約 30 万 9 千人、世帯数は約 15 万 6 千世帯に達すると予想されます。

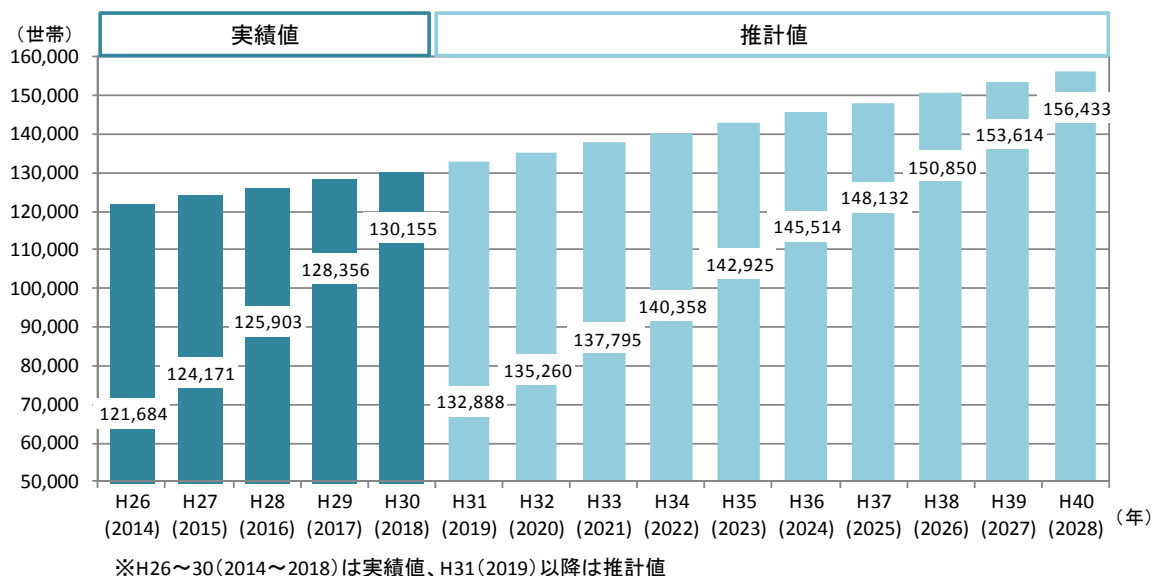
外国人住民が人口の約 8% を占め、国際色豊かな地域であることも特徴の一つとなっています。



※H26~30(2014~2018)は実績値、H31(2019)以降は推計値

図 2-2 人口推移と推計結果 (全区人口、平成 26~40 《2014~2028》年)

出典：港区住民基本台帳(各年 1 月 1 日現在)に基づく人口、「港区人口推計」(平成 29 《2017》年 港区政策創造研究所)を基に作成



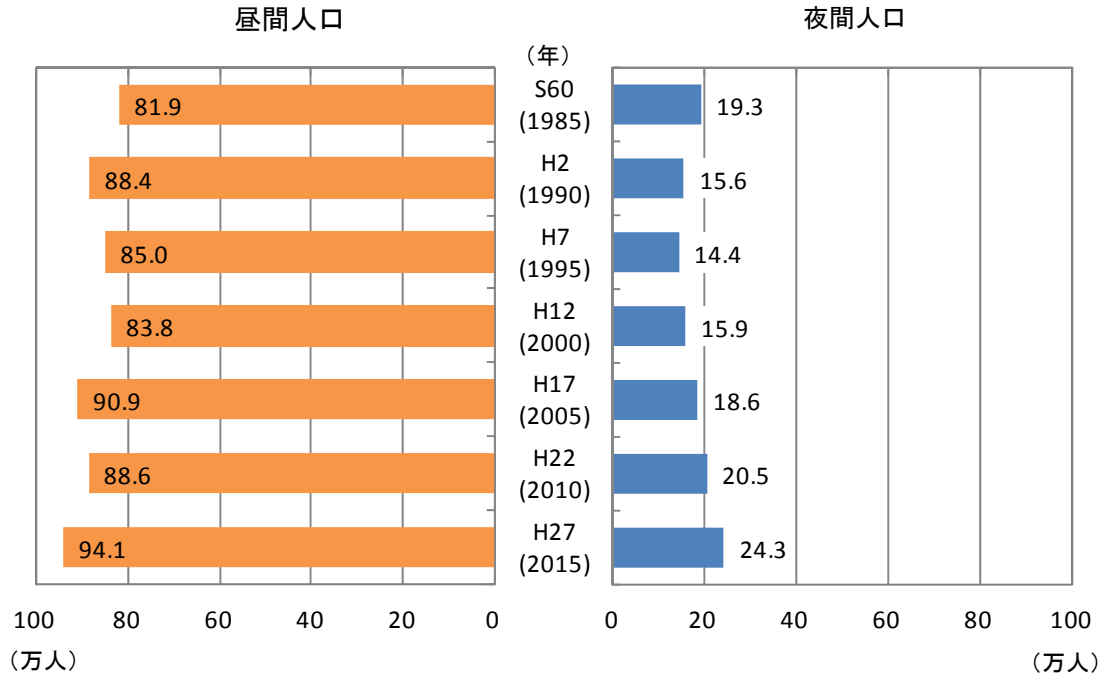
※H26~30(2014~2018)は実績値、H31(2019)以降は推計値

図 2-3 日本人の世帯数の推移と推計結果 (平成 26~40 《2014~2028》年)

出典：港区住民基本台帳(各年 1 月 1 日現在)に基づく人口、「港区人口推計」(平成 29 《2017》年 港区政策創造研究所)を基に作成

②昼夜間人口

「平成 27 年国勢調査」による港区の昼間人口は、23 区の中で最も多い約 94 万人（夜間人口の 3.9 倍）となっています。



※昼間人口とは、昼間だけ一定地域内に存在する人口のことで、夜間人口ー流出人口＋流入人口をいう。
※夜間人口とは、同一場所に3か月以上常住する人口（外国人を含む。）のことをいう。

図 2-4 港区の人口の昼夜の比較

出典：「国勢調査結果」（各年 総務省統計局）を基に作成

(2) 土地利用

港区では、環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木及び品川駅・田町駅周辺が都市再生の拠点となり、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、「都市再生緊急整備地域」に指定されています。また、区内全域が国際的ビジネス拠点の形成等を促進する国家戦略特区にも指定されていることなどを背景に、開発事業等が活発に行われるポテンシャルの高い地域です。特に現在、東京 2020 大会を見据え、平成 32（2020）年度までの完成をめざすプロジェクトが数多く動いています。

今後も続く活発なまちづくりにより、建築物が大規模化して床面積が増加し、昼間人口及び夜間人口の増加、経済活動の活発化が進むことで、エネルギー使用量やごみの排出量が増加するなど、一定の環境負荷を生じさせる可能性があります。一方で、先進的な環境技術の導入、各種の法令に基づく規制や指導等により、省エネルギー対策、緑化、日照、ビル風対策等、環境配慮が取り込まれた建築物に更新する機会にもなります。そのため、個々のまちづくり、開発事業等の際には、十分な環境配慮について指導・誘導するとともに、区全体でエネルギー使用量、ごみ排出量の総量削減に努めていく必要があります。



図 2-6 大規模な土地利用転換等の区域

出典：「港区まちづくりマスタープラン」（平成 29《2017》年 港区）



図 2-5 東京都内の都市再生緊急整備地域の区域
 (平成 29《2017》年 8 月現在)

出典：東京都都市整備局ホームページ掲載資料を一部加工

(3) 産業構造

「平成 26 年経済センサス基礎調査」に基づく区内の事業所数は 39,375 事業所であり、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業が高い割合を占めています。

従業者数は 1,014,842 人で、卸売業・小売業、情報通信業が高い割合を占めています。

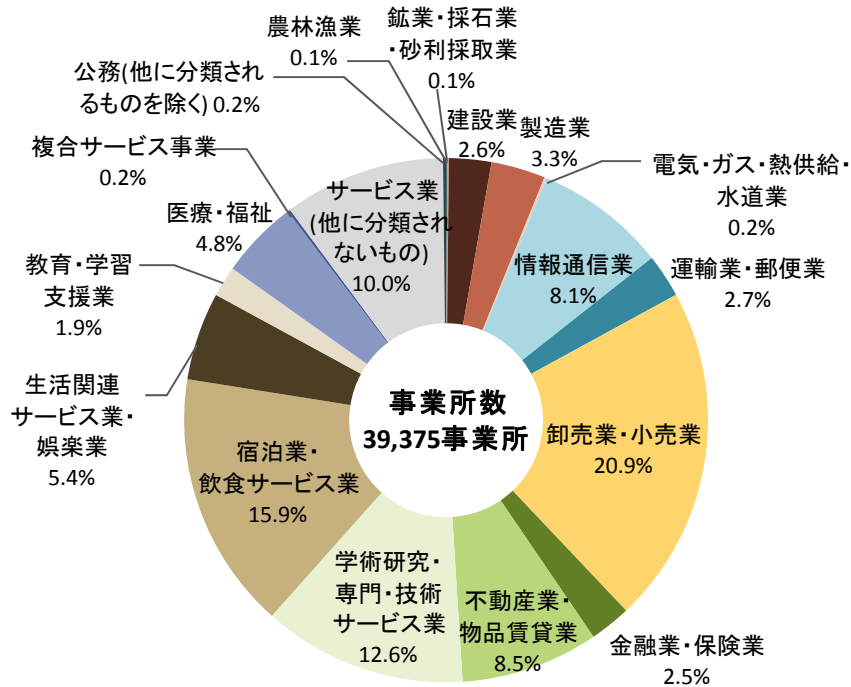


図 2-7 産業分類別事業所数の割合

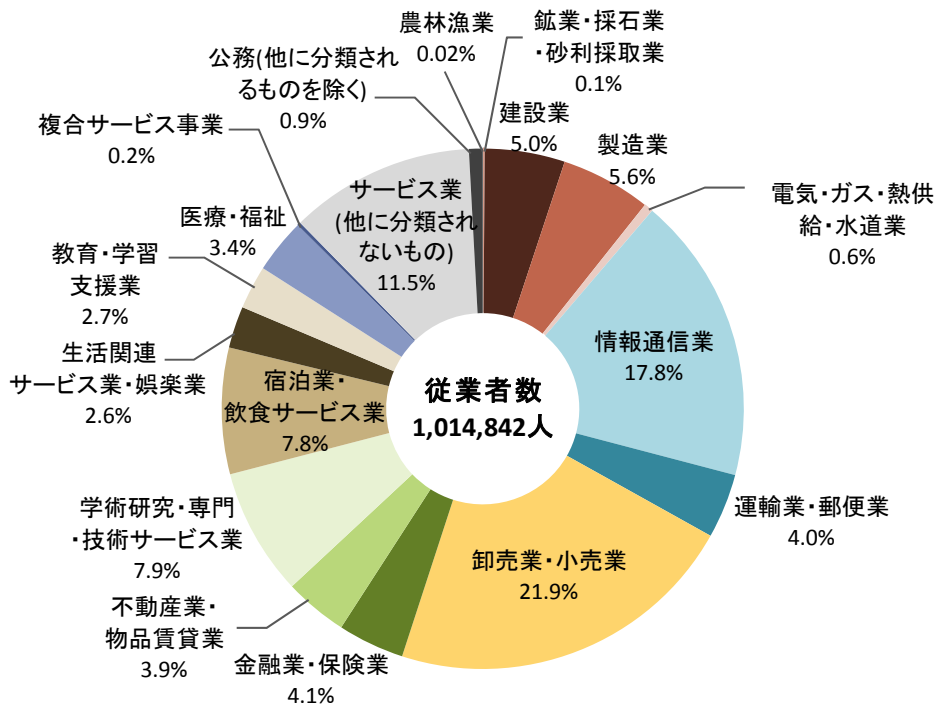


図 2-8 産業分類別従業者数の割合

出典：「平成 26 年経済センサス-基礎調査結果」(総務省統計局) を基に作成

3 各分野の現状と課題

(1) 地球環境

地球温暖化は、大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）の濃度が高くなり、大気を持っている温室効果が強まることをいいます。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）²¹⁾の第5次評価報告書によると、1880年から2012年の傾向として、世界平均気温は0.85℃上昇しており、特に最近30年の各10年間はいずれも、1850年以降の各々に先立つどの10年間よりも高温であり続けたと報告されています。さらに、2100年末には温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも0.3～1.7℃の上昇、最も多い場合では最大4.8℃上昇すると予測されています（いずれも、1986～2005年平均を基準とする。）。

そのため、温室効果ガス排出量の削減、吸収を進める「緩和策」と同時に、既に起こりつつある気候変動による影響への防止・軽減に備える「適応策」を進めることが必要とされています。

港区内の平成26（2014）年度の二酸化炭素排出量は418.6万t-CO₂/年です。「港区地球温暖化対策地域推進計画」における削減目標の基準である「2007～2009（平成19～21）年度の平均」（416.1万t-CO₂/年）に対しては、0.6%増加しています。

一方、港区内の平成26（2014）年度のエネルギー消費量は、42,290TJ²²⁾/年であり、東日本大震災後に進んだ省エネルギー化を背景に、「港区地球温暖化対策地域推進計画」における二酸化炭素削減目標の基準である「2007～2009（平成19～21）年度の平均」（48,401TJ/年）に対し12.6%減少しています。

エネルギー消費量に占める割合の高い民生業務部門（産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動）については、「2007～2009（平成19～21）年度の平均」に対し、15.2%減少しています。また、民生家庭部門のエネルギー消費量は、人口・世帯数の増加を背景に、「2007～2009（平成19～21）年度の平均」に対し、0.8%増加しています。

今後も人口増加、事業所の集積が見込まれる港区においては、区民、事業者と協力して、省エネルギー化の取組及び再生可能エネルギーの普及を更に推進していくことが求められます。

また、都心に位置する港区では、地球温暖化による気温上昇に加え、ヒートアイランド現象も発生しており、熱帯夜²³⁾の増加や熱中症など、健康面での問題の顕在化が懸念されています。そのため、気候変動による影響への適応策及びヒートアイランド対策につながる取組を進めていくことが必要です。

²¹⁾ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change））：各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行う公式な場として昭和63（1988）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設置された。地球温暖化に関する科学的知見や社会経済的影響の評価、対策のあり方の検討等を行う。

²²⁾ TJ（テラ・ジュール）：T（テラ）は10の12乗（1兆）、J（ジュール）は熱量単位のこと、エネルギー統計では、単位の異なる各種エネルギーをJ（ジュール）に換算して表している。

²³⁾ 熱帯夜：最低気温が25℃より下がらない夜をいう。

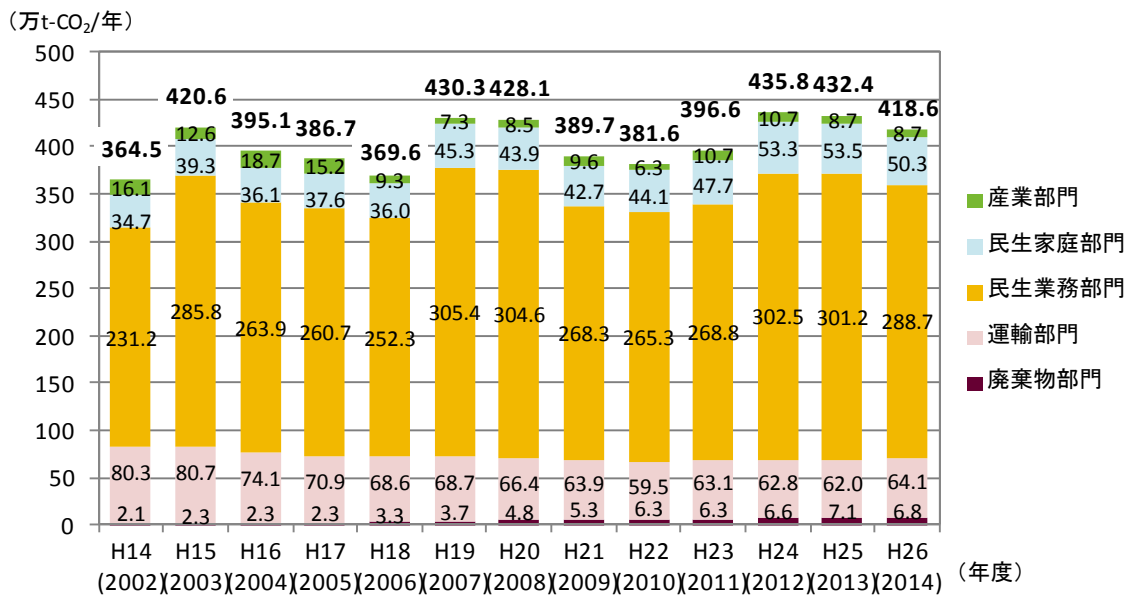


図 2-9 港区内の部門別温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

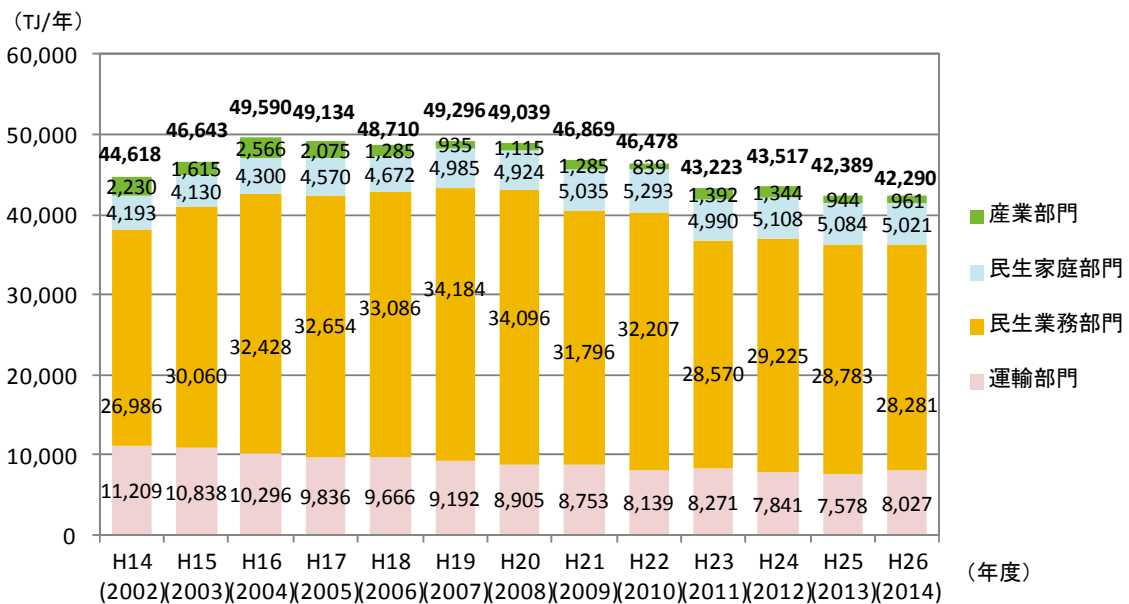


図 2-10 港区内の部門別エネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

グラフ凡例の部門について

- 産業部門 : 農業・建設業・製造業からの排出、エネルギー消費
- 民生家庭部門 : 家庭内での電気、ガス、灯油等のエネルギー消費からの排出、エネルギー消費
- 民生業務部門 : 産業部門、運輸部門に属さない企業・法人の事業活動からの排出、エネルギー消費
- 運輸部門 : 個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送・運搬からの排出、エネルギー消費
- 廃棄物部門 : 石油から生成されたビニール、プラスチック、合成繊維等の焼却からの排出

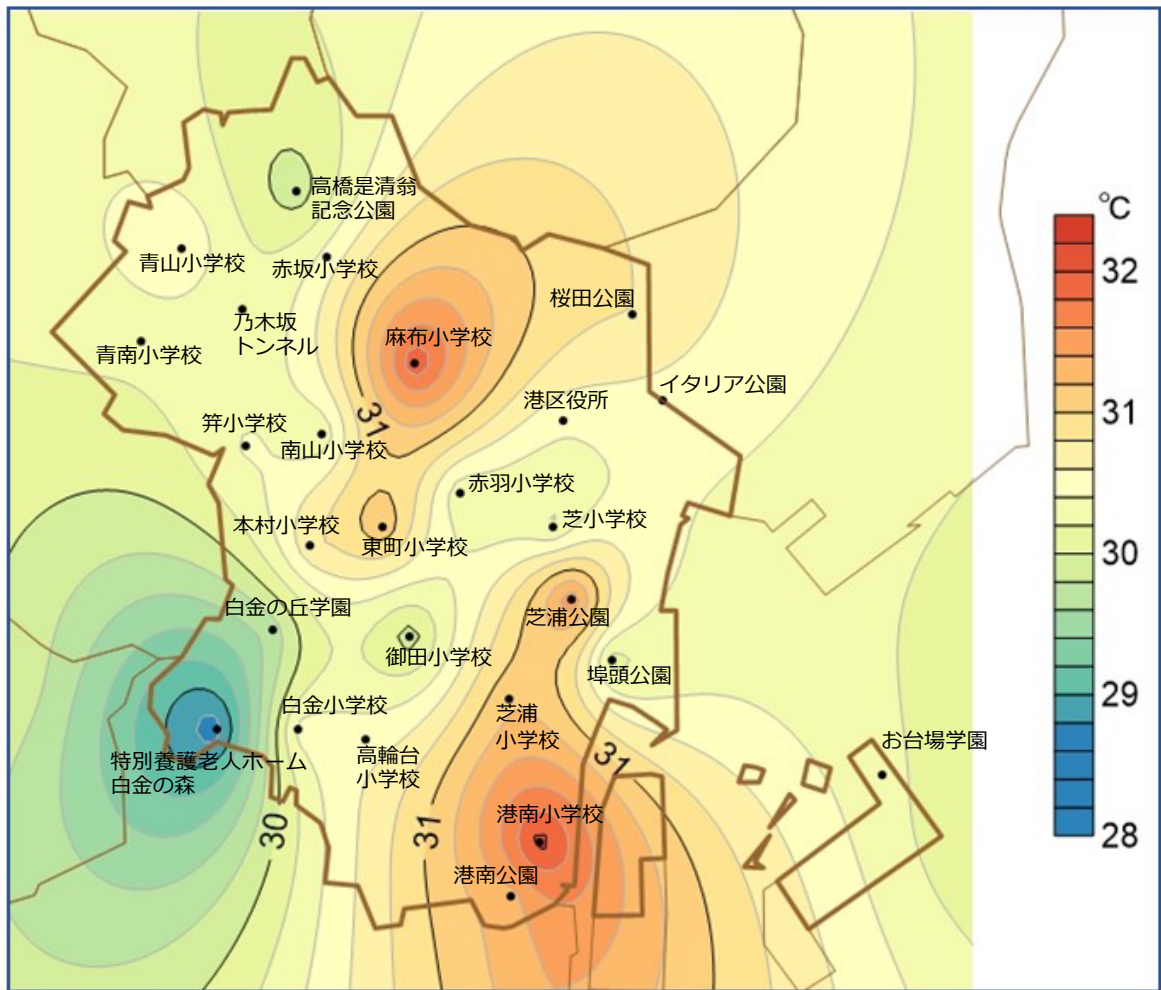


図2-11 8月の日平均最高気温（平成29《2017》年）

（港区における夏期ヒートアイランドの特性に関する調査結果（平成29《2017》年 港区））

(2) 循環型社会

区収集ごみ量、持込ごみ²⁴⁾量及び資源回収量（区回収及び集団回収）を合わせた「総排出量」は、平成 19（2007）年度以降減少に転じましたが、近年は増加傾向にあります。

人口が増加する中で、区収集ごみ量は、近年ほぼ横ばいの傾向にあります。このうち、家庭系ごみについては、人口増加に伴って排出量も増加していくことが想定されます。

区民による資源の集団回収や、区の分別回収等の取組は着実に進められ、区収集ごみと資源（区回収及び集団回収を含む。）の総量のうち資源化される割合を示す資源化率は、平成 28（2016）年度に初めて 30%を超えました。一方、家庭から排出される可燃ごみには再生利用（リサイクル）が可能な古紙やプラスチックがいまだに多く含まれており、また、可燃ごみには、未使用食品も 3%程度（平成 27（2015）年 10 月に実施した「ごみ排出実態調査」の結果から、区民一人当たり年間で約 4 kgと推計）含まれています。

多量排出事業者の持込ごみ量については近年、増加傾向にあり、区収集ごみ量を大きく上回っています。平成 28（2016）年度の持込ごみ量は区収集ごみの約 2 倍であり、ごみ排出量全体の約 2/3 を占めています。事業所におけるごみの減量と資源化の取組も進んでいますが、事業所では「保管するスペースがない」「これ以上分別するには手間がかかりすぎる」「機密文書が多く、リサイクルが難しい」などが課題となっています。

循環型社会の形成に向け、家庭系ごみの排出抑制・分別を徹底していくことが求められます。また、事業系ごみに関しても対策を強化し、排出抑制・資源化をこれまで以上に推進し、ごみ量の削減を図っていくことが必要です。

さらに、食品ロスの削減、災害廃棄物対策等について適切な対応を図っていくことが求められます。

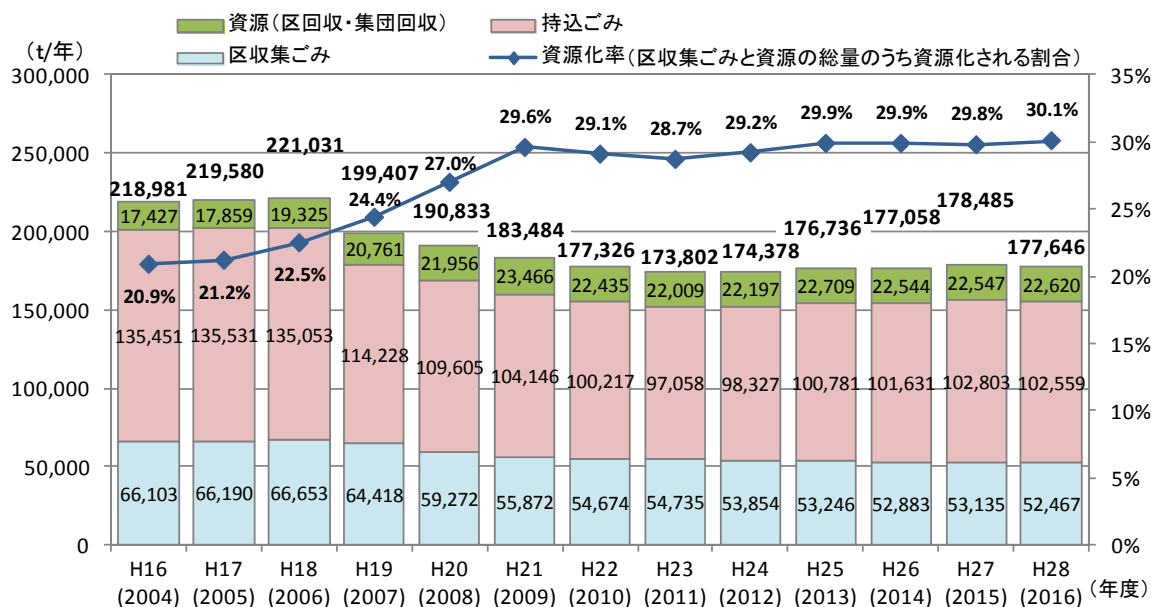


図 2-12 総排出量及び資源化率の推移

出典：「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）」（平成 24《2012》年 港区）

「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）中間年度改訂版」（平成 29《2017》年 港区）ほかを基に作成

²⁴ 持込ごみ：事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が処理施設に搬入するごみ

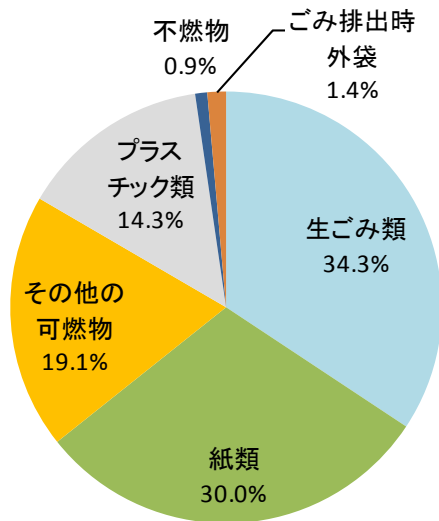


図2-13 家庭から排出される可燃ごみの内訳

出典：「港区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」（平成28《2016》年 港区）を基に作成

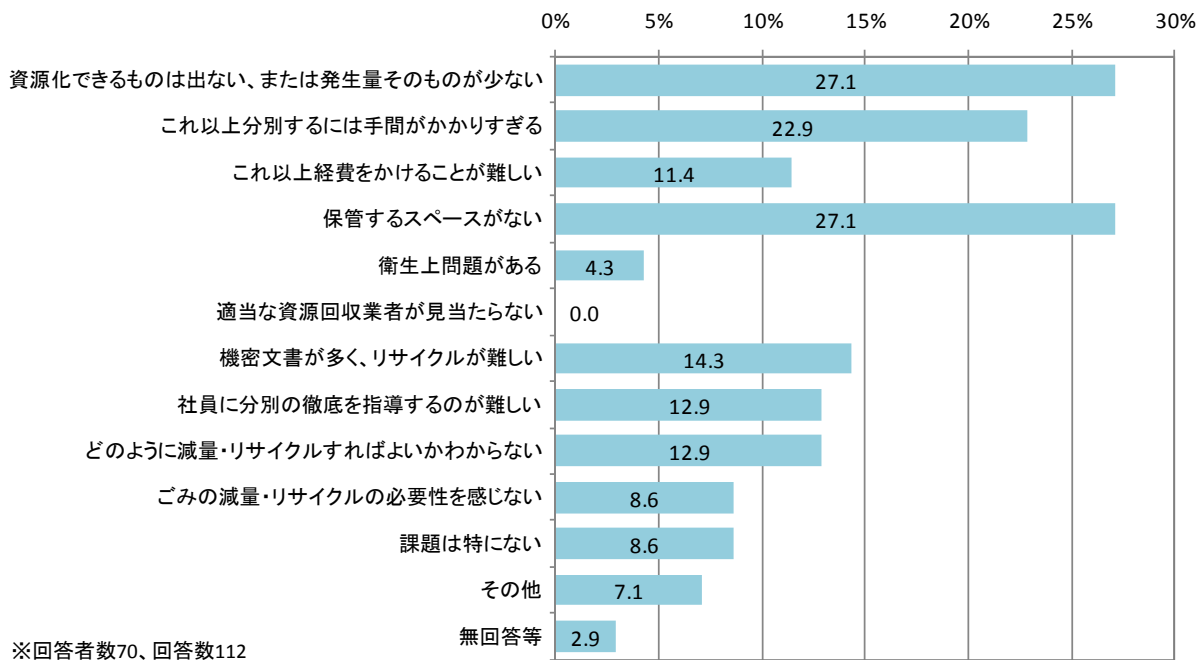


図2-14 事業所における取組への課題

出典：「港区一般廃棄物処理基本計画中間年度見直しに係る基礎調査報告書」（平成28《2016》年 港区）

(3) 生活環境

公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下）や有害化学物質への対策を進め、健康で安全に暮らすことのできる生活環境を確保していくことは、環境行政の基本となる取組の一つです。

区の大気環境については、低公害車²⁵⁾の普及等を背景に、二酸化窒素（NO₂）等の大気汚染物質の濃度が長期的に減少傾向にあります。平成 28（2016）年度は、光化学オキシダント²⁶⁾、非メタン炭化水素²⁷⁾を除き、環境基準を達成しています。

今後も、大気汚染物質の監視測定、自動車からの排出ガス削減に向けた取組を継続するとともに、東京都全体で環境基準が未達成となっている光化学オキシダントや、PM2.5等への対策を東京都と連携して進めていくことが必要です。

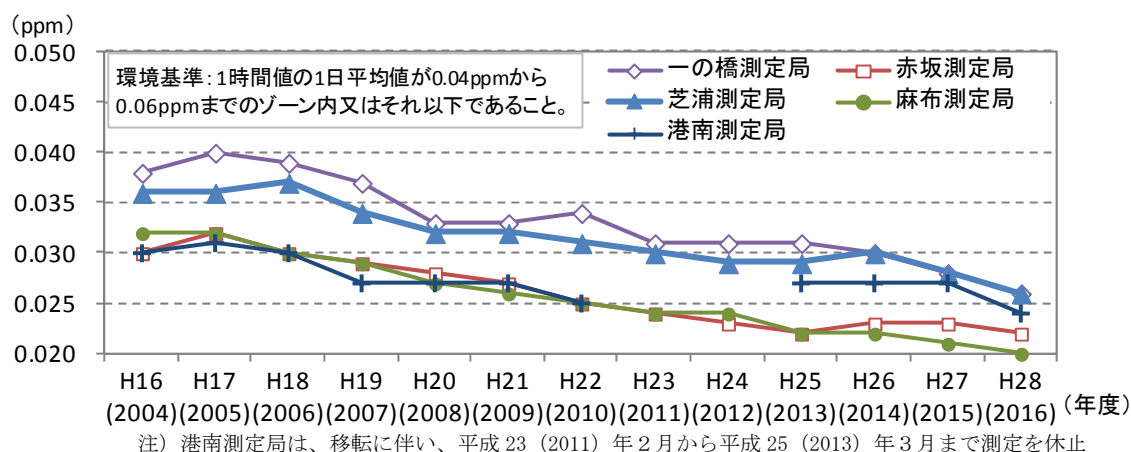


図 2-15 二酸化窒素 (NO₂) 年間平均値の推移

表 2-1 大気汚染の環境基準等の達成状況（平成 28 《2016》年度）

測定項目	環境基準	測定局 (○:達成, ×:未達成)				
		一の橋	赤坂	芝浦	麻布	港南
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下で、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	○	/	/	/	○
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下で、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	○	/	/	/	/
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下で、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	○	○	○	○	○
光化学オキシダント(Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下	×	×	×	×	×
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下	○	○	○	○	○
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下で、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下	○	○	○	/	/
測定項目	光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針	一の橋局				
非メタン炭化水素 (NMHC)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。(S51.8.13 通知)	×				

出典：「港区の環境リサイクル」（平成 29 《2017》年 港区）

²⁵⁾ 低公害車：窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。

²⁶⁾ 光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。

²⁷⁾ 非メタン炭化水素：メタン以外の炭化水素の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つ。環境基準は定められていないが、「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和 51 年 8 月 13 日 中央公害対策審議会）に基づく指針値があり、これを基に評価を実施している。

古川、運河、お台場の海という多様な水環境の存在は、港区の特徴の一つです。

古川の水質は平成16(2004)年度以降、水質汚濁を示す代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)²⁸⁾をはじめ、全項目が全地点で環境基準を達成しています。一方、運河の水質を示すCOD(化学的酸素要求量)²⁹⁾は、平成28(2016)年度時点で5地点中4地点で環境基準を超過しています。

水質は、天候や上流域の水質変化の影響を受けるため、採水日によって値が大きく変動することがあり、全地点全項目での環境基準達成が難しい現状がありますが、引き続き水質調査の実施と測定結果の公表に取り組むとともに、東京都と連携、協力しながら水環境の向上に向けた取組を進める必要があります。

さらに、安全で快適な生活環境の確保に向け、騒音、振動、悪臭等に対する対策のほか、アスベスト³⁰⁾や有害化学物質への対策についても、引き続き推進していくことが求められます。

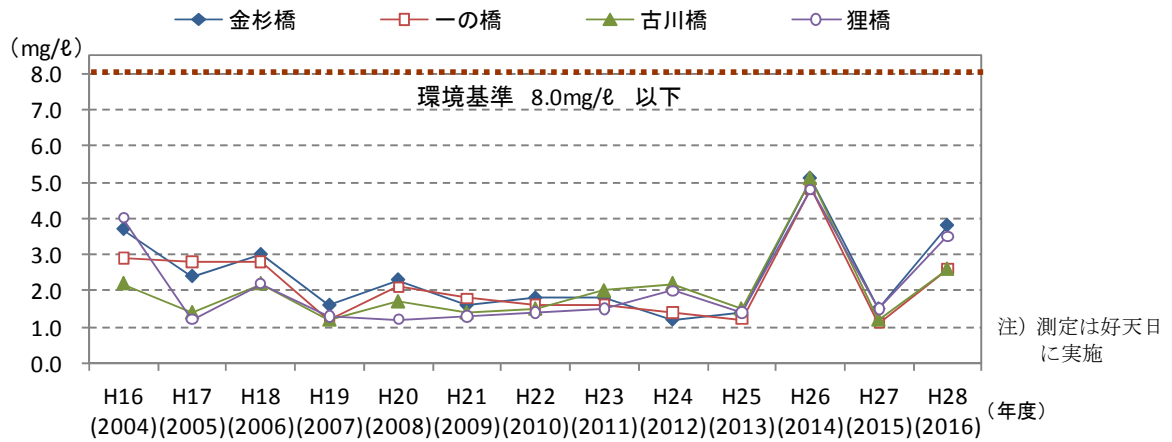


図2-16 古川のBOD (年平均値) の推移

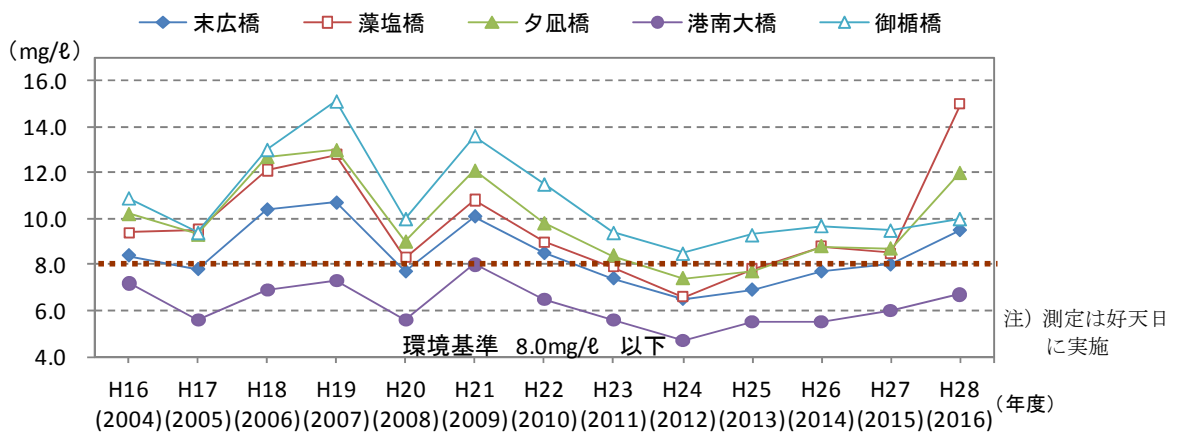


図2-17 運河のCOD (年平均値) の推移

²⁸⁾ BOD (生物化学的酸素要求量)：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量のこと
で、河川の有機物による汚濁の状況を測る代表的な指標

²⁹⁾ COD (化学的酸素要求量)：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算した
もので、海水や湖沼の有機物による汚濁の状況を測る代表的な指標

³⁰⁾ アスベスト：耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の特性があり、建設資材に多く使用されてきた。飛散したアスベ
スト繊維を吸入すると繊維が肺の中に残り、肺がんや中皮腫、アスベスト肺 (肺の慢性線維症) の原因となる。

(4) 都市環境

区では、大規模な開発事業の実施が環境に与える影響に十分な配慮がなされるよう、平成7（1995）年に「港区環境影響調査実施要綱」を定め、延べ面積5万㎡以上の建築物の新築事業を対象に、独自の環境アセスメント³¹を実施し、事業者と協力して環境負荷の低減に努めてきました。

東京2020大会が開催される平成32（2020）年度を見据え、区内では大規模な開発事業が複数進行しており、周辺環境に様々な影響が生じる可能性があります。また、人が集まり、経済活動が活発になることで、エネルギー消費の増大、廃棄物の発生等、環境負荷が増大することが予想されます。

地球温暖化による気温上昇に加えてヒートアイランド現象も生じている港区では、大規模な開発事業における熱環境の改善も重要な課題の一つです。加えて、東京2020大会の開催に向けた環境対策として、競技会場周辺の暑熱対策が課題となっています。

これらの課題に対して、区内の事業者と協力しながら対応していくことが必要です。

空き缶等のごみの散乱防止、たばこの吸い殻のポイ捨て防止、路上喫煙への対策などの取組も都市環境の保全において重要な課題です。

区では、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちをめざし、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で「みなとタバコルール」を定め、推進しています。

平成28（2016）年に区が在住者・在勤者を対象に実施したアンケート調査では、みなとタバコルールの趣旨に賛意を表明した回答者は約9割に達し、平成23（2011）年に実施した同様の調査から10ポイント近く上昇しました。

みなとタバコルールの周知・啓発をめざして区と地域住民や事業者が協働で実施する環境美化キャンペーンの参加者も増加傾向にあり、取組への関心も高まっています。

引き続き、みなとタバコルール及び地域の環境美化活動の推進に努めるとともに、区民、事業者、団体等による取組を支援していくことが必要です。

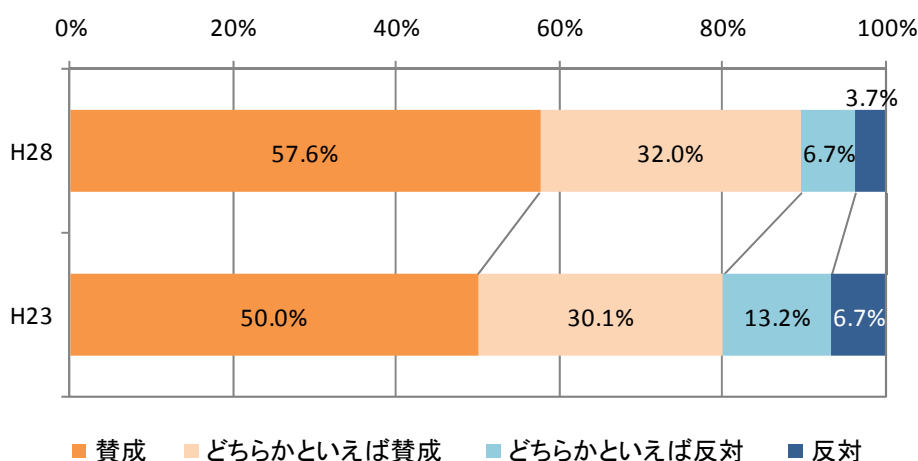


図2-18 みなとタバコルールの趣旨への賛否

（みなとタバコルールインターネットアンケート調査結果（平成28（2016）年 港区））

³¹ 環境アセスメント：開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続

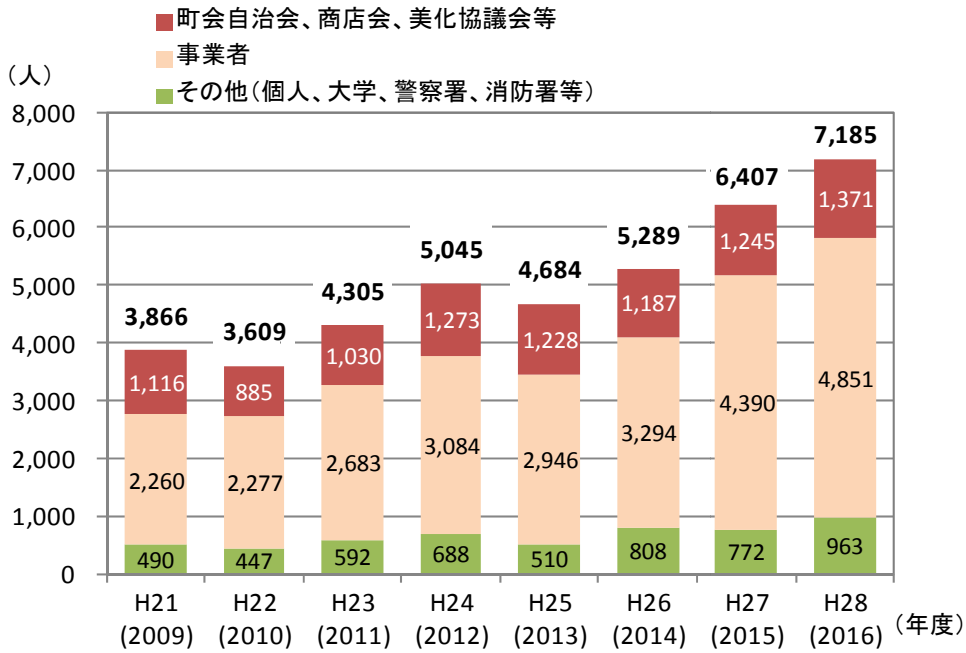


図2-19 地域団体等との協働による環境美化キャンペーンの参加人数の推移

コラム

誰もがまちのルールを守り、快適に過ごせるまちをめざして

みなとタバコルール

全ての人
が守るべき
ルール

区内全域の屋外の公共の場所では

- ①指定喫煙場所を除き、喫煙をしてはならない。
- ②たばこの吸い殻をみだりに捨ててはならない。

私有地で喫煙する場合でも

- ③屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮しなければならない。
- ④事業者が所有する敷地内で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行わなければならない。
- ⑤従業員その他事業活動に関わる人に、①～③を遵守させるよう努めなければならない。

港区内で
事業活動
を行う事業者
が守るべき
ルール

※公共の場所とは、区内の道路、公園、児童遊園、公開空地その他の公共の用に供する場所
※指定喫煙場所は区が設置、又は指定する喫煙場所です。



その他の受動喫煙防止対策

- みなとタバコ対策優良施設ガイドライン
- みなとタバコ対策優良施設登録・表彰

(5) 自然環境

区内には、赤坂御用地や有栖川宮記念公園、国立科学博物館附属自然教育園などの大規模でまとまりのある緑をはじめ、斜面地や寺社などに残る樹林、公共施設・民間施設の緑など、多種多様な緑が分布しており、都心にありながら緑豊かな環境を形成しています。

平成 28 (2016) 年度に実施した「港区みどりの実態調査 (第 9 次)」によると、区全体の緑被率³²⁾は 21.8%です。平成 23 (2011) 年度に実施した調査から緑被地面積は 0.41ha 微増していますが、緑被率は横ばいとなっています。緑被地の内訳を見ると、樹木被覆地が 1.51ha、屋上緑地が 0.67ha 増加し、草地が 1.77ha 減少しました。

樹木被覆地は、芝浦中央公園などの公園整備や、公共施設、集合住宅、商業・業務施設などの建築行為に伴う緑地整備により増加しているものの、市街地再開発事業による宅地等の整備や、各種施設の建設、建替え、公園内の樹木の伐採などにより、まとまった樹木被覆地の消失も生じています。斜面緑地の調査結果からは、斜面地上の樹林が平成 23 (2011) 年度に比べ、192 か所、2.83ha 減少しており、斜面地上の樹林地の消失、樹木のまとまりの分断が生じていることが明らかとなっています。また、緑化計画書制度により、屋上緑地、壁面緑化が新たに整備されていますが、屋上緑地面積の伸び率は以前より小さくなっています。

地区別では、芝浦港南地区において公園整備や商業・業務施設の建設による植栽地整備を背景に緑被率が増加した一方で、芝地区、麻布地区、赤坂地区、高輪地区では微減となっています。

武蔵野台地の東端に位置する港区には、台地の崖下などから地下水が湧き出る湧水地、区内を横断する古川、臨海部の運河、お台場の海に見られるように多様な水辺が存在しています。このうち湧水地については、平成 28 (2016) 年度の調査において 20 か所の自然湧出が確認されており、湧水量が測定可能だった 12 か所の湧水量は、以前の調査とおおむね同様でした。

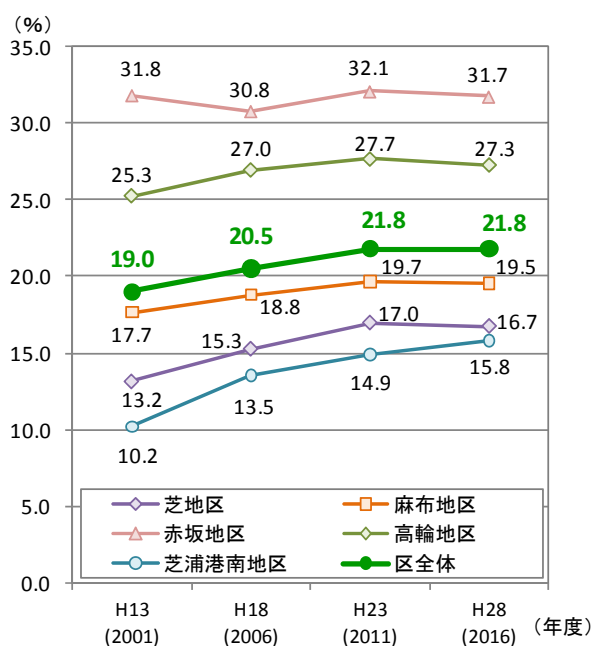


図 2-20 緑被率の推移

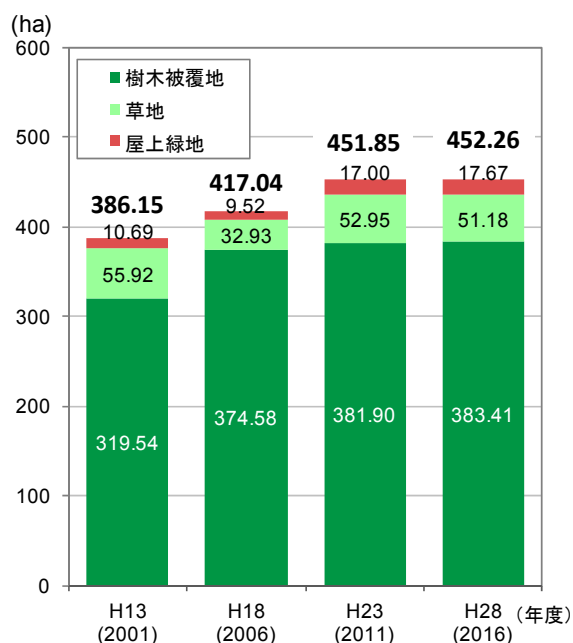


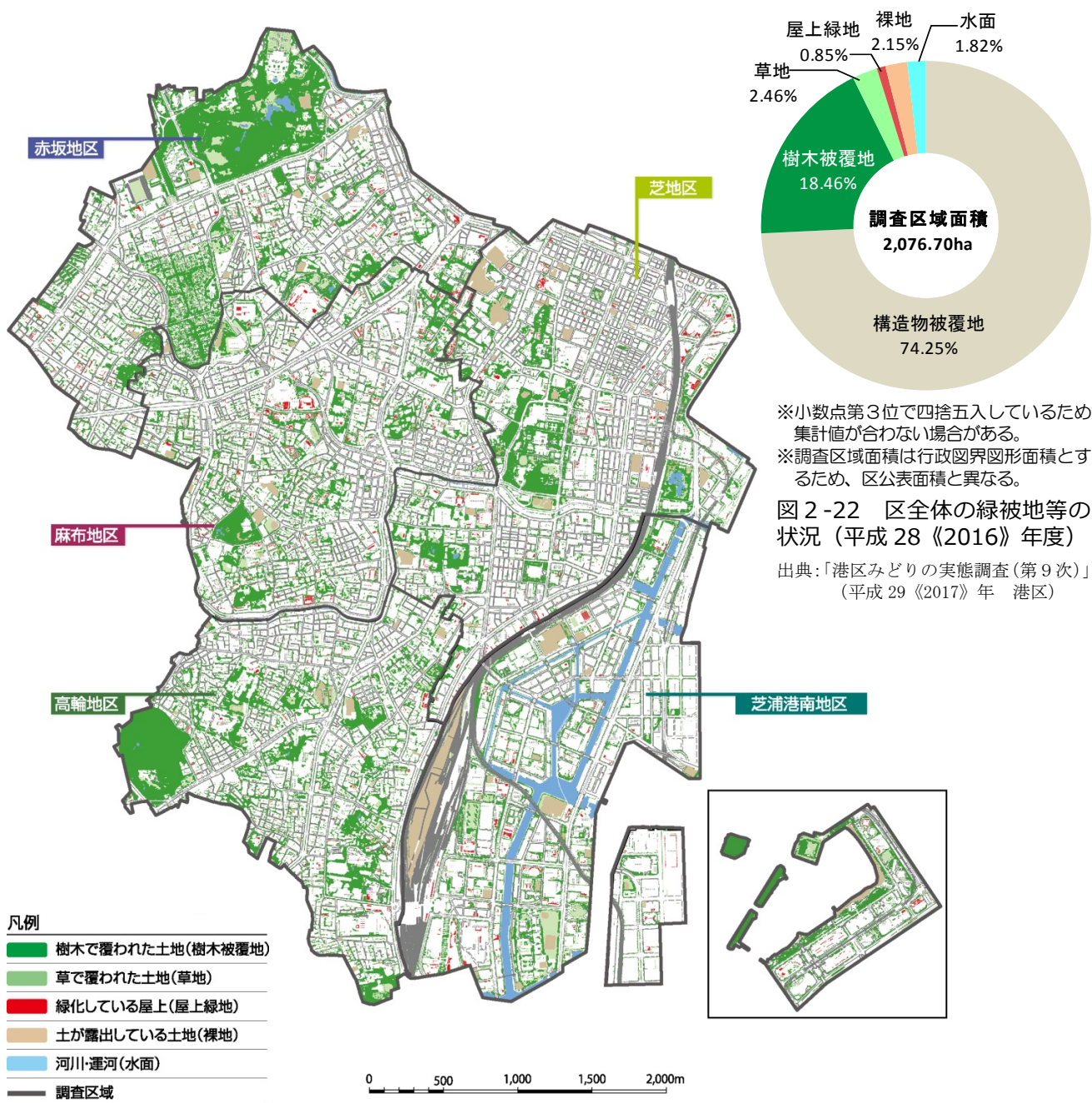
図 2-21 緑被地面積の推移

出典：「港区みどりの実態調査 (第 6 次) ~ (第 9 次)」(平成 14・19・24・29 《2002・2007・2012・2017》年 港区) を基に作成

³²⁾ 緑被率：ある土地の区域面積に占める緑被地の割合。緑被地とは、樹木被覆地と草地を合わせた、植物で覆われた土地(屋上緑地を含む。)のこと。

このような多様な緑と水の存在を背景に、区内では89種の重要種を含む約2,200種の生物が確認されています。

豊かな緑と水辺の環境を将来に引き継いでいくため、斜面上の樹林地をはじめとする、歴史性や自然性の高い樹木、樹林の保全・育成、これらと一体となった湧水の保全、水循環系の保全・構築、水辺空間の親水化や活用等の取組を推進していくとともに、生物多様性の保全・再生、暑熱対策につながる質の高い緑の形成・育成、みどりのネットワークの形成を推進していくことが必要です。



この背景の地形図は、東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が所有権を有する。(承認番号)MMT利許第27039号-80

図2-23 緑被地の分布 (平成28《2016》年度)

出典:「港区みどりの実態調査(第9次)」(平成29《2017》年 港区)

(6) 環境保全活動

環境に関する様々な問題の解決には、一人ひとりの区民や個々の事業者が問題を認識し、主体的に行動していくことが求められます。

区はこれまでもエコプラザ³³⁾やみなと区民の森³⁴⁾を活用した環境教育・環境学習、「港区環境美化推進協議会」、「港区3R推進行動会議³⁵⁾」、「みなと環境にやさしい事業者会議(m e c c)³⁶⁾」などの活動主体との協働による環境保全等の取組を進めてきました。

区民、事業者等が環境について関心を持ち、考え、行動するための情報発信、学習、交流の空間として開設したエコプラザの来館者数は、平成25(2013)年度以降増加傾向にあり、区民、事業者に浸透しつつあります。

また、環境問題を楽しく学ぶため毎年開催しているエコライフ・フェアMINATO³⁷⁾の来場者数は増減があり、環境問題への区民、事業者等の関心を更に高めるため、継続した取組が必要です。

区は、これまでも区民、事業者と協力して環境問題に取り組む事業を進めてきましたが、そうした取組の情報が区民や事業者に十分伝わっていない現状があります。また、総合支所を中心とした区民による地域づくりの活動の中で、みどりを生かした環境学習、自然とのふれあいに関する取組の充実が求められています。

こうした現状を踏まえ、区が取組等の環境情報を区民、事業者に着実に伝えるための情報発信の充実を図るとともに、みどりや自然とふれあい、学ぶ機会の充実を図ることが必要です。

さらに、区民、事業者等の環境保全活動を先導していくため、区が一事業者として自ら環境に配慮した行動を率先して進めていくことも必要です。

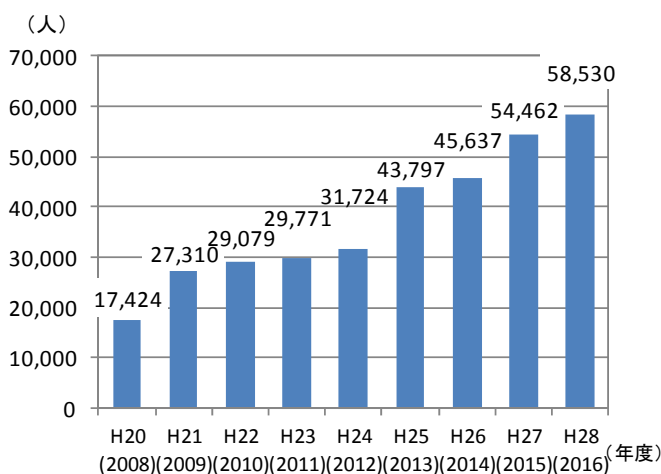


図2-24 エコプラザ来館者数

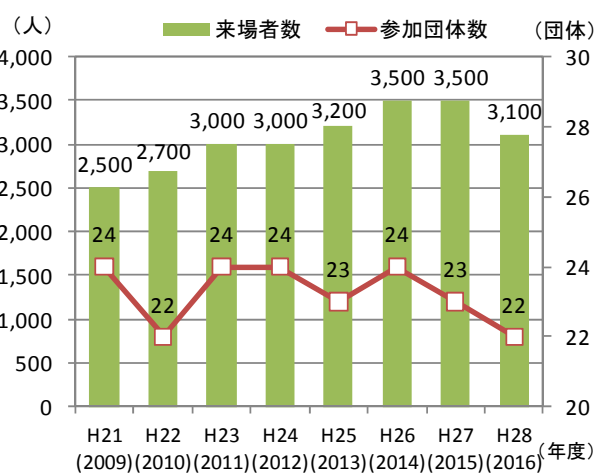


図2-25 エコライフ・フェアMINATO来場者数等の推移

出典：「港区の環境リサイクル」(各年 港区)を基に作成

³³⁾ エコプラザ：区民の環境の保全に関する理解を深めることにより、環境への負荷の少ない生活文化の形成に寄与するために設置された施設。環境の保全に関する普及・啓発や学習などの事業を実施している。正式名称は港区立エコプラザ(所在地：浜松町一丁目13番1号)

³⁴⁾ みなと区民の森：あきる野市から区が借り受けている約22haの市有林。森林整備、自然観察等の環境学習などを実施している。

³⁵⁾ 港区3R推進行動会議：区民・事業者・区の協働により3Rの取組を地域で積極的に展開していくため、平成18(2006)年10月に発足。3R推進のための啓発活動などを実施している。

³⁶⁾ みなと環境にやさしい事業者会議(m e c c)：企業や各種団体の本部機能が集中している区の特徴を生かし、事業者、区民及び区が連携して環境保全活動を実施することを目的として、平成18(2006)年5月に設立した任意団体

³⁷⁾ エコライフ・フェアMINATO：環境に関するメッセージを広く伝えるために、毎年5月に開催しているイベント。区、企業、民間団体などが自ら取り組む環境活動の展示、環境に関連した体験型ワークショップを実施している。

第3章 めざす環境像と基本方針

1 めざす環境像

歴史ある自然をみなではぐくみ、 暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと

港区の将来像と実現のための施策の大綱を示す「港区基本構想」では、環境に関する施策の方向として「環境にやさしい都心をみなで考えつくる」を掲げています。この「みなで」に表されているように、区民や事業者をはじめとする多様な主体がともに考え、手を携え、行動することによって、暮らしやすく、働きやすいまちをつくっていくことが必要です。

また、「港区環境基本条例」の前文には、すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で環境にやさしい行動をとること、環境への負荷の少ない居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげることの重要性が示されています。

都心にありながら多様な緑と水が残されていることは、港区の大きな特徴の一つです。歴史ある社寺や、武家屋敷の庭園を継承した公園、大使館など、地域ゆかりの緑とともに多くの史跡が残されています。区内各所に見られる湧水、古川、運河、お台場の海と、水辺の環境も多様です。これらの歴史ある多様な自然を保全し、良好な環境を次の世代へ引き継いでいくことが必要です。

本計画の計画期間最終年度に当たる平成32(2020)年度には、東京2020大会が開催され、これまで以上に多くの人々が国内外から港区を訪れます。

国際色豊かな地域の特性を踏まえ、多様な国籍の区民や来街者に環境保全への協力を求めていくとともに、東京2020大会とその後を見据えた活発なまちづくりと連携を図りつつ、住む人、働く人、そして国内外から訪れる人が快適に過ごせる環境の実現に向けた取組を更に加速させていくことが必要です。

また、全国各地域との連携を更に発展させることで、双方の地域の環境の保全につなげていくこと、区内の様々な先進的な取組を国内のみならず、国外に発信していくことなどを通じて、国際的に誇れる環境都市をめざしていくことも重要です。

このような港区の特性を踏まえ、めざす環境像を「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市 みなと」とし、その実現をめざします。

2 基本方針

めざす環境像を実現していくため、次の6つの基本方針に沿って施策を推進します。

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素の排出を抑制し、安心して暮らせる低炭素社会³⁸⁾を実現していくため、再生可能エネルギーの普及や省エネルギー化、エネルギーの効率的な利用を進めるとともに、気候変動による影響への適応策に取り組みます。

基本方針2 協働による循環型社会の形成

人口や事業所の増加が見込まれる中で、循環型社会を形成していくため、ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）により家庭や事業所から排出されるごみの量を減らすことを最優先とし、その上で資源を再生利用（リサイクル）することで循環させていく取組を、区民、事業者との協働により推進します。

基本方針3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

区民の健康で安全な暮らしを支えるための基本的な区の責務として、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない生活環境を確保します。

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

あらゆる人が、安全で快適に過ごすことのできる魅力ある都市環境を形成していくため、事業者や地域と協働して、開発が環境に与える影響への対策を講じるとともに、きれいで清潔なまちづくりを進めます。

基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

生きものの生息・生育の基盤の形成やヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環系の保全などのために重要な役割を果たすとともに、区民の潤いや安らぎの空間として貴重な存在である緑と水を守り、育みます。

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

暮らし、働き続けることができる良好な環境を保全していくため、区民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、環境保全に向けた行動を実践していくことを推進します。

³⁸⁾ 低炭素社会：地球温暖化の主要因である二酸化炭素の排出を抑えた社会のこと。究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会をめざすものとされる。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

第4章 施策と行動指針

1 施策の体系

基本方針	施策
1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現	1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進
	1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり
	1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進
	1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進
2 協働による循環型社会の形成	2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成
	2-2 限りある資源の循環利用
	2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理
3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全	3-1 良好な大気環境の保全
	3-2 水質の改善と水環境の向上
	3-3 安全で快適な生活環境の確保
4 快適で魅力ある都市環境の形成	4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進
	4-2 環境美化の推進
5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出	5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出
	5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築
	5-3 生物多様性の保全・再生とその恵みの持続的な利用
6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進	6-1 環境教育・環境学習の推進
	6-2 協働による環境保全活動の推進
	6-3 区の率先行動

取組	関連計画
①家庭における省エネルギーの推進 (p.30)	
②職場における省エネルギーの推進 (p.31)	
①建築物等の環境性能の向上 (p.33)	・港区地球温暖化対策地域 推進計画
②低炭素まちづくりの推進 (p.33)	
③環境に配慮した交通手段の普及促進 (p.33)	
④区有施設における対策の推進 (p.34)	
①国産木材の活用促進 (p.36)	・港区地球温暖化対策地域 推進計画
②全国連携による再生可能エネルギー導入 (p.37)	
③先進技術の導入 (p.37)	
①適応策に関する普及・啓発 (p.38)	・港区緑と水の総合計画
②緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収 (p.38)	
③熱をためにくいまちづくり (p.39)	
④集中豪雨による被害の軽減 (p.39)	
①普及・啓発、情報提供 (p.41)	・港区一般廃棄物処理基本計画
②発生抑制のための仕組みづくり (p.42)	
③品目別発生抑制の促進 (p.43)	
①分別排出の徹底 (p.45)	
②資源回収の拡大 (p.46)	
①適切で効率的な収集・運搬 (p.48)	
②適正な処理 (p.48)	
③適正排出の促進と不法投棄の防止 (p.49)	
①大気汚染の防止 (p.52)	-
②大気環境の監視測定 (p.52)	
①古川の水環境改善 (p.54)	・港区緑と水の総合計画
②お台場の海等の水質改善 (p.54)	
③水環境の監視測定 (p.55)	
①騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進 (p.56)	
②アスベスト対策の推進 (p.56)	-
③有害化学物質等への対策の推進 (p.56)	
①環境アセスメントの推進 (p.59)	
②環境に配慮した適切なまちづくりの誘導 (p.59)	-
①地域の環境美化活動の推進 (p.61)	
②みなとタバコルールの推進 (p.61)	
①区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発 (p.64)	
②多様な緑化の推進 (p.65)	
①水辺空間の親水化 (p.67)	・港区緑と水の総合計画
②健全な水循環系の保全・構築 (p.68)	・港区生物多様性地域戦略
①生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透 (p.69)	
②ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成 (p.70)	
①子どもたちの環境学習機会の提供 (p.73)	
②多様な環境学習機会の提供 (p.74)	
①区民、事業者等の環境保全活動の支援 (p.75)	-
②環境情報の積極的な発信 (p.75)	
③全国各地域との連携 (p.76)	
①率先した環境保全活動の推進 (p.78)	・港区環境率先実行計画 (みんなとエコ21計画)

2 施策と行動指針

基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

施策1-1 家庭や職場における省エネルギーの推進

平成26(2014)年度の港区内の二酸化炭素排出量418.6万t-CO₂/年のうち、家庭と事業所からの排出量が81%を占めています。

二酸化炭素は、発電時における石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、都市ガスの使用などによって排出されます。家庭、事業所におけるエネルギー使用量の大部分を電気と都市ガスが占めていることから、二酸化炭素排出量の削減には、日々の暮らしや事業活動において省エネルギーに取り組むことが求められます。

そのため、区は、家庭や職場における節電をはじめとした省エネルギー行動を一層促していくとともに、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の普及に継続して取り組みます。

①家庭における省エネルギーの推進

○区民に対する省エネルギー啓発

区民一人ひとりが、日々の暮らしの中で地球温暖化や省エネルギーといった環境に関する様々な問題について考えるきっかけとなるよう、区は、パンフレットや区ホームページによる情報提供、省エネルギー講習会及びエコライフ・フェアMINATOの開催等を通じて省エネルギーの取組を啓発します。

○みなとエコチャレンジの推進

環境にやさしい自発的な行動に対してポイントを付与し、ポイント数に応じて区内共通商品券などの景品と交換できる「みなとエコチャレンジ」を推進し、家庭における環境にやさしい行動の実践と定着を支援します。



みなとエコチャレンジの仕組み

○区民、集合住宅管理組合向け創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

生活の場である住宅における二酸化炭素排出量を削減していくため、区は、太陽光発電システムなど、エネルギーを創出する機器及び家庭用燃料電池システム(エネファーム)、高断熱サッシ、日射調整フィルム、集合住宅共用部におけるLED照明などの省エネルギー機器等を設置する区民、集合住宅管理組合への支援を進めます。

②職場における省エネルギーの推進

○事業者に対する省エネルギー啓発

事業者による省エネルギーの取組を促進するため、区は、環境に配慮した取組を行う事業者を登録・紹介するみなとエコ宣言登録事業や、省エネルギーセミナー等を通じて、省エネルギーに配慮したビジネススタイルの普及、職場やビル管理運用における省エネルギーの取組の啓発を進めます。

○事業者向け創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を削減し、持続可能な社会を実現することを目的として、太陽光発電システム、高効率空調機器、日射調整フィルムなどの再生可能エネルギー・省エネルギー機器等を設置する事業者等に対し、その経費を助成します。

○中小ビルの省エネ取組の推進

区内に数多く立地する中小ビルの低炭素化が図られるよう、専門家を派遣して個々の建築物のニーズにあったきめ細かな省エネルギーのアドバイスを行い、ビルオーナーやテナントによる省エネルギーの取組を支援します。

◆環境行動指針

<p>区民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●待機電力の削減、不要な照明の消灯、冷暖房の適正温度の設定など、こまめな節電に取り組みます。 ●みなとエコチャレンジへの参加により、エネルギー使用量を把握し、省エネルギーや二酸化炭素排出量削減に取り組みます。 ●照明のLED化、省エネルギー型家電への切替え、HEMS（家庭用エネルギーマネジメントシステム）の導入など、エネルギーを効率よく使う住まいをつくります。 ●太陽光発電システム、蓄電システムなどの再生可能エネルギー利用機器、省エネルギー機器等の導入・利用を進めます。 ●再生可能エネルギーを中心に供給する電力会社から電力を購入するなど、新しい取組の検討、導入に努めます。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。 ●OA機器の省エネモード設定による待機電力の削減、照明照度の見直し、不要な照明の消灯、冷暖房の適正温度の設定など、省エネルギーに取り組みます。 ●オフピーク出勤やノー残業デーの設定など、省エネルギーにつながる働き方を取り入れるよう努めます。 ●空調システムの適正管理、照明やOA機器、ポンプなどの省エネルギー化や最適利用を進めます。 ●太陽光発電システム、蓄電システムなどの再生可能エネルギー利用機器、省エネルギー機器等やBEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）の導入・利用を進めます。 ●事業所の規模に応じて、東京都による「総量削減義務と排出量取引制度」、「地球温暖化対策報告書制度」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」などに基づき、省エネルギーをはじめとする地球温暖化対策を進めます。
<p>区</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを推進します。 ●OA機器の省エネモード設定による待機電力の削減、照明照度の見直し、不要な照明の消灯、冷暖房の適正温度の設定など、省エネルギーに取り組みます。 ●空調システムの適正管理、照明やOA機器、ポンプなどの省エネルギー化や最適利用を進めます。 ●区有施設に太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器、省エネルギー機器等の導入を進めます。 ●「港区環境率先実行計画（みんなとエコ21計画）」に基づき、二酸化炭素排出量削減に向けた省エネルギーの取組を徹底します。

施策1-2 エネルギーを効率的・安定的に利用する建築物の整備とまちづくり

港区では、今後も開発事業によって大規模な建築物が増加することが見込まれます。そのため、家庭や職場における日々の省エネルギーの取組に加えて、二酸化炭素の排出を抑えた省エネルギー性能の高い建築物の整備やまちづくりを進めていくことが必要です。

区は、大規模な業務系民間建築物の環境性能向上を誘導するとともに、区有施設における環境性能の向上を図り、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量を削減します。また、開発事業に際して、開発区域内で電気や熱を効率的に供給したり、隣接する複数の地区でエネルギー供給施設を共有して電気や熱を融通し合うエネルギーの面的利用を拡大する、環境にやさしい交通手段である公共交通や自転車利用を促進するなど、エネルギーを効率的・安定的に利用するまちづくりを進めます。

①建築物等の環境性能の向上

○港区民間建築物低炭素化促進制度の推進

区内の二酸化炭素排出量の大幅な削減を進めるため、区は、非住宅用途の延床面積が一定規模を超える民間建築物を対象に、「港区民間建築物低炭素化促進制度³⁹⁾」に基づき、東京都より高いレベルの省エネルギー化を促し、低炭素化を図ります。

②低炭素まちづくりの推進

○エネルギーの面的管理・利用の促進

エネルギーの効率的利用の促進や緑の保全・創出とヒートアイランド対策、環境に配慮した交通環境の整備など、低炭素化を促進するためのまちづくりを総合的に推進する「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、環境性、防災性の高い自立分散型エネルギーネットワークシステムの普及などを推進します。

③環境に配慮した交通手段の普及促進

○公共交通の利用促進

エネルギー効率の良い公共交通機関の利用を促す取組の一環として、港区コミュニティバス「ちいばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の利用促進を図ります。「ちいばす」では、電気自動車を4台導入し、環境に配慮した運行をしています。今後は、技術革新の動向を注視し、次世代車両の導入を検討します。

³⁹⁾ 港区民間建築物低炭素化促進制度：延べ面積5,000㎡を超える新築、増築又は改築する建築物のうち、非住宅用途部分の延べ面積が2,000㎡以上の建築物を対象に、東京都の定める基準より高いレベルの環境配慮、ヒートアイランド対策を誘導する制度

○クリーンエネルギー自動車の普及促進

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車などのクリーンエネルギー自動車の普及を促すため、エコライフ・フェアMINATOなどのイベントにおいて、紹介する機会を設けます。

また、燃料電池自動車の導入費を助成し、普及を促進します。



燃料電池自動車

○自転車の利用促進

環境にやさしい交通手段の一つである自転車の利用を促進するため、区は、自転車専用通行帯や自転車ナビマーク等による自転車走行空間の整備を推進します。

また、平成 26（2014）年度から自転車シェアリングを実施しています。今後、更に区内全域にポート設置を進め、他区との相互乗り入れを推進していきます。



自転車シェアリングのサイクルポート

④区有施設における対策の推進

○区有施設における環境性能の向上と省エネルギー運用の推進

区有施設におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量の削減に向けて、区有施設の新築・増改築及び改修時には、「港区区有施設環境配慮ガイドライン⁴⁰」に基づき、高レベルの省エネルギー化や、再生可能エネルギーの導入等による環境性能の向上を図ります。また、建物の省エネルギー性能を適切に発揮させるため、施設・設備等の運転管理における省エネルギーの手順を定めた「エネルギー管理標準」を作成し、継続的な省エネルギー運用を進めます。

さらに、環境にやさしい電力の利用を進めるため、電力の購入に当たっては「港区電力調達方針」を運用するとともに、区有施設や街路灯にLED照明を導入するなど、低炭素化や省エネルギー対策などに取り組みます。

⁴⁰ 港区区有施設環境配慮ガイドライン：区有施設における省エネルギー化及び地球温暖化対策を推進するため、新築・増改築時や運用時における環境配慮に係る基準や関係者の役割等について定めたガイドライン

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅の新築・改築時には、断熱材や高断熱サッシを効果的に使用する、太陽熱や自然通風を取り入れるなど、環境性能の向上に努めます。 ●自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用を進めます。 ●二酸化炭素の排出量を減らすため、低公害車、低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入・利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●建築物の新築・改築時には、断熱材や高断熱サッシ、ひさし・保水性建材を利用・導入する、通風を取り入れるなど、環境性能の向上に努めます。 ●一定規模以上の建築物の新築等に当たっては、「東京都建築物環境計画書制度」や「港区民間建築物低炭素化促進制度」に基づき、省エネルギー化、低炭素化を図ります。 ●コージェネレーションシステム⁴¹⁾の導入等を通じ、エネルギーを効率的・安定的に利用するまちづくりに協力します。 ●自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用を進めます。 ●二酸化炭素の排出量を減らすため、低公害車、低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入・利用に努めます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●区有施設の新築・増改築及び改修時に省エネルギー化、環境性能の向上を図ります。 ●施設・設備等の継続的な省エネ運用、設備更新時の省エネルギー化を進めます。 ●自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用を進めます。 ●クリーンエネルギー自動車の普及を図るため、各種イベントで燃料電池自動車等を紹介します。 ●二酸化炭素の排出量を減らすため、低公害車、低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入・利用に努めます。

⁴¹⁾ コージェネレーションシステム：発電と同時に発生した排熱も利用して、冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの

施策 1-3 広域的なネットワークの活用等による地球温暖化対策の推進

今後も人口、事業所の増加が見込まれる港区では、区内で二酸化炭素の排出抑制に取り組むとともに、広域的な取組により更に大きな削減効果の実現をめざす必要があります。

そのため、全国の自治体と連携した木材活用による森林の二酸化炭素吸収量の増加への貢献や再生可能エネルギーの導入、先進的な環境技術の導入により、広域的、先進的に地球温暖化対策に取り組めます。

①国産木材の活用促進

○区有施設、民間建築物における国産木材活用促進

二酸化炭素の排出抑制と併せて、森林の二酸化炭素吸収量を増やすことも、地球温暖化対策につながります。

全国の自治体と連携して区内での木材活用を進め、森林の二酸化炭素吸収量の増加に貢献していくため、区は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づき、民間建築物における国産木材の使用を誘導します。区有施設においては、民間建築物よりも高い基準を設け、国産木材を使用します。また、店舗や飲食店等のテナントにおける国産木材の使用を促進します。



○区と協定自治体とのネットワークの強化

区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定⁴²⁾」を締結した自治体で構成する連携組織「みなと森と水ネットワーク会議」等を通じて、協定自治体との情報交換と交流を進めるとともに、協定自治体の豊かな自然や、文化、歴史などを広く区民に紹介します。

⁴²⁾ 間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定：都市部における間伐材を始めとする国産材の活用を通じて、日本の森林整備を促進し、森林の二酸化炭素吸収量を増大させることにより、国内林業の活性化及び低炭素社会の実現に貢献することを目的に、港区と林産地の自治体が結ぶ協定。区と協定を締結した自治体は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度を通じて、安定した木材の供給、供給する木材の合法性、森林の持続性を約束する。

②全国連携による再生可能エネルギー導入

○全国地方自治体との連携による再生可能エネルギーの導入促進

区内における再生可能エネルギーの導入を促進していくため、区有施設において他の自治体で産出される再生可能エネルギー由来の電力の活用を進めます。また、区民、事業者による再生可能エネルギーの積極的な選択を促していくための普及・啓発を進めます。

③先進技術の導入

○水素エネルギー等の普及に向けた取組促進

まちづくりの機会などを通じて様々な先進技術を有する事業者と連携し、水素エネルギーをはじめとする先進技術の実証、情報発信の機会をつくり、普及促進を図ります。

新しいエネルギーとして普及が期待されている水素エネルギーの理解促進に向け、区民、事業者に水素エネルギーを活用する意義、環境負荷低減等について、各種イベントで普及・啓発を進めます。

また、水素を活用した省エネルギー機器の一つである家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置及び燃料電池自動車の導入費を助成し、普及を促進します。

◆環境行動指針

区民	●住宅の新築・改築時に、構造材、内外装材、外構材、家具、建具等への国産木材の活用を進めます。
事業者	●建築物の新築・改築時に、構造材、内外装材、外構材、家具、建具等への国産木材の活用を進めます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●「港区公共建築物等における協定木材利用推進方針」に基づき、公共建築物の建設、公共工作物の整備に当たり、協定自治体から産出された木材の活用を進めます。 ●全国の地方自治体等と連携して区有施設への再生可能エネルギーの導入を進めます。

施策 1-4 気候変動への適応策及びヒートアイランド対策の推進

地球温暖化対策では、その要因である温室効果ガスの排出削減を進める対策に加え、気候変動が進んでいることを前提に、それによって生じる様々な被害などを軽減する対策（適応策）にも取り組むことが必要とされています。

都心に位置する港区では、地球温暖化による影響に加え、ヒートアイランド現象による気温上昇も加わって気温が顕著に上昇しており、猛暑日や熱帯夜の増加、局地的大雨の増加、熱中症や感染症のリスクの増大等、その影響が顕在化しつつあります。

区は、地球温暖化及び都市部特有のヒートアイランド現象による気温上昇を背景に生じる、熱中症等の健康被害や水害等を未然に防止、軽減する適応策及びヒートアイランド対策を進めます。

①適応策に関する普及・啓発

○打ち水の普及促進

地球温暖化及びヒートアイランド現象が区民生活にもたらす様々な影響とその対策の一つである打ち水に関する普及・啓発、情報提供を進めます。

○気候変動の影響への対策に関する普及・啓発

気候変動による影響への対策の一環として、区ホームページ、ポスター・リーフレットにより、高齢者、乳幼児をはじめ区民の熱中症及び感染症予防に関する普及・啓発を進めます。

②緑化によるヒートアイランド現象緩和と二酸化炭素吸収

○民間建築物の緑化などの誘導

緑は、緑陰の形成や蒸散効果によって建物や地表面の温度上昇を抑制することで、ヒートアイランド対策に貢献すると同時に、樹木が二酸化炭素を吸収することで地球温暖化対策にも貢献します。

区は、再開発等の大規模開発の機会などを捉え、屋上緑化をはじめとする敷地内の緑化について、指導・誘導していきます。

また、公園の整備を通じて、ヒートアイランド現象への対策や二酸化炭素の吸収源となる樹木等による緑の保全・創出を進めます。

○緑のカーテンプロジェクトの推進

建物に直射日光が当たることを防ぐとともに、葉の蒸散作用により熱を逃がす働きをもつ緑のカーテンは、建物の温度上昇を防ぎ、ヒートアイランド現象の緩和や建物内の省エネルギーに寄与します。

区は、緑のカーテンの普及を図るため、区有施設における緑のカーテンの設置を推進するとともに、育成方法の講習会及びつる性植物の苗の配布を行います。



区役所正面玄関の緑のカーテン

③熱をためにくいまちづくり

○遮熱性舗装等の推進

道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装や保水性舗装⁴³⁾の整備を推進します。また、保水性舗装の効果を高めるため、保水性舗装の施工路線を中心に、下水再生水などを利用した散水車による路面散水や沿道住民と協力した打ち水などを実施します。

○クールスポットの整備

近年、都市部においては猛暑日や熱帯夜が増加するなど、夏の暑さ対策が課題となっています。区民の生活環境の改善に加え、多くの来街者が見込まれる東京2020大会の開催等を見据え、駅前広場や公園等において、ミストを活用した暑さ対策のためのクールスポットを設置します。

④集中豪雨による被害の軽減

○雨水流出抑制施設の設置促進

近年、都心部において局地的集中豪雨がたびたび発生しており、ヒートアイランド現象による気温上昇との関係も指摘されています。区内でも浸水被害が生じています。

集中豪雨による被害を軽減するため、区は、雨水の地下浸透を促進し、民有地及び道路・公園等における雨水流出抑制施設の設置を推進します。

○気象情報等の区民等への提供

気象庁が発表する気象警報や記録的短時間大雨情報等のほか、区の水位・雨量計観測値に基づく注意情報を「防災情報メール」や「港区防災アプリ⁴⁴⁾」を用いて発信するなど、気象情報等をリアルタイムに伝達する体制を強化していきます。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●緑のカーテンを育てます。 ●暑い日には打ち水をして涼をとります。 ●住宅の屋上緑化や壁面緑化、屋上等への高反射率塗料施工等に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所で緑のカーテンを育てます。 ●建築物の屋上緑化や壁面緑化、屋上等への高反射率塗料施工等に努めます。 ●駐車場の整備の際には、遮熱性舗装や保水性舗装の整備、緑化に努めます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●区有施設で緑のカーテンを育てます。 ●暑い日には路面散水をします。 ●区有施設の屋上緑化や壁面緑化、屋上等への高反射率塗料施工等に取り組みます。 ●道路における遮熱性舗装や保水性舗装の整備、緑化に取り組みます。

⁴³⁾ 保水性舗装：舗装体内に保水材を充填した舗装工法の一つ。保水した水分が蒸発する際の気化熱によって道路の表面温度の上昇を抑制することで、熱環境の改善とヒートアイランド現象の緩和に寄与する。

⁴⁴⁾ 港区防災アプリ：区民避難所やハザード情報を重ねて表示できる防災地図、津波・浸水・液状化・揺れやすさの各ハザードマップなど、災害リスクの確認や災害に対する備えに役立つ情報を配信するスマートフォン向けアプリ

◆指標及び目標

成果目標【基本方針1】			
指標	現状	目標	目標値の考え方
	平成 29 (2017) 年度末見込み	平成 32 (2020) 年度	
成果目標 1 区、区民、事業者等の取組により、二酸化炭素排出量の増加を抑制している			
二酸化炭素排出削減量	43.5 万 t-CO ₂ /年 〔平成 26 (2014) 年度実績※〕	60.7 万 t-CO ₂ /年	地球温暖化を防止するため、何も対策をしない場合に想定される平成 32 (2020) 年度の港区内の二酸化炭素排出量から、区や東京都の施策により二酸化炭素 (60.7 万 t-CO ₂ /年) を削減することを目標とする (港区地球温暖化対策地域推進計画に掲げる目標と同じ。)
成果目標 2 低炭素化を促進する取組により、地球温暖化の防止に寄与している			
創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費助成件数	4,401 件	6,051 件	創エネルギー・省エネルギー機器等の設置費を助成し、住宅、事業所への機器普及を図り、二酸化炭素排出量を削減することを目標とする。
成果目標 3 国産木材の活用が進み、温室効果ガスの排出抑制に寄与している			
二酸化炭素固定量	403.6 t-CO ₂ /年	450 t-CO ₂ /年	区内に建設される延床面積 5,000 m ² 以上の建築物について、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度により国産木材の活用を促し、二酸化炭素の固定量を増やすことで、地球温暖化防止に寄与することを目標とする (目標の二酸化炭素固定量は実績を踏まえた平成 32 (2020) 年度の見込み)。
成果目標 4 ヒートアイランド現象の緩和に寄与している			
区道における遮熱性舗装等の面積	99,746 m ²	137,266 m ²	道路整備工事に併せて、整備を着実に進め、平成 32 (2020) 年度までに 37,520 m ² 拡大することを目標とする。

※ 二酸化炭素排出削減量は、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料から算出しており、現状値は平成 29 (2017) 年度時点の最新の公表値である平成 26 (2014) 年度の値を基にしています。

基本方針2 協働による循環型社会の形成

施策2-1 ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成

環境への負荷を低減するためには、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを進め、限りある資源の循環の輪を途切れさせない循環型社会を形成していくことが重要です。その中でも、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）により、ごみの量を減らすことを最優先にしていかなければなりません。

区は「港区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会・低炭素社会形成の取組を区民、事業者とともに推進しています。区民1人1日当たりの排出量は減少傾向にあり、これまでの取組は少しずつ効果が現れ始めています。一方で、区内では人口や事業所の増加が続いており、今後ごみ量が増加することが想定されます。

また、東京2020大会においては、廃棄物全般の発生を可能な限り抑制し、環境負荷の低減に努めていく必要があります。

区民や事業者等によるごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の行動を促進するため、区は普及・啓発や情報提供等に努め、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの意識の醸成を図るとともに、排出者責任⁴⁵⁾や拡大生産者責任⁴⁶⁾の明確化に向けた取組の強化、区民・事業者・区の3者が協働した取組の充実を図ります。

①普及・啓発、情報提供

○3R関連の情報提供の充実

循環型社会の形成に向けては、区民一人ひとりや個々の事業者が意識を変革し、日常的に3Rに取り組むことが重要です。そのために、区は、3Rの大切さとともに、区民に対しては資源とごみの分別の徹底や、生ごみの水切り等による減量化などの具体的な取組についての情報を、事業者に対してはごみの減量や資源化によるコスト削減効果、資源を回収し再商品化している事業者についての情報を分かりやすく発信します。

また、「ごみ分別アプリ⁴⁷⁾」の活用や、講習会、施設見学会、イベントの開催等をとおして普及・啓発を効果的に推進します。



ごみ分別アプリ

○拡大生産者責任徹底への取組

生産・流通・消費のそれぞれの段階でごみの排出が抑制されるよう、国に対して拡大生産者責任の強化を要請します。

また、事業者や業界団体に対して包装材等の発生抑制とともに再生品や資源化しやすい材料の利用促進について働きかけを行います。

⁴⁵⁾ 排出者責任：廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うことなどが挙げられる。（循環型社会形成推進基本法）

⁴⁶⁾ 拡大生産者責任：生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方（循環型社会形成推進基本法）

⁴⁷⁾ ごみ分別アプリ：資源・ごみの分別や地域別の回収・収集日の検索機能、出し忘れを防止するアラーム機能等、便利な機能を備えたスマートフォン用アプリ。正式名称は「東京都港区ごみ分別アプリ」

○東京 2020 大会の開催における 3 R 推進への支援

国は、東京 2020 大会の開催に当たり、大会会場で使用する物品・容器のリユース化や、発生が避けられない廃棄物については、大会会場及びその周辺を含めてリサイクルを考慮した統一分別ラベル及びデザイン性に優れた回収ボックスを導入するなど、3 R の徹底を図る取組を推進していくことを検討しています。

区は、東京都とも連携して、このような取組を支援するとともに、ごみ収集車をラッピングし、啓発活動を行うなど、来街者等に対し、ごみの減量と資源の循環利用を呼びかけていきます。

○食品廃棄物・食品ロス削減の普及・啓発

食べられるのに捨てられてしまう食品、いわゆる「食品ロス」の削減が課題となっています。イベント・パネル展・講演会等、様々な機会を生かし、食品ロスの現状を伝えるとともに、食品ロスが発生しないライフスタイルを提唱するなど、幅広く食品ロス削減に向けた普及・啓発を推進します。

②発生抑制のための仕組みづくり

○港区 3 R 推進行動会議や自主的取組推進団体への支援等

区民、事業者、区の協働による「港区 3 R 推進行動会議」の活動を支援し、インターネットを効果的に活用した情報発信など、3 R の普及に向けた取組を推進します。また、「港区 3 R 推進行動会議」と区民団体、NPO、学生等との連携による取組や、自主的に 3 R 普及に取り組む団体の活動を支援します。

○事業者におけるごみ減量化の促進

区内で排出されるごみの大部分を占める事業系ごみの減量の取組は、今後、事業所の更なる増加が見込まれる中で、一層重要性を増しています。

区は、大規模事業所を対象とした「ごみ減量優良事業者等表彰制度」により、優れた取組によって、ごみ減量等に顕著な実績を上げている事業者を表彰しています。

また、小規模の小売店についても「みなとエコショップ表彰制度」により、ごみ減量等に積極的に取り組む店舗を「みなとエコショップ」に認定し、さらには、その中でも優れた取組を行っている店舗を「ごみ減量優良エコショップ」として表彰しています。

これらの表彰事業者とその取組を区ホームページや事業者向け講習会等を通じて広く紹介することにより、事業者による自主的な取組を促し、事業系ごみの減量と資源化の一層の推進を図ります。



みなとエコショップ ステッカー

○家庭系ごみ量の「見える化」事業

ごみ減量の取組について、その効果が目に見える形となる「見える化」事業は、実際の効果をPRすることにより区民の意識を高めることができます。生ごみの水切り等による可燃ごみの減量に取り組む前後で、ごみ量がどのように変化したかを計量し、減量効果を公表することで、区民の意識の向上を図ってきました。今まで得られた結果をもとに「3キリ運動（使い切り、食べ切り、水切り）」について広く啓発していくとともに、フォローアップによる検証を行いながらごみ減量の取組の普及を図ります。

③品目別発生抑制の促進

○家庭での生ごみの堆肥化の促進

家庭から出る生ごみの発生を抑制し、ごみの減量化を図り、堆肥化し資源として活用することを目的に、家庭用生ごみ処理機・コンポスト容器の購入費助成や段ボールコンポスト講習会等の実施を推進します。

○事業系生ごみの発生抑制

事業系生ごみの発生抑制に向け、食品ロス削減に効果的な取組をしている飲食店等を公認する「港区食べきり協力店登録制度」を推進します。

また、生ごみ削減・食品リサイクルに関する事業者への情報提供や「30・10（さんまる いちまる）運動⁴⁸⁾」の取組の普及を推進します。



港区食べきり協力店
ステッカー

○家具等のリユースの促進

家庭で不用となった良質な木製家具等を区民から引き取り、簡単な清掃・補修をした上で、「家具のリサイクル展」で展示し、希望者に販売することにより、家具の再利用（リユース）を促進し、粗大ごみの排出抑制と区民の3Rに対する意識啓発を図ります。



家具のリサイクル展

⁴⁸⁾ 30・10（さんまる いちまる）運動：会食、宴会時に、最初の30分、最後の10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らす運動

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な食品を必要なときに必要な量だけ購入する、食材を無駄なく使う、調理したものを食べ切れなかった場合は他の料理にアレンジするなど、献立や調理の工夫、エコクッキング⁴⁹⁾の実践などにより、食品ロスを減らします。 ●生ごみの水切り、家庭用生ごみ処理機や段ボールコンポストの活用により、生ごみの減量に努めます。 ●買い物時にはマイバッグを持参し、不要なレジ袋を断ります。 ●再生品を積極的に利用します。 ●家具のリサイクル展やリサイクルショップ等を、積極的に利用します。 ●区が開催する講習会、施設見学会、イベント等に積極的に参加し、ごみを出さないライフスタイルへの変革に努めます。 ●港区3R推進行動会議、区民団体・NPO等による地域の3R関連活動に、積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●「港区食べきり協力店登録制度」への参加、「30・10 運動」の推進などにより、食品廃棄物の削減に努めます。 ●レジ袋等削減のための取組を、積極的に推進します。 ●生産・流通・販売時の包装材等の発生抑制や、再生品・資源化しやすい材料の利用に努めます。 ●区が開催する講習会、イベント等に積極的に参加し、ごみを出さないビジネススタイルへの変革に努めます。 ●ごみ減量優良事業者やごみ減量優良エコショップとして表彰された事業者の取組を参考にして、自社での実施を検討します。 ●港区3R推進行動会議、区民団体・NPO等による地域の3R関連活動に、積極的に参加します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●OA用紙の両面使用、資料ページ数の削減によるコピー枚数の削減、電子メールの使用等により、用紙使用量を削減します。 ●ファイル・ファイルボックス、封筒の再利用を進めるとともに、備品・事務用品は修繕などにより長期利用に努めます。 ●グリーン調達基準⁵⁰⁾に適合した製品、エコマークなどの環境ラベリング製品⁵¹⁾、再生品のトナーカートリッジ等、環境配慮製品を購入、利用します。 ●区が実施する工事において、再生材の利用拡大と建設廃棄物の再利用を促進します。 ●イベント開催に当たっては、使い捨て製品の使用、購入を控え、できる限りごみを出さないようにします。また、飲食物販売（提供）を行う際は、リユース食器の利用を検討します。

⁴⁹⁾ エコクッキング：買い物、料理、片づけに至るまでの一連の流れをとおして環境に配慮すること。

⁵⁰⁾ グリーン調達基準：国及び独立行政法人等が環境物品等（環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定めたもの。地方公共団体、事業者、区民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の推進に努めることが望ましいとされる。

⁵¹⁾ 環境ラベリング製品：環境に配慮した物品・サービスであることを表示するラベルのついた製品のこと。

施策2-2 限りある資源の循環利用

資源の再生利用（リサイクル）を推進していく上では、区民や少量排出事業者⁵²⁾は資源とごみの分別を徹底し、多量排出事業者は自主的な資源化の取組を進めていくことが重要です。

しかし、区が実施した調査等では、区が収集するごみにはいまだに多くの資源が含まれていることや、事業者から出るミックスペーパー⁵³⁾や生ごみの資源化が進んでいないことが分かっています。このため、ごみ量の削減、分別の徹底に向けた普及・啓発や適切な指導・助言等を行い、区民、事業者による資源化の取組を促進していきます。

また、資源・ごみ集積所でのびん、缶、ペットボトル、古紙、資源プラスチックの回収や、粗大ごみ、不燃ごみからの金属等のピックアップ回収、使用済み小型家電製品や古着等の拠点回収を行うとともに、地域の団体等による資源の集団回収を支援しています。

今後も区民等と協働しながら、資源回収の一層の拡大を図り、資源の循環利用を推進していきます。

①分別排出の徹底

○分別排出の普及・啓発

資源とごみの分別排出を徹底するため、資源とごみの分別ガイドブックや「ごみ分別アプリ」等によるPRや普及・啓発に努めます。

違反排出が繰り返される資源・ごみ集積所については、違反ごみの排出者の調査をし、適正排出に向けた協力要請を行います。

ごみの出し方についての情報が届きにくい転入者や外国人に対しては、集合住宅管理会社や不動産会社等とも連携して正しいごみの出し方について啓発していきます。

○「優良集積所等表彰制度」の推進

ごみの減量、資源化や地域の環境美化等に積極的に取り組む区民又は団体が管理する資源・ごみ集積所又は集合住宅の保管場所を優良集積所として表彰するとともに、広く区民に紹介することにより、他の資源・ごみ集積所への波及も含め、区民等の主体的な取組を促進します。

○事業者に対する適切な指導と普及・啓発

事業所の訪問調査を行い、法令等に基づいたごみの適正処理はもとより、排出量が多く、資源化率の低いミックスペーパーや生ごみの減量と資源化の積極的な取組を促すための指導や、ごみ処理のコスト削減といった排出事業者側のメリットについても助言を行います。

また、講習会、セミナーを開催し、優れた取組事例の紹介等を通じて、ごみを出さないビジネススタイルへの変革に向けた普及・啓発を推進します。

⁵²⁾ 少量排出事業者：事業系ごみを区収集に出している小規模事業者

⁵³⁾ ミックスペーパー：コピー・OA用紙、シュレッダーくず等（雑誌・パンフレット、新聞・折込チラシ、段ボール以外でリサイクルできる紙類）

②資源回収の拡大

○事業系ミックスペーパー・生ごみの資源化促進

排出量が多く、資源化率が低いミックスペーパーや生ごみの資源化は、事業系ごみの削減に大きく寄与します。

少量排出事業者から出る紙等については、みなとエコ・オフィス町内会⁵⁴⁾、港区オフィスリサイクルシステム⁵⁵⁾を紹介し、自己処理責任⁵⁶⁾による資源化を促進しています。

今後は、町会等が主体となっていく資源の集団回収に区内事業者の参加を呼びかけるなど、地域において区民と事業者が連携して、ミックスペーパーを可燃ごみではなく資源として回収する仕組みも検討します。

また、事業者に対しては、ミックスペーパーや生ごみの資源化促進のための指導や情報提供等を積極的に行います。

○拠点回収・イベント回収の促進

区は全国に先駆けて製品プラスチックを含めた全てのプラスチックを分別回収し、資源化しているほか、区有施設等における拠点回収により使用済み小型家電製品や古着などを含む多様な品目を回収し、資源化しています。また、イベント開催時等の機会を利用し、使用済み小型家電製品や古着、ふとん、廃食用油の回収を行い、資源化しています。

さらに、回収した使用済み小型家電製品から抽出した金、銀、銅を使って入賞メダルの製作に使用する東京 2020 大会の公認プログラムにも参加するなど、資源の循環利用に積極的に取り組んでいます。

今後も引き続き、拠点回収の利用を区民に呼びかけていくとともに、イベント回収についても積極的に実施していきます。

○不燃ごみ・粗大ごみ中の金属等、木製粗大ごみの資源化

区では、不燃ごみや粗大ごみについて、大型車両への積替えを行う中継施設において、金属等の資源を手作業で選別するピックアップ回収を実施しています。

また、平成 28 (2016) 年度から、粗大ごみとして収集した家具等の木製品を住宅の床材等に使用される「パーティクルボード⁵⁷⁾」として再生利用 (リサイクル) する取組を実施しています。

今後は、これらの取組を継続していくとともに、資源化量の更なる底上げをめざし、不燃ごみの全量資源化等の先進事例について、調査・研究していきます。



木製粗大ごみの再生利用の取組

⁵⁴⁾ みなとエコ・オフィス町内会：環境NPOであるオフィス町内会が参加オフィスの古紙を回収し、リサイクルするシステム

⁵⁵⁾ 港区オフィスリサイクルシステム：港区リサイクル事業協同組合の組合員が訪問し、資源ごみの回収時にチケットで料金を精算するシステム

⁵⁶⁾ 自己処理責任：事業活動に伴い発生するごみや資源は、事業者自らの責任において適切に処理する必要があるという考え方（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

⁵⁷⁾ パーティクルボード：木材などの小片（パーティクル）に合成樹脂接着剤を加えて、加熱、圧縮して成形した板

○集団回収の促進

地域の団体等が自主的に資源を回収する集団回収を促進するため、区は集団回収団体に対する報奨金や資源回収業者に関する情報提供等により、活動を支援しています。

今後は、参加団体の拡大に向けて、町会・自治会、管理会社、PTAなどへの積極的な説明や資源回収業者の登録などの活動支援策も継続して行っていくとともに、区内事業者の集団回収への参加について検討していきます。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●資源とごみをきちんと分別して、適正排出に努めます。 ●集団回収に、積極的に参加します。 ●拠点回収・店頭回収・イベント回収を積極的に利用します。
事業者	<p><少量排出事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ●資源とごみをきちんと分別して、適正排出に努めます。 ●みなとエコ・オフィス町内会や港区オフィスリサイクルシステム、地域の集団回収を積極的に利用し、資源の再生利用（リサイクル）に努めます。 <p><多量排出事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ●資源とごみをきちんと分別して、適正排出に努めます。 ●ミックスペーパーや生ごみ等、再生利用（リサイクル）できる品目は、再資源化に努めます。 <p><店舗></p> <ul style="list-style-type: none"> ●生ごみの資源化に取り組みます。 <p><集合住宅管理会社・不動産会社></p> <ul style="list-style-type: none"> ●区と連携して、転入者へ正しいごみの出し方について啓発します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●資源とごみをきちんと分別して、適正排出を徹底します。 ●再生利用（リサイクル）できる品目は、可能な限り資源化を図ります。 ●紙類は、ミックスペーパーを含め、種別ごとに回収し、質の高い再生利用（リサイクル）を推進します。 ●生ごみは、堆肥化や飼料化による再生利用（リサイクル）に努めます。 ●資源プラスチックの再生利用（リサイクル）に努めます。 ●イベントを行う際は、会場内で資源とごみの分別を徹底します。

施策2-3 ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理

清掃事業は、毎日の生活に密着した区民に最も身近な事業であり、総合支所とも連携しながら、地域の特性や、高齢者、障害者、外国人などごみを排出する区民等の特性に対応したきめ細かな事業を展開していきます。

また、東日本大震災においては、放射性物質によって汚染された廃棄物が発生したことにより、国民の安全や安心が脅かされる事態も生じたため、国民の廃棄物に対する安全・安心に関わる意識が近年大きく高まっています。こうしたことから、区においてもこれまで以上に区民・事業者の安全・安心を確保し、適切で効率的な収集・運搬・処理に取り組んでいきます。

①適切で効率的な収集・運搬

○効率的な収集・運搬

人口の増加や既存の資源・ごみ集積所の分散化が進んでいることから、区内の集積所の数は年々増加しています。このため、資源・ごみ集積所情報が登録された業務管理システムを活用して、適切で効率的な収集・運搬に努めるとともに、指導内容の適正化をめざします。

○地域や区民等の特性に対応した収集・指導

ごみの減量、資源化の推進に向けた区民、事業者への適切な情報提供を行うとともに、繁華街などの地域特性や、外国人、単身世帯などの区民等の特性に対応した収集や指導に取り組みます。

また、戸別訪問収集や粗大ごみの運び出し収集の対象を現在の高齢者・障害者世帯以外にも拡充することについて検討していきます。

今後も、排出者特性に応じた収集に努めるとともに、戸別訪問収集に当たる職員については、普通救命技能認定証を取得させ、緊急時にも対応できる能力を備えていきます。

②適正な処理

○事業系ごみの適正処理

「排出者責任」の考え方に基づいた事業系ごみの適正処理は事業者の責務です。これに基づいた事業者の行動を徹底させていくため、区収集を利用している少量排出事業者に対して、一般廃棄物収集運搬業者による収集への移行の協力要請を行っています。また、一般廃棄物収集運搬業者に対して必要に応じて適正処理の指導を行っています。

今後も引き続き、これらの取組を強化していきます。

○プラスチックリサイクルによる環境負荷低減

プラスチックリサイクルについては、地球温暖化防止も視野に入れた上で、一層の効率化と環境負荷低減をめざし、その目的や効果を広く区民に周知するとともに、今後のあり方について調査・研究していきます。

○有害物質等の適正排出・処理の推進及びあり方の検討

平成 27 (2015) 年 6 月の「大気汚染防止法」の改正により、水銀排出者に水銀の排出基準の遵守が義務付けられました。また、東京都と特別区では、平成 31 (2019) 年度末までに廃蛍光管等の水銀を含有する廃棄物について、埋立てを終了することを確認しています。

区においても、有害物質等の適正排出・適正処理のあり方について調査・研究を進めます。また、不燃ごみ等に含まれる水銀含有廃棄物については、平成 30 (2018) 年度に全量、再資源化を実施します。

○災害廃棄物対策の検討

災害時に発生したごみやし尿、がれきの処理については、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や「東京都災害廃棄物処理計画」に基づき、他区や東京二十三区清掃一部事務組合、東京都、関係事業者等が緊密に連携しながら迅速に処理を行うとともに、がれきについては、できる限り資源化に努め、埋立処分量の削減を図ることとしています。今後、これらの方針や計画に基づき、災害廃棄物を適切に処理できるよう検討を進めていきます。



災害廃棄物の収集支援（東日本大震災）

③適正排出の促進と不法投棄の防止

○ごみの不法投棄の防止及び地域清掃活動への支援

良好な地域環境の保全のためには、不法投棄防止のための対策が必要です。

区では、清掃職員が資源・ごみ集積所のパトロールを実施するなど、不法投棄の防止を図ります。

また、町会・自治会、商店会等の自主的な地域清掃活動に伴うごみの収集を積極的に支援します。

今後、東京 2020 大会の開催等に伴い、多くの来街者が港区を訪れることが想定されます。引き続き、これらの取組を継続することにより、周辺環境に配慮した街の美観を確保し、港区の魅力を高めることをめざします。

◆環境行動指針

区民	●ごみ出しルールを遵守し、資源・ごみ集積所等の美化に努めます。
事業者	<少量排出事業者> ●許可業者（一般廃棄物収集運搬業者）の利用に努めます。 <多量排出事業者> ●「排出者責任」の考え方に基づくごみの適正処理を確実に実施します。 <許可業者> ●区と連携して、排出事業者へ適正排出を要請します。 ●「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、ごみを適正に収集・運搬し、処理します。
区	●「排出者責任」の考え方に基づくごみの適正処理を確実に実施します。

◆指標及び目標

成果目標【基本方針2】			
指標	現状	目標	目標値の考え方
	平成29(2017)年度末見込み	平成32(2020)年度	
成果目標1 区民、事業者の3Rの取組により、ごみの排出量が減っている			
区民1人1日当たりの可燃ごみ量	543g/人・日 平成28(2016)年度実績	388g/人・日	平成27(2015)年度実績を基準に、これまでの区の取組を継続することによる平成32(2020)年度可燃ごみ量の予測値(52,886t)から、各施策の取組の充実による削減効果(14,438t)を差し引いた値を推計人口で割り、日量に換算した値を目標とする。
成果目標2 区民の分別に対する意識の向上により、分別排出が徹底され、資源が適切に再生利用(リサイクル)されている			
区による資源回収量	16,466t/年 平成28(2016)年度実績	19,769t/年	平成27(2015)年度実績を基準に、これまでの区の取組を継続することによる平成32(2020)年度の区による資源回収量の予測値(17,816t)に、各施策の取組の充実による効果(1,953t)を加えた値を目標とする。
成果目標3 廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出が抑制されている			
温室効果ガス排出量	22,256t/年 平成28(2016)年度実績	11,704t/年	平成27(2015)年度実績を基準に、これまでの区の取組を継続することによる平成32(2020)年度温室効果ガス排出量の予測値(23,733t)から、各施策の取組の充実による削減効果(12,029t)を差し引いた値を目標とする。
成果目標4 ごみを出す区民の特性に応じたきめ細かい収集体制が確立している			
戸別訪問収集実施件数	年間508件 平成28(2016)年度実績	年間580件	戸別訪問収集実施件数の過去の推移を基に、平成32(2020)年度まで毎年度20件程度増加すると見込んだ値を目標とする。

施策3-1 良好な大気環境の保全

大気汚染物質には、硫黄酸化物や炭化水素のように、主に工場・事業場等の固定発生源から排出されるものと、窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）のように、主に自動車などの移動発生源から排出されるものがあります。これらの大気汚染物質の濃度は、東京都によるディーゼル車規制、低公害車・低燃費車の普及、固定発生源対策等が進んだ結果、改善傾向にあり、おおむね環境基準を達成しています。

自動車騒音については、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときに、区から東京都公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとされている「要請限度」を超過する騒音が測定される地点は減少していますが、改善に向けた継続的な取組が必要です。

このような状況を踏まえ、区は今後も大気汚染の要因となる自動車からの排出ガス削減に向けた取組、大気環境及び自動車騒音の監視と測定を継続します。

①大気汚染の防止

○低公害車等の普及とエコドライブ等の啓発・促進

区民、事業者等に向け、電気自動車、燃料電池自動車等の、低公害車・低燃費車、クリーンエネルギー自動車の普及や、エコドライブ⁵⁸、アイドリングストップの遵守の啓発を進めます。また、区は庁有車の低公害車化・低燃費車化、クリーンエネルギー自動車化を進めます。

②大気環境の監視測定

○大気、騒音・振動等の監視

区では、大気汚染物質の常時監視や、年1回の道路交通騒音・振動の観測を行い、結果を公表しています。

今後も、大気、騒音・振動等の測定に使用する環境測定機器を計画的に更新し、精度の高い環境情報の収集に努めます。収集した情報は、国や東京都のデータとあわせて環境の変化を監視するために活用します。

○測定結果の情報提供

PM2.5（微小粒子状物質）をはじめ、大気汚染物質及び道路騒音・振動等の測定結果について、区民に向け適時、適切に情報提供を行っていきます。

⁵⁸ エコドライブ：加減速の少ない運転、空ぶかしや長すぎるアイドリングを行わないなど、環境に配慮した自動車運転のこと。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない徒歩や自転車での移動、公共交通機関の利用、カーシェアリングの活用を進めます。 ●自動車を運転するときは、急発進や急加速、無駄なアイドリングをやめるなど、エコドライブを心掛けます。 ●自動車排出ガスを減らすため、低公害車、低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入・利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●環境負荷の少ない徒歩や自転車での移動、公共交通機関の利用、カーシェアリングの活用を進めます。 ●自動車を運転するときは、急発進や急加速、無駄なアイドリングをやめるなど、エコドライブを心掛けます。 ●自動車排出ガスを減らすため、低公害車、低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入・利用に努めます。 ●物資輸送の共同化、物流システムや自動車利用の合理化に努めます。 ●ばい煙、粉じんの削減に努めるとともに、自主的な環境管理体制をつくり、大気汚染物質などの更なる低減に努めます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●公用車の利用をできるだけ控え、公共交通機関の利用を進めます。 ●公用車を利用する際は、急発進や急加速、無駄なアイドリングをやめるなど、エコドライブを実践します。 ●自動車排出ガスを減らすため、低公害車、低燃費車、クリーンエネルギー自動車の導入・利用に努めます。 ●法律、条例その他地域との協定、自ら定めた計画に基づいて、排ガスなどの状況を監視・測定します。

施策3-2 水質の改善と水環境の向上

武蔵野台地の東端に位置する港区では、古川が谷筋に沿って区内を東西に流れ、臨海部においては運河の周辺で水辺空間が形成されるなど、多様な水環境が存在します。

古川の水質については、清流復活事業による下水の高度処理水の放流の効果により、年間を通じておおむね環境基準を達成していますが、大雨時には合流式下水道の雨水吐施設⁵⁹⁾から未処理の汚水が流入することから、一時的な水質の悪化が課題となっています。また、運河の水質についても、大雨時の汚水流入による水質の悪化が依然として課題となっています。

お台場海浜公園は都内でも数少ない砂浜のある景観の優れた水辺空間ですが、赤潮が発生することなどもあり、東京湾の水質改善に向けた取組が必要です。さらに、東京2020大会を契機に、区民のスポーツに対する機運が高まり、身近な水辺空間に対する環境への関心も高まっており、水質改善に関する普及・啓発等の取組の充実が必要です。

このため、古川、運河、お台場の海辺において、引き続き水質調査を実施し、測定結果を公表します。また、お台場の海を安心して泳げる海にしていくための取組を拡充します。

①古川の水環境改善

○古川の浄化対策

古川の清流復活・再生に向け、流路整正⁶⁰⁾、河川清掃、しゅんせつ⁶¹⁾等の管理を効果的に実施するとともに、浄化対策を推進します。

②お台場の海等の水質改善

○お台場の海及び運河の水質改善の促進

お台場の海及び運河の水質改善を図るため、区独自の水質調査や水質予測、水質浄化の取組を進めるとともに、東京都と連携、協力して水環境向上に向けた対策を推進します。また、区民や大学等と連携した環境学習により、区民等の意識啓発を図ります。

○お台場ふるさとの海づくり

地引網、海苔の育成など、海に関わる様々なイベント等を開催し、環境保全への関心を高めます。また、アサリによる水質浄化の環境学習や水中スクリーンの設置等を通じて、水質改善に向けた取組を推進します。さらに、「泳げる海、お台場」の実現に向け、お台場海水浴の開催とともに、都心の貴重な水辺空間であるお台場の海の魅力を国内外にPRする取組を推進し、安心して泳ぐことのできる、ふるさとの海づくりを進めます。



お台場海水浴

⁵⁹⁾ 雨水吐施設：合流式下水道において、大雨により大量の雨水が下水管に流入して下水処理場に支障を来さぬよう、下水の一部を河川等に排出させる施設

⁶⁰⁾ 流路整正：河川の水が円滑に流れるように、流路（水の流れる場所）を整えること。

⁶¹⁾ しゅんせつ：河川や運河などの水底をさらって土砂を取り除くこと。

③水環境の監視測定

○水質の監視測定及び測定結果の情報提供

古川及び運河における定期的な水質調査、運河における定期的なダイオキシン類調査を継続します。また、引き続きお台場海浜公園内の水質調査を行います。

これらの調査結果については、区ホームページ等により区民に公表します。

○運河における簡易処理水の影響調査

運河については、雨により増加した水が下水道管に流れ込み、通常より処理時間の短い水（簡易処理水）が運河等に排出されることによる影響の調査を進めます。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●調理くずや廃てんぷら油などを直接排水に流さないようにします。 ●洗剤を必要以上に使わないようにします。 ●環境学習やイベントに参加し、地域の水環境について学びます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な排水処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。 ●適切な作業工程の採用や排水処理設備の設置により、排水中の汚濁物質や有害化学物質の排出を抑制します。 ●自主的な環境管理体制をつくり、水質汚濁物質などの更なる低減に努めます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●区有施設において、適切な排水処理を行い、水質汚濁の防止に努めます。 ●法律、条例その他地域との協定、自ら定めた計画に基づいて、排水の状況を監視・測定します。

施策3-3 安全で快適な生活環境の確保

安全で快適な生活環境の確保に向け、事業活動や開発事業に伴う騒音、振動、悪臭などの発生に対し、法令に基づき適切かつ速やかな指導を行います。また、事業者による化学物質の適正管理の徹底、アスベスト対策等、区民の健康と安全を守るための対策に引き続き取り組みます。

①騒音、振動、悪臭などに対する対策の推進

○騒音・振動、悪臭などへの対策

事業活動に伴う騒音や振動、悪臭などの発生に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）⁶²」などの関係法令に基づく指導を徹底します。また、近隣騒音などを防止するための啓発を進め、快適な生活環境を確保します。

○臭気対策

建築物の地下にある排水槽（ビルピット）からの臭気発生を抑制するため、東京都と連携して排水槽（ビルピット）の管理者等への指導を実施するなどの対策に取り組みます。

②アスベスト対策の推進

○区有施設のアスベスト対策

建築物の解体、改修工事時のアスベストの飛散を防止するため、区は全ての区有施設を対象に実施した調査結果に基づき、アスベスト除去などの適切な対策を講じます。

○民間建築物のアスベスト対策

建築物解体工事などに際して、アスベスト飛散防止対策が適正に行われるよう、事業者への指導を行います。また、住宅・事業所など建築物のアスベスト含有検査やアスベストを含む建材の除去などの工事費用の一部を助成します。

○アスベスト検診の実施

アスベスト業務従事歴がある人などを対象とした健康相談や、医師が必要と認めた人を対象とした区内指定医療機関での検診を実施します。

③有害化学物質等への対策の推進

○有害化学物質の適正管理

東京都環境確保条例に基づき、区は人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対して適正な管理を徹底するよう指導し、有害な化学物質による環境への影響の防止に努めます。

⁶² 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）：環境への負荷を低減する措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な措置を定めること等により、都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とした東京都の条例。地球温暖化対策の推進、自動車に起因する環境負荷の低減・公害対策、工場公害対策等について規定している。

○土壌汚染対策

事業者が「土壌汚染対策法」や東京都環境確保条例に基づく手続を適正に進めるよう、区は東京都と連携して助言、指導を行います。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●他人の迷惑となるような生活騒音を発生させないよう、近隣に配慮します。 ●ピアノ・電子オルガンなどの演奏をする場合には、時間帯に気をつけるとともに、防音工事などに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●近隣の迷惑となるような営業騒音を発生させないよう、配慮します。 ●騒音・振動の防止に向けて、日頃から機械、建物などの保守管理に努めます。 ●工事・建設作業に際しては、騒音・振動の発生が少ない工事方法や機械を採用します。 ●排水槽（ビルピット）の適正管理、近隣に配慮した排気など、悪臭の発生を防止します。 ●建築物解体、改修工事時のアスベスト飛散を防止するため、アスベスト除去などの適切な対策を講じます。 ●各種法令に基づき、人の健康や生態系⁶³⁾に有害なおそれのある化学物質を適正に管理します。 ●フロン使用機器を廃棄する場合は、法令に基づき適正な方法で処理します。 ●土地取引の際には、土壌調査を行うとともに、必要に応じて土壌浄化などの措置を講じます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●工事に伴う騒音や振動の発生抑制を徹底します。 ●排水槽（ビルピット）の適正管理、近隣に配慮した排気など、悪臭の発生を防止します。 ●区有施設の解体、改修工事時のアスベスト飛散を防止するため、アスベスト除去などの適切な対策を講じます。 ●各種法令に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を適正に管理します。 ●フロン使用機器を廃棄する場合は、法令に基づき適正な方法で処理します。

⁶³ 生態系：ある地域に生息する全ての生物群集と、それを取り巻く土壌と水、大気、太陽光などの環境を包括した全体のこと。それぞれの要素が複雑に関係しあって成り立っている。

◆指標及び目標

成果目標【基本方針3】			
指標	現状	目標	目標値の考え方
	平成29(2017)年度末見込み	平成32(2020)年度	
成果目標1 古川及び運河の水質改善が進んでいる			
古川及び運河の水質の環境基準達成	全9地点(古川4地点、運河5地点)のうち、運河の4地点にて1項目(COD)で環境基準未達成	全地点、全項目での環境基準達成	古川及び運河の水質改善については、芝浦水再生センター等事業場に協力を求めていくことなどで、環境基準の達成を目標とする。
成果目標2 お台場の海の水質改善が進んでいる			
お台場海浜公園における水質の水浴場判定基準の達成	全3地点において、水浴場判定基準未達成	全地点において、おおむね水浴場の判定基準を達成している	お台場海浜公園を活用した、子どもから大人までが参加できる事業が活発に行われていることから、芝浦港南地区総合支所で実施する事業との連携を図るなど、基準の達成を目標とする。
成果目標3 快適な生活環境が確保され、公害に関する苦情が減少している			
公害苦情件数	年間290件	年間275件	建設事業者等への指導や区民への生活環境保全についての啓発を行っていくことで、目標年までに苦情件数を減らすことを目標とする。

基本方針4 快適で魅力ある都市環境の形成

施策4-1 まちづくりにおける環境配慮の促進

都心に位置する港区では、大規模な開発事業が実施されており、国家戦略特区の指定、東京2020大会の開催等を背景に、今後も多くの開発事業が行われることが見込まれています。まちづくりをこれまで以上に環境に配慮したものとし、環境負荷を一層低減していくため、事業者に対し、長く利用できる環境負荷の低い建築物の建設をはじめ、建築物の解体・建設に伴う資源・エネルギー消費の削減、熱環境の改善、暑熱対策、風害⁶⁴や光害⁶⁵、日照や景観の阻害など周辺環境にもたらす様々な影響に配慮することを求めていくことが必要です。

そのため、区独自の環境アセスメント制度を適切に運用し、関係部署と連携して、開発事業を行う際には、環境に与える影響に十分配慮するよう事業者に求めます。

また、開発事業に際しての緑地保全や緑化、風の道への配慮、周辺と調和した良好な街並みの形成など、様々な制度に沿って環境に配慮した適切なまちづくりを誘導していきます。

①環境アセスメントの推進

○開発事業等の環境アセスメントの推進

開発事業等が周辺環境に与える影響を事前に調査し、その結果を公表し、区民などからの意見を踏まえ、開発事業等が周辺環境に与える影響をできる限り減らすことを目的に、区は延べ面積5万㎡以上の建築物の新築事業を対象として、開発事業等が環境に与える影響予測を行う環境アセスメント制度（環境影響調査制度）を運用しています。

今後も区の制度の適切な運用を図るとともに、制度の効果的な運用に向けた評価項目の見直しを検討します。また、国や東京都が行う環境アセスメントへの意見表明を通じて、環境への十分な配慮を事業者に求めていきます。

○「港区ビル風対策要綱」の運用

高層建築物周辺で発生するビル風をできる限り抑制するため、延べ面積5万㎡以上の建築物の新築事業を対象に建物竣工後の防風対策を担保する「港区ビル風対策要綱」に基づき、区は事業者に対し、ビル風を防ぐための防風植栽の施工、管理の計画についての届出や区への生育状況の報告を求めていきます。

②環境に配慮した適切なまちづくりの誘導

○開発事業等の適切な誘導

開発事業等が実施される際には、「低炭素まちづくり実践ハンドブック」（国土交通省）や東京都環境基本計画に示された「環境の確保に関する配慮の指針」等、国や東京都の方針に沿った、環境に配慮した適切なまちづくりを誘導します。

⁶⁴ 風害：異常に強い風によって生じる被害の総称。気象現象である風のほか、高層建造物の周辺に局部的に発生するビル風も原因となる。

⁶⁵ 光害：良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、又はそれによる悪影響のこと。

具体策として「港区民間建築物低炭素化促進制度」、「緑化計画書制度」等を通じて、省エネルギー化やヒートアイランド対策、緑地保全及び緑化等を誘導します。また、大規模な開発事業などにおいて、地域におけるエネルギーの有効活用や再生可能エネルギーなどの利用、熱環境の改善、暑熱対策、二酸化炭素排出量の削減に有効な緑量等の増加、風の道への配慮等を促し、持続可能なまちづくりを誘導していきます。

○良好な景観形成

長い時間をかけて培われてきたまちの歴史や文化などの特性を大切にし、次世代に継承していくとともに、来街者にとっても魅力ある街並みを形成していくため、区は「港区景観条例⁶⁶⁾」、「港区景観計画⁶⁷⁾」に基づき、一定規模以上の建築物の建設などを対象に、良好な街並みの形成を指導・誘導します。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●良好な居住環境を保全するため、地区計画制度などを活用したまちづくりに参画します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●広告物照明や建築物のライトアップ、街灯などの光が周囲に与える影響に配慮します。 ●大規模ビルの新築などの際には、「港区環境影響調査制度」、「港区ビル風対策要綱」などに基づいて、大気、水、地形・地盤、音、振動、日照、風、景観等、様々な環境に配慮します。 ●中低層住宅街に高層マンションなどを建設するときは周辺の環境や景観などに配慮します。 ●開発事業を行う場合は、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分得るように努めます。 ●良好な居住環境を保全するため、地区計画制度などを活用したまちづくりに参画します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●区有施設の整備に際して、大気、水、地形・地盤、音、振動、日照、風、景観等、様々な環境に配慮します。 ●区有施設の整備を行う場合は、あらかじめ近隣関係住民の理解を得るように努めます。

⁶⁶⁾ 港区景観条例：「景観法」において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例

⁶⁷⁾ 港区景観計画：「景観法」第8条第1項に基づき策定する景観計画であり、港区における景観形成の取組の方向性を示すとともに、「景観法」に基づく諸制度を活用した具体的な施策を示した、景観形成に関する総合的な計画。平成21（2009）年8月に策定、その後内容の改善・拡充を図り、平成27（2015）年12月に改定を行った。

施策4-2 環境美化の推進

東京2020大会に向け、国内はもとより海外からの観光客などの増加が見込まれる中、これまで以上に誰もが快適に過ごせるきれいで清潔なまちづくりが求められています。

区は今後も、多様な主体との連携による環境美化活動とみなとタバコルールの推進により、誰もがまちのルールを守り、快適に過ごせるまちづくりを進めます。

①地域の環境美化活動の推進

○地域の環境美化活動の普及・啓発

各地区生活安全・環境美化推進協議会を中心とする区民、事業者等と区との協働により、地域に根ざした環境美化活動を促進します。また、来街者等に対してちらしなどの配布や、デジタルサイネージ⁶⁸⁾、ポスターなどを活用して環境美化に関する啓発を推進します。

②みなとタバコルールの推進

○みなとタバコルールの普及

誰もがまちのルールを守り、喫煙による迷惑のない快適なまちをめざして、みなとタバコルールに基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進します。

推進に当たっては、広報みなとや区ホームページでの周知、地域と協働したキャンペーン活動などにより、区民、在勤者、来街者等へのルールの浸透に向けた啓発を進めます。特に喫煙者の多くを占める在勤者や仕事で港区を訪れる来街者にみなとタバコルールを守っていただくため、「みなとタバコルール宣言登録事業」を推進し、「港区で働く人は、まちのルールとマナーを守る人」という気運を醸成していきます。

また、指導員が区内を巡回し、路上・歩行喫煙者に対して指導・啓発を行うとともに、みなとタバコルールの取組を説明し、ルールの普及を図ります。



みなとタバコルールのキャンペーン活動

○喫煙場所の整備

今後、昼間人口や観光客をはじめとする来街者の増加が予想されることから、区の責務として、指定喫煙場所を整備し、喫煙者を指定喫煙場所へ誘導することによって、他人のたばこの煙を吸わされないことがない環境整備に取り組みます。屋外での整備に当たっては、パーティションの高さや形状等を工夫するなど、より周辺に配慮したものとします。

また、屋内喫煙所設置費等助成制度を通じて民間事業者による喫煙場所の設置を促進するとともに、たばこ製造事業者には、事業者の責任として、完全分煙の屋内喫煙場所の設置を要請します。

⁶⁸⁾ デジタルサイネージ：ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するシステムの総称。屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所に設置され、広告をはじめとする様々な情報発信に用いられる。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none">●自宅周辺の清掃に努めます。●地域の美化活動に参加します。●たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨てをしません。●飼い犬を散歩させるときは、ふんを持ち帰ります。●指定喫煙場所以外の公共の場所での喫煙をしません。●私有地で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないように配慮します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●事業所周辺の清掃に努めます。●地域の美化活動に積極的に参加します。●飲料等の自動販売機の管理者は、空き缶等の回収容器を設置し、適正に管理します。●飲料、たばこ等の製造、加工、販売等に関わる事業者は、消費者に対し路上・歩行喫煙やポイ捨て防止の意識啓発に努めます。●みなとタバコルール宣言登録を行い、従業員や関係者に対し、みなとタバコルールを周知・啓発します。●事業者が所有する敷地内での喫煙によって、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないように、敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境整備を行います。
区	<ul style="list-style-type: none">●区民、事業者等と協働し、地域の環境美化活動を促進します。●地域の環境美化活動等に積極的に参加します。●環境美化に対して職員一人ひとりが高い意識を持って自主的に行動するよう、関係部署と協力して啓発などの取組を推進します。●職員に対し、みなとタバコルールを徹底します。

◆指標及び目標

成果目標【基本方針4】			
指標	現状	目標	目標値の考え方
	平成29(2017)年度末見込み	平成32(2020)年度	
成果目標1 区民の環境保全・美化活動に対する意識が高まっている			
地域の環境美化活動への参加者数	年間7,200人	年間8,000人	地域に根ざした環境美化活動の継続・発展のため、美化活動・キャンペーンへの参加者数を年度ごとに増加させていくことを目標とする。
成果目標2 喫煙による迷惑の防止対策が進んでいる			
指定喫煙場所の数	64か所	88か所	たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせるまちづくりを進めるため、年度ごとに8か所ずつ喫煙場所を整備し、3年間で64か所から88か所に増加させることを目標とする。
成果目標3 みなとタバコルールが浸透している			
みなとタバコルール宣言事業者数	500事業者	2,020事業者	事業者による積極的な取組を促す気運醸成のため「2020年度までに2020事業者」を目標とする。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

施策 5-1 歴史ある緑の保全と豊かで質の高い緑の創出

港区には、大名屋敷や明治・大正時代の著名人の屋敷跡に設けられた公園、関東大震災後の復興事業で設置された公園、寺社と一体となった緑、斜面緑地、かつて川が流れていた道など、まちの歴史を刻む、地域ゆかりの緑が残されており、良好な街並みの形成や生きものの生息環境として重要な役割を果たしています。

平成 28（2016）年度に実施した「港区みどりの実態調査（第9次）」により、緑被率が前回調査時から横ばいだったこと、斜面上の樹林地が減少していることなどが明らかとなったことから、みどりの確保がより一層求められます。

このため、地域ゆかりの緑の保全を進めるとともに、民有地及び公共施設における地上部と屋上・壁面の緑化や、公園の整備・再生、街路樹の育成等を通じて新たな緑と水の空間を保全・創出していくことで、緑と水などの自然環境と、寺社、史跡等の歴史的、文化的資源をつなぐ緑と水のネットワークを形成していきます。

① 区民、事業者等との協働によるみどりの保全・創出と普及・啓発

○ 区民、事業者等との協働によるみどりの保全と創出

緑豊かなまちを実現していくためには、区民、事業者等による住宅や事業所の緑化、公園や道路などの緑の維持管理への参加など、区民、事業者等との協働が重要です。

区は、「港区みどりの活動員制度⁶⁹⁾」、「アドプト制度⁷⁰⁾」などを通じて、区民協働によるみどりの保全と創出活動を支援します。



アドプト活動

○ 歴史ある良好な緑の保全

「港区みどりを守る条例⁷¹⁾」に基づき、一定の太さや面積以上の樹木・樹林を保護樹木・樹林として指定するとともに、所有者に対し樹木診断や維持管理の相談などの支援を行うことにより、制度の充実を図り、民有地に残された良好な緑、斜面地の緑を保全します。



保護樹林

⁶⁹⁾ 港区みどりの活動員制度：区民協働によるみどりの保全と創出を推進するため、民間緑地の維持管理やみどりに関する知識の普及・啓発活動に自主的に取り組む区民・事業者を、区が支援する制度

⁷⁰⁾ アドプト制度：アドプトとは「養子にする」という意味で、区民等が構成する団体等が「里親」となり、地域の道路・公園等を「養子」に見立て、責任を持って保守管理していく制度のこと。この養子縁組を確認する意味で、参加する団体等は行政と合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上で、美化、清掃、緑化等のボランティア活動を行う。港区では「港区アドプト・プログラム」として推進している。

⁷¹⁾ 港区みどりを守る条例：港区におけるみどりの保全及び創出に関し、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資することを目的として、昭和 49（1974）年に制定した条例

○みどりの普及・啓発

みどりに対する区民、事業者等の理解を高め、協働による緑の保全と創出の取組を促進するため、植木市や園芸講座などの普及・啓発事業を実施します。

また、「港区みどりの街づくり賞⁷²⁾」を通じた優れた緑化事例の紹介、区民などによる緑化活動の情報交換の場の提供を行います。



平成 28 (2016) 年度
みどりの街づくり賞受賞施設

②多様な緑化の推進

○緑化計画書制度による緑化の推進

開発事業や建築物の新築・増改築に際して自然と共生できる質の高いみどりを保全・創出するため、区は「緑化計画書制度」に基づき、樹木・樹林の保全、屋上緑化・壁面緑化など多様な手法を用いた効果的な緑化を指導し、生きものの生息・生育やヒートアイランド現象の緩和などに貢献する質の高い緑の保全・創出を誘導します。

○まちなみ緑化助成

みどりの少ない地域において、民有地の壁際や軒先など接道部の僅かな空間を有効活用して、地域ぐるみで見える緑を増やす取組に対し、助成や維持管理への技術的支援を行います。身近に緑が連なる美しい街並みを創出し、緑と水のネットワークの形成を推進することで、街並み景観の向上を図るとともに、緑による豊かな潤いある環境の形成を図ります。

○屋上緑化・壁面緑化の推進

建物の屋上や壁面を積極的に活用した緑化を指導・誘導するとともに、民間建築物を対象とした「屋上等緑化助成制度」の普及を図り、区民の生活空間に潤いのある緑を創出します。

⁷²⁾ 港区みどりの街づくり賞：環境や生物多様性に配慮した優れた緑化計画を行い、その緑地を維持している区民や事業者を表彰し、地域緑化への協力に感謝を示すとともに、更なる民間緑化の発展を願って創設した制度

○区有施設の緑化の推進

区有施設の新築・増改築及び改修時に「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、地上部、屋上、壁面など様々な空間を活用して、自然と共生できる都市環境をつくるため、敷地面積の20%以上を緑化し、緑の量と質の向上を図ります。

○公園の整備

区民の休息やレクリエーション、地域のコミュニケーション、子どもの遊びや環境学習、高齢者の健康づくりの場であると同時に、季節を感じられる緑の拠点となる公園の整備を進めます。

○道路緑化の推進

街並みの景観を高め、うるおいとやすらぎのある道路環境をつくるため、道路緑化を推進するとともに、既存の植栽を良好な状態で維持し、育成していくため適切な維持管理を実施していきます。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none">●庭やベランダで緑や花を育て、四季の移り変わりを楽しみます。●区内の自然豊かな公園を散策し、緑に親しみます。●敷地内の樹木、樹林の保全に努めるとともに、屋上などの緑化可能な空間を活用して緑を増やします。●道路、公園などでの花壇の植付け、水やり・草取りなどの維持管理、清掃美化活動に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●敷地内や接道部の緑化、屋上緑化、壁面緑化などにより、緑のある空間を創出します。●開発事業に際しては、できるだけ緑地を確保するとともに、自然土壌の表土を残し、既存の樹木を可能な限り保全します。●道路、公園の花壇の植付けなどの維持管理に協力します。
区	<ul style="list-style-type: none">●区有施設の地上部や屋上・壁面の緑化を進めます。●区有施設内の樹木、樹林の保全に努めます。

施策5-2 水辺空間の親水化と水循環系の保全・構築

運河や古川等の水辺は、区民が自然とふれあえる場であると同時に、生きものの生息・生育環境としても重要です。自然環境に配慮しつつ、散歩道や親水空間の整備に引き続き取り組んでいきます。

また、地上に降った雨が地面に浸透し、地下を流れて湧水や河川を通じて海へと流れ、再び雨となって地上に降り注ぐ水循環系の保全も重要です。健全な水循環系を構築するため、雨水浸透施設や透水性舗装⁷³⁾を整備するとともに、湧水のかん養機能を持つ斜面緑地の保全を図ります。

①水辺空間の親水化

○水辺の散歩道の整備

東京都では、臨海部の運河に沿って内部護岸⁷⁴⁾の整備を進めています。この内部護岸の上部を区が借り受け、運河沿緑地として舗装や照明のほか、植栽やベンチなどの休養施設を順次整備し、区民が気軽に水辺空間に親しめるよう、水辺の散歩道として開放しています。また、運河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所においては、連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。

○古川の親水化

古川の整備にあわせて、橋や護岸、隣接する公園や緑地を活用した親水化を推進する等、河川空間の向上を図ります。

○親水環境づくりの促進と水辺を生かしたにぎわいの創出

水辺空間沿いで開発事業が行われる際には、事業者に対して親水空間の整備促進を指導するとともに、周辺の親水環境づくりを関係機関に要請します。

また、にぎわい創出のためのイベント開催、オープンカフェの設置、運河に架かる橋りょうのライトアップなど、水辺空間の多様な活用を推進します。



古川、運河等の水辺

⁷³⁾ 透水性舗装：雨を地面に浸透させるよう、表面が隙間の多い構造になっている舗装

⁷⁴⁾ 内部護岸：地震時の護岸倒壊による浸水を防止するとともに、高潮時に水門などを閉鎖した後の降雨・下水等の流入による内水面の上昇から背後地を防護する施設

②健全な水循環系の保全・構築

○雨水の地下浸透の促進

区内では、大規模建築物の建設、アスファルトによる地表面の被覆、コンクリート護岸の整備などにより、雨水の地下浸透、地下水の流れ、湧水などの自然の水循環系が減少しています。

健全な水循環系の保全・構築をめざして、区は地域の状況に応じて、透水性舗装を設けて道路の透水機能を高めます。また、公共施設や民間建築物等の建設の機会を捉え、雨水浸透施設の設置を誘導することで、雨水の地下浸透を促進します。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none">●海辺で水遊びなどを楽しむ場合、海や砂浜を汚さないように気をつけます。●古川、運河、海辺の環境保全・美化活動に参加します。●水辺を生かしたにぎわいの創出の活動に参加、協力します。●地下水のかん養及び湧水の保全のため、雨水浸透ます、浸透トレンチ、芝生、透水性舗装などを整備して雨水の地下浸透に努めます。●家庭で雨水を貯める工夫をし、植木の水やりなどに利用します。●節水器具や節水型製品を積極的に導入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●古川、運河、海辺の環境保全・美化活動に参加します。●古川沿い、運河沿いで開発事業等を行うときは、親水空間の確保や周辺の景観との調和に努めます。●水辺を生かしたにぎわいの創出の活動に参加、協力します。●地下水のかん養及び湧水の保全のため、雨水浸透ます、浸透トレンチ、芝生、透水性舗装などを設置して雨水の地下浸透に努めます。●地下水のかん養及び湧水の保全のため、地下揚水を抑えるように努めます。●中水道施設の導入や雨水利用を進めます。●節水器具や節水型製品を積極的に導入します。
区	<ul style="list-style-type: none">●道路、公園及び学校などの公共施設において、雨水浸透ます、浸透トレンチ、芝生、透水性舗装などの整備を進めます。●トイレ用水や散水用水などへの施設内の水の再使用や循環利用を推進します。●節水器具や節水型製品を積極的に導入します。

施策5-3 生物多様性の保全・再生とその恵みの持続的な利用

都心にありながら恵まれた自然環境を有する港区において、私たちの暮らしを支えてきた生物多様性を未来に引き継ぎ、豊かな暮らしにつなぐまちづくりを進めることが大切です。

都市活動を継続しながら生きものと共生できるまちを構築するためには、私たち一人ひとりが、生物多様性を正しく理解し、行動することが不可欠です。

そのために、区民、事業者等に生物多様性の現状を正しく伝えるとともに、生物多様性に配慮した暮らし・働き方の普及・啓発を進め、生物多様性への理解を浸透させていきます。また、地域内外の様々な主体との交流・連携を通じてこれらの取組を進めていきます。

さらに、エコロジカルネットワーク⁷⁵⁾の形成に向けて、身近な生きものがすめる空間であるビオトープ⁷⁶⁾づくりを区立公園などで進めるとともに、まちづくりの中で住宅や事業所における生きものの生息に配慮した取組を誘導していきます。

①生物多様性の学びの機会の創出と理解の浸透

○学校、幼稚園、保育園への環境学習の支援

教育委員会等との連携により、ビオトープの専門家の派遣に加え、小・中学校、幼稚園、保育園のビオトープの維持管理を支援する体制を検討し、環境学習を推進することで、生物多様性の理解促進を図ります。



ビオトープ

○生物多様性を通じた環境学習の推進

生物多様性の大切さを普及・啓発するため、区は、プランターでの野菜づくりの講習会、あきる野市のみなと区民の森などでの環境学習等を通じ、暮らしと生物多様性の関わりを学ぶ機会を創出します。

○情報発信による生物多様性の普及・啓発

多くの人々が生物多様性の大切さを理解し、生物多様性の保全・再生と持続可能な利用の実現に向けて取り組めるよう、区内の自然環境などの情報を継続的に収集・蓄積するとともに、生物多様性に配慮した暮らし、事業活動や自然環境などの情報提供・情報発信について、区ホームページの充実を図り、「みなと環境アプリ⁷⁷⁾」などの活用を検討します。

⁷⁵⁾ エコロジカルネットワーク：生きものの生息拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹などでつなぎ、生きものが移動できるよう、生息地をネットワーク化すること。

⁷⁶⁾ ビオトープ：Bio（生物）とTope（場所）の合成語で、安定した環境を持つ野生生物の生育空間のこと。

⁷⁷⁾ みなと環境アプリ：環境について楽しみながら学べる多彩な環境学習コンテンツを備えたスマートフォン向けアプリ

○多様な活動主体の交流と情報共有の場の創出

区民、事業者、ボランティア、区など様々な主体が情報を共有し、連携して生物多様性に関する自主活動に取り組む組織として設置した「生物多様性みなとネットワーク⁷⁸⁾」会員の情報共有・情報交換と活動の充実を図ります。

また、パネル展や講演会など多様な形で「生物多様性みなとフォーラム⁷⁹⁾」を開催し、区民、事業者等に対して生物多様性の普及・啓発に努めます。



生物多様性みなとフォーラム

②ビオトープづくりとエコロジカルネットワークの形成

○公園におけるビオトープづくりの推進

公園や児童遊園などの新設改良に併せ、子どもたちが自然にふれあえ、虫や鳥などの身近な生きものがすすめるビオトープをつくります。

○生きものに配慮したまちづくりの推進

エコロジカルネットワークの形成、生物多様性の質の向上に役立つ都市緑化を推進するため、「生物多様性緑化ガイド」に基づき、生物多様性に配慮した緑化の質の向上と生物多様性の保全に役立つまちづくりの誘導を図ります。

○外来種⁸⁰⁾の注意喚起と啓発

区立公園の池など身近な場所に生息しているアメリカザリガニやアカミミガメなどが外来種であること、外来種が地域の生態系に悪影響を与え、在来種⁸¹⁾の生息を脅かしていることは、必ずしも知られていません。

緊急対策が必要な外来種の持込みや拡散を防ぐため、公園等への掲示やイベントなどをおして、区民、事業者等に外来種に対する注意喚起、啓発を進めます。

⁷⁸⁾ 生物多様性みなとネットワーク：身近な自然や地球上の自然資源を守り、未来に引き継ぐため、生物多様性に関する自主活動に取り組んでいる個人・団体が情報を共有して、お互いに連携・協働する組織。区民、事業者、保育施設、教育・研究機関、学識経験者、ボランティア団体など、港区区内で活動している個人・団体なら誰でも登録できる。

⁷⁹⁾ 生物多様性みなとフォーラム：生物多様性に関する活動をしている人々とこれから活動したい人や、支援を求めている人の情報交換と交流、生物多様性みなとネットワークの情報発信の場として開催する催し

⁸⁰⁾ 外来種：もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと。外来生物。他の国から持ち込まれた生きものを国外外来種、日本国内のある地域から、もともといなかった地域に持ち込まれた生きものを国内外来種という。

⁸¹⁾ 在来種：地域にもともといた生きもののこと。

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の現状と大切さを学び、人に伝えます。 ●MY行動宣言⁸²⁾などを参考に、生物多様性に配慮した生活をします。 ●生きものの生息場所となる花や緑を育てます。 ●家庭菜園や敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。 ●外来種対策の原則ルールである、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。 ●「生物多様性みなとネットワーク」や「生物多様性みなとフォーラム」等に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性の現状と大切さを学び、人に伝えます。 ●事業活動の中で、生物多様性に関連する活動を実践します。 ●敷地内の樹林地や湧水地など、既存の生きものの生息・生育環境の保全に努めるとともに、ビオトープの確保に努めます。 ●敷地内の緑地で、化学農薬の使用を控えます。 ●外来種対策の原則ルールである、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。 ●「生物多様性みなとネットワーク」や「生物多様性みなとフォーラム」等に参加します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●区有施設の緑化に際しては、在来種の植物を植え、生きものが暮らしやすい環境を整えます。 ●公園や緑地において、化学農薬を使わない適切な管理を行います。 ●外来種対策の原則ルールである、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守ります。

⁸²⁾ MY行動宣言：国連生物多様性の10年日本委員会から示された、生物多様性を守るために一人ひとりが踏み出すはじめの一歩としてふさわしい5つのアクション

◆指標及び目標

成果目標【基本方針5】			
指標	現状	目標	目標値の考え方
	平成 29 (2017) 年度末見込み	平成 32 (2020) 年度	
成果目標 1 緑の保全と創出により、区内全体で緑が増加している			
緑被率	21.8% 〔平成 28 (2016) 年度実績〕	24%	地域の緑地や水辺の保全・創出の状況を的確に捉えるため「港区緑と水の総合計画」に基づく緑被率を目標とする。
成果目標 2 区の魅力である運河に沿った緑豊かな散歩道がネットワーク化され、うるおいのある街並みを形成している			
水辺の散歩道の整備延長	8,900m	9,080m	内部護岸の整備状況や出入口の確保を考慮し、整備可能な延長を目標値とする。
成果目標 3 実質浸透域⁸³⁾が拡大し、地下に浸透した雨水が湧水地に豊かな水をもたらし、古川、運河、海がきれいな水をたたえている			
雨水浸透施設の浸透量	65,592 m ³	71,292 m ³	港区雨水流出抑制施設設置指導要綱により設置した浸透域(裸地、植栽、草地等)及び雨水浸透施設による浸透量を指標とし、毎年度平成 28 (2016) 年度実績(1,900 m ³)分が増加していくと見込んで目標値を設定する。
成果目標 4 区民の生物多様性の保全・再生と持続的な利用に対する意識が高まっている			
生物多様性みなとフォーラムの各事業における参加者合計数	年間 270 人	年間 300 人	生物多様性に関して、区民や事業者の活動の活発化が意識の高まりを示すことから、みなとフォーラムの参加者数の増加を目標とする。
成果目標 5 様々な空間を活用して、緑の保全と創出の取組が進み、快適な都市環境の形成が進んでいる			
緑化助成により創出された屋上緑化面積	165 m ²	計 1,000 m ²	地上部だけでなく屋上や壁面などを利用して緑を増やし、快適な都市環境の形成をめざすことから、平成 30 (2018)～32 (2020) 年度の3年間合計の屋上緑化面積を 1,000 m ² とすることを目標とする。

⁸³⁾ 実質浸透域：自然の浸透域だけでなく、雨水浸透ますや透水性舗装などの人工的な浸透施設の浸透も含めた浸透域

基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

施策6-1 環境教育・環境学習の推進

深刻化する地球温暖化や多様な生態系の保全など、環境に関する様々な問題には、一人ひとりが将来にわたり長期的に取り組む必要があります。特に、次世代を担う子どもたちが、自らを取り巻く環境に関心を持ち、環境を大切にする心を養い、環境問題を自分の問題として考える機会を提供することが重要です。

区では、エコプラザやみなと区民の森などを活用した環境教育・環境学習を実施し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の区民等が、様々な体験を通じて環境と暮らしの関わりを学ぶ機会を充実することで、環境保全意識を高めます。

①子どもたちの環境学習機会の提供

○みなと区民の森を活用した環境学習の推進

区があきる野市から借り受け、整備しているみなと区民の森及びその周辺の里山や溪流などを活用して、間伐・植樹体験や自然観察体験などを実施します。区民、とりわけ将来を担う子どもたちが、都心にはない自然の中で、森や里山などの成り立ちや、生態系と人間の関わりなどについて体験をとおして学ぶ機会を提供し、環境保全について考える機会とするとともに、毎日の生活において環境に配慮した行動に取り組むよう促します。

また、あきる野市と連携し、両区市の子どもたちが、お互いのまちの環境について学び、交流する環境交流事業を実施します。



みなと区民の森



みなと区民の森を活用した環境学習

○環境教育の推進

総合的な学習の時間等での学習、「生きもの学習ガイドブック」を活用した生物多様性に関する教育、小・中学生の環境に関する自主研究、木育授業の実施などの環境教育を推進します。

また、区立幼稚園、小・中学校での環境活動を積極的に推進するために構築、導入した区独自の学校版環境マネジメントシステム「みなと子どもエコアクション」を通じて、省エネルギーなどの環境配慮活動に取り組み、子どもたちの主体的な行動力を育みます。

②多様な環境学習機会の提供

○エコプラザにおける環境学習、環境保全啓発の推進

低炭素社会・自然共生型社会・循環型社会のテーマを柱とし、環境関連法令等の趣旨を踏まえた環境学習、普及・啓発、情報発信等を実施します。環境学習、環境保全啓発の拠点施設であるエコプラザにおいて、区民、事業者等、子どもから高齢者までを対象とした魅力あるプログラムを展開します。



エコプラザ

○エコライフ・フェアMINATOの実施

環境保全への意識を高め、環境に配慮したライフスタイルの実践を広く普及させるために、多くの区民や事業者が環境に関する取組や情報を発信・交換、交流する場としてエコライフ・フェアMINATOを開催します。



エコライフ・フェアMINATO

◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な環境に関心を持ちます。 ●エコプラザやみなと区民の森などで行われる環境学習に参加します。 ●エコライフ・フェアMINATOなどの環境保全に関するイベントに参加します。 ●国内外の環境に関する先進事例を学び、地域での環境活動について考えます。 ●小・中学生は、環境に関する自主研究に取り組み、環境に配慮した生活や実践的な行動をとることの大切さを考えます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の環境意識向上のため、環境保全に関する研修などを実施します。 ●職場で環境保全に関する知識や技能の向上に努めます。 ●社内で環境に関する勉強会を開催するとともに、社外の勉強会に積極的に参加します。 ●エコライフ・フェアMINATOなどの環境保全に関するイベントに参加します。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●区の情報だけでなく、国、東京都、他の自治体が発信する環境保全に関する情報を職員に提供します。 ●eラーニング⁸⁴⁾等を活用した環境保全に関する研修の充実を図ります。 ●職員や指定管理者等に環境保全に関する研修を実施します。

⁸⁴⁾ eラーニング：パソコンやインターネットを利用して行う学習のこと。

施策6-2 協働による環境保全活動の推進

区内では、環境美化活動や3Rの推進など、区民、事業者等との協働による様々な環境保全活動が地域に根付いています。また、区と協働して環境保全活動に取り組む「みなと環境にやさしい事業者会議」では、地域団体等と連携し、打ち水や美化活動等に取り組んでいます。

区民、事業者等の協働による、より活発な環境保全活動を促していくため、活動主体に向けた区からの情報提供、活動に対する表彰等を通じて活動を支援します。

また、環境保全に対する区民、事業者等の関心を喚起し、行動につなげていくため、日常の暮らしや事業活動の中で取り組める環境にやさしい暮らし方、働き方の提案、区民、事業者等に伝わる情報発信の工夫を進めます。

①区民、事業者等の環境保全活動の支援

○みなと環境にやさしい事業者会議による環境保全活動の支援

「みなと環境にやさしい事業者会議」の環境保全に関する資源やノウハウを生かした事業運営を支援し、区民、事業者等との協働による環境保全活動を推進します。

○区民や事業者等の活動支援

毎年10月の3R推進月間に合わせて「港区3R推進行動会議」が開催するパネル展示会では、事業者・団体等の3Rの活動や港区3R推進行動会議の取組を広く紹介しており、今後こうした情報発信を推進していきます。

また、区は、区民、事業者等に環境保全・美化活動に関する最新の情報を提供するとともに、「ごみ減量優良事業者等表彰制度」、「みなとエコショップ表彰制度」、「港区みどりの街づくり賞」などにより、区民や事業者の自主的な取組の参考となる優良な取組事例の表彰や情報発信を進めます。

②環境情報の積極的な発信

○環境情報の発信

「港区の環境リサイクル」等の冊子のほか、広報みなと、区ホームページ、みなと環境アプリ等の媒体やエコプラザのセミナー、エコライフ・フェアMINATO等のイベントをとおして、環境に関する様々な情報を積極的に発信します。

情報発信に当たっては、暮らし方、働き方そのものを見直し、変えていくことにつながるよう、暮らしの場面や業種・業態に応じた取組などを、区民、事業者に具体的に提示します。また、情報が着実に伝わるよう、各種の商業団体、産業団体、町会・自治会、マンション管理組合等と協力した効果的な情報発信に努めます。



みなと環境アプリ

○区内で暮らす外国人や来街者に向けた情報提供

区内で暮らす外国人、国内外から区を訪れる人々に向けて、外国語による喫煙場所やクールスポットの位置、ごみの分別方法等の環境情報の発信を充実させます。

③全国各地域との連携

○全国各地域と連携した環境保全の推進

区では、全国の様々な自治体と連携し、双方の住民の暮らしをより豊かにし、商店街や地場産業に大きな活力を生み出し、ともに成長・発展していく取組を推進しています。

区は、「みなと森と水ネットワーク会議」、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、「みなと区民の森づくり」等の取組を通じて、双方の地域の環境の保全を推進します。

コラム

全国各地域と連携した環境保全の推進

区は、平成 28（2016）年 1 月に策定した「港区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の第一に「港区と全国各地の自治体がともに成長・発展し、共存・共栄を図る」を掲げました。互いの地域の発展と住民のより豊かな生活の実現に向け、全国各地域との連携を推進する専管組織を設置し、自治体間のみならず、住民間、産業間など幅広い連携に取り組んでいます。

環境分野では、これらの取組に先行して、港区と各地域の双方の環境の保全につながる国産木材活用、森林整備等の取組を進めています。

みなと森と水ネットワーク会議

二酸化炭素を吸収する森林整備に貢献するため、区は、森を持つ自治体と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を結び、協定自治体の木材活用を促進しています。

「みなと森と水ネットワーク会議」は区と協定自治体で構成する連携組織で、各種展示会に出展して協定木材の PR などを行っています。



みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

区内で建てられる建築物等に国産木材の使用を促すことで、区内の二酸化炭素固定量を増やすとともに、森林整備の促進による二酸化炭素吸収量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献する制度で、平成 23（2011）年度に開始しました。

港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出される協定木材の使用を特に推奨しています。

みなと区民の森づくり

区があきる野市から市有林を借り受け、長く手つかずだった森を整備し、二酸化炭素の吸収林としてよみがえらせる取組で、地球温暖化対策の一環として、平成 19（2007）年度に開始しました。

みなと区民の森は、子どもをはじめとする区民の自然観察等の環境学習の拠点としても活用しています。



◆環境行動指針

区民	<ul style="list-style-type: none"> ●区が行う環境保全事業への参加・協力、また、地域で自主的な環境保全活動を行います。 ●環境に関するボランティア活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に関する法令を遵守し、事業活動における環境保全活動に積極的に取り組むとともに、地域住民や顧客、株主や金融機関などの利害関係者に環境情報の開示を進めます。 ●エコアクション 21⁸⁵⁾や I S O 14001⁸⁶⁾ (環境マネジメントシステム)、グリーン経営認証⁸⁷⁾などの導入に努めます。 ●区が行う環境保全事業への参加・協力、地域の環境保全活動への参加・支援に努めます。
区	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題に係る法規制を遵守します。 ●港区における環境問題の現状や区の実施などの環境情報を分かりやすく公表します。 ●地域や事業者の自主的な環境保全活動に積極的に参加します。

⁸⁵ エコアクション 21：全ての事業者が、環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みをつくり、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン

⁸⁶ I S O 14001：企業活動や製品、サービスの環境負荷を低減するための改善を継続的に実施する環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格

⁸⁷ グリーン経営認証：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて環境に配慮した経営について一定のレベル以上の取組を行う事業者（主に運輸事業者）を認証・登録する制度

施策6-3 区の率先行動

区が率先して環境配慮活動に取り組むことは、区民、事業者を先導し、港区全体での取組の促進につながります。

そのため、区は「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」に基づき、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減をはじめ、環境負荷の低減に向けた取組を進めます。

① 率先した環境保全活動の推進

○ 区有施設における環境性能の向上と省エネルギー運用の推進

「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」に基づき、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー使用量の削減等、地球温暖化対策の取組を推進するとともに、ごみの減量と資源の再生利用（リサイクル）、環境配慮物品の利用などに取り組み、区の事務事業における環境負荷の低減に努めます。また、「港区環境率先実行計画（みんなとエコ 21 計画）」で定めた二酸化炭素排出量の削減目標の達成に向けて、ISO14001 に準じた「港区環境マネジメントシステム」を運用して、区の環境配慮行動を推進します。

区有施設の新築・増改築及び改修時には、「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、LED化、クールルーフ化による高レベルの省エネルギー化のほか、再生可能エネルギーの導入などを図ります。また、建物の省エネルギー性能を適切に発揮させるため、施設・設備等の運転管理の手順を定めた管理標準の作成・運用を推進し、省エネルギー運用を進めます。

◆ 指標及び目標

成果目標【基本方針6】			
指標	現状	目標	目標値の考え方
	平成 29 (2017) 年度末見込み	平成 32 (2020) 年度	
成果目標 1 区民の環境保全に対する意識が高まっている			
環境学習参加者数	12,425 人	17,525 人	平成 20 (2008) 年度から実施しているみなと区民の森を活用した環境学習事業の参加者数について、平成 27 (2015) ～29 (2017) 年度の平均年間参加人数を基に、環境学習メニューの拡充等により、年間 1,700 人の参加を目標とする。
成果目標 2 区が積極的に省エネルギー等の行動により二酸化炭素排出量の削減を推進している			
平成 24 (2012) 年度～26 (2014) 年度の平均を基準とする区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量の削減率	4%削減	10%削減	区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を、平成 28 (2016) ～32 (2020) 年度までの 5 年間で、平成 24 (2012) ～26 (2014) 年度の平均から 10%削減（毎年 2%以上削減）することを目指す（第 4 次港区環境率先実行計画における目標値）。

コラム

東京 2020 大会に向けて

東京 2020 大会に向け、国や東京都により、3 R の徹底、暑熱対策をはじめとする様々な環境対策が行われます。

区においても、国や東京都が進める取組を支援するとともに、住む人、働く人、そして国内外から訪れる人が快適に過ごせる、より良い環境を実現していくため、本計画に基づき、特に次の取組を推進していきます。

◇クールスポットの整備 (p.39)

ミストを活用した暑さ対策のためのクールスポットを設置します。

◇3 R 推進への支援 (p.42)

東京都と連携して、大会会場及びその周辺で進められる、リサイクルを考慮した統一した分別ラベル及びデザイン性に優れた回収ボックス導入等の取組を支援し、来街者等に対し、ごみの減量と資源の循環利用を呼びかけていきます。

◇「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への参加 (p.46)

回収した使用済み小型家電製品から抽出した金、銀、銅を使って東京 2020 大会の入賞メダルの製作に使用する公認プログラムに参加します。

◇「泳げる海、お台場」の実現 (p.54)

お台場の海の水質改善に向けた取組を推進します。また、お台場海水浴の開催とともに、お台場の海の魅力を国内外に PR する取組を推進し、安心して泳ぐことのできる、ふるさとの海づくりを進めます。

◇みなとタバコ規則の推進 (p.61)

来街者に向け、みなとタバコ規則の浸透に向けた啓発を進めるとともに、指定喫煙場所の整備及び指定喫煙場所への誘導を図る情報提供を進めます。

◇区内で暮らす外国人や来街者に向けた情報提供 (p.75)

区内で暮らす外国人、国内外から区を訪れる人々に向けて、外国語による喫煙場所やクールスポットの位置、ごみの分別方法等の環境情報の発信を充実させます。



都市鉱山からつくる！
みんなのメダルプロジェクト

第5章 施策の推進

1 施策の実効性を高めるために

本計画の施策の推進に当たっては、区民、事業者、区が環境の保全に向け、主体的に行動していくこと、協働していくことが大切です。

しかし、省エネルギー、ごみの削減、騒音・振動・悪臭の防止等の取組を日常の暮らしや事業活動の中で常に意識して実施し、継続することは必ずしも容易ではありません。そのため、意識せずに自ずと環境に配慮した取組を実行できる環境にやさしい暮らし方、働き方を提案していくとともに、効果的な情報発信に努め、区民、事業者に着実に伝えていくことが必要です。

また、区民、事業者等を巻き込んで活発なまちづくりが進められている港区の特性を踏まえ、開発事業者等と協力して環境保全の取組を進めていくこと、全国の各地域と連携して取組を進めていくことも求められます。

さらに、多くの人の注目を集める東京 2020 大会を一つの契機として、取組を推進していくことも重要です。

このような背景を踏まえ、「第4章 施策と行動指針」に示した施策及び取組の実効性を高めていくため、次の点に着目して、計画全体をとおして施策横断的に個々の取組の進め方の工夫、内容の充実を図ります。

①環境にやさしい暮らし方、働き方の提案

【区民に向けた環境にやさしい暮らし方の提案】

○キッチンや食卓、家族での外出など、暮らしの場面に合わせた環境保全につながる具体的な取組や住まい方の工夫を提案し、区民の暮らし方そのものを変えるきっかけをつくります。

【事業者に向けた環境に配慮した働き方の提案】

- 省エネルギーやごみ対策、騒音・振動・悪臭対策等、多岐にわたる環境に配慮した取組が総合的に進められるよう、業種や業態に応じた取組を具体的に伝えます。
- 働き方改革等に絡めて環境保全効果が得られる、ノー残業デー等の取組を、施策分野を越えて提案します。

②区民・事業者にはつたわる情報発信

- 環境保全に係る関連情報の一元的・総合的な発信に努めます。
- 区民や事業者に対し、環境に配慮した行動への関心を高めるため、環境保全効果と併せて、家計や経費の節減効果、健康増進効果等のプラス・アルファの情報提供を工夫していきます。
- 情報を届けたいターゲットを明確にして、情報伝達の要となる団体や組織（例えば商業団体、産業団体、町会・自治会、マンション管理組合等）と協力した情報発信に努めます。

③まちづくりに携わる事業者等と連携した誰もが快適に過ごせる環境の形成

- 区的环境アセスメント制度等を活用しながら、開発事業に携わる事業者等と連携して、様々な環境負荷の低減、緑地保全や緑化、風の道の形成、周辺と調和した良好な街並みの形成、たばこ対策等に総合的に取り組みます。

④全国各地域との連携

- 「みなと森と水ネットワーク会議」、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、「みなと区民の森づくり」等の取組を進めてきた実績を生かしつつ、各地域との連携を更に発展させることで、双方の地域の環境の保全につなげていきます。

⑤東京 2020 大会を契機とした取組の推進

【競技会場周辺、繁華街等における取組の推進と拡大】

- 多くの人でにぎわう競技会場、繁華街等を中心に、緑化やクールスポットの創出、打ち水などの暑熱対策、みなとタバコルール等の取組、まちの美化活動等を区民、事業者等と一体となって進め、東京 2020 大会や更にその先の将来を見据えながら取組を広げていきます。

【国内外からの来街者に向けた情報発信の充実】

- 喫煙場所やクールスポットの位置、ごみの分別方法等の環境情報を、訪れる人々の視点に立って分かりやすく提供していきます。
- 国際環境都市をめざす港区の取組を国内外に向け、積極的に発信していきます。

2 推進体制

国や東京都、他の自治体と連携を図りつつ、区民、事業者、区が、それぞれの責務に基づき主体的に行動し、協働することで、本計画に基づく環境の保全に向けた取組を総合的かつ計画的に推進します。

具体的には、「港区環境美化推進協議会」、「港区3R推進行動会議」、「みなと環境にやさしい事業者会議」、「生物多様性みなとネットワーク」をはじめとする環境保全に関わる様々な活動組織と協働するとともに、区民、事業者等の主体的な活動を促し、施策を推進します。

さらに、「みなと森と水ネットワーク会議」などを通じて全国の様々な自治体と連携し、双方の地域の環境保全につながる取組を推進します。

区内部においては、関係部署が連携、協力して全庁的に本計画に基づく施策に取り組むため、環境施策に関連する各課で構成する庁内組織である「港区環境調整委員会」において施策の総合調整を図り、総合的かつ計画的に施策を推進します。



図5-1 推進体制

3 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

施策の点検・評価に当たっては、個別の環境分野に関する計画の進行管理を踏まえ、本計画の見直しに当たり区長からの諮問に応じて調査審議を行った「港区環境審議会」において、環境施策全体の進捗を包括的に点検・評価することとします。そして、その結果を「港区環境白書」としてまとめ、毎年度、区民、事業者等に公表します。

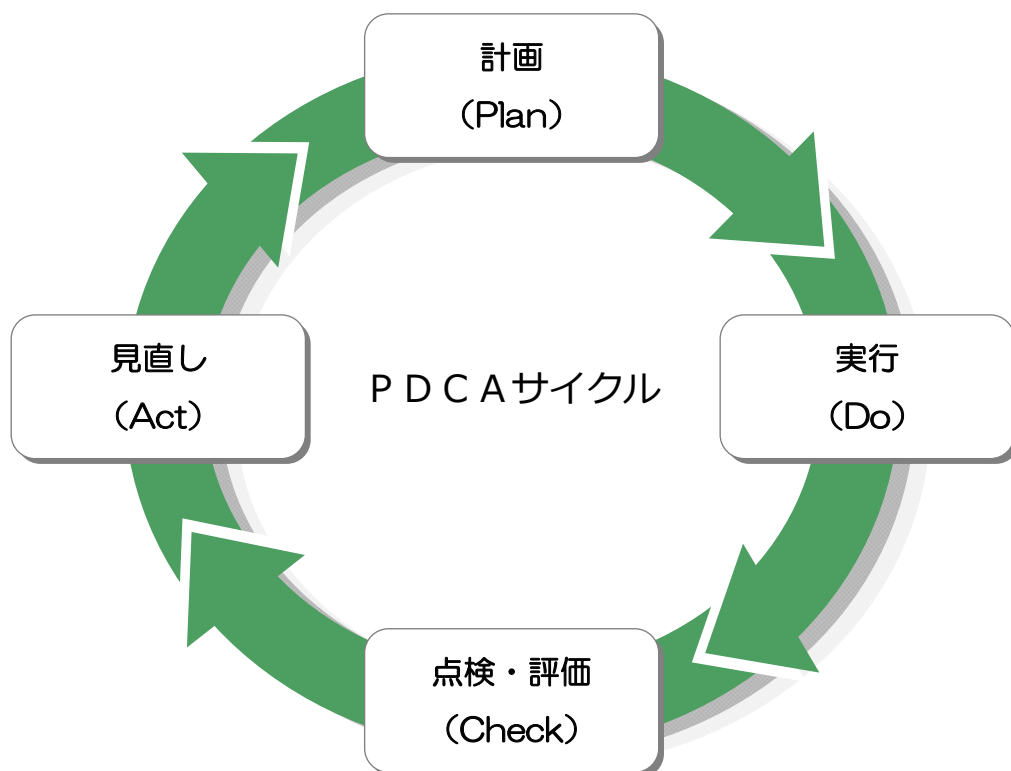


図5-2 進行管理

参 考 資 料

- 1 港区環境基本条例
- 2 港区環境基本計画見直しの経緯
- 3 「港区環境基本計画」見直し方針
- 4 港区環境審議会への諮問及び答申
- 5 港区環境審議会
- 6 港区環境調整委員会
- 7 用語解説（脚注）の索引

1 港区環境基本条例

○港区環境基本条例

平成十年三月三十日
条例第二十八号

港区は、活発な都市活動と多様な居住環境とが共存するまちとして発展してきた。また、歴史的な景観も多く、緑や水辺などの貴重な自然環境も有するまちである。

しかし、さまざまな社会経済活動が営まれる中で資源やエネルギーが大量に消費されることにより、港区にも大きな環境への負荷がもたらされている。

もとより区民は、人と自然とが共生することのできる良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない環境を守り、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくべき責務を負っている。

今こそ、すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって、環境にやさしい継続的な行動をとることが求められている。

このような認識の下に、環境への負荷の少ない、居住と都市活動とが調和した居住環境都市をつくりあげていくために、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創造することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁、土壌

の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、次の各号に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- 一 区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を実現し、これを将来の世代へ継承して行くことを目的として行うこと。
- 二 人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行うこと。
- 三 すべての事業活動及び日常生活において行うこと。

(区の責務)

第四条 区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 一 公害の防止に関すること。
- 二 大気、水、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- 三 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- 四 資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- 五 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第五条 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うときは、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活

動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を行う責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うときは、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を行うよう努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第七条 区長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全についての基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する目標
 - 二 環境の保全に関する施策の方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項
- 3 区長は、環境基本計画を策定するときは、区民及び事業者(以下「区民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ港区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境行動指針)

第八条 区長は、区及び区民等が環境の保全に関して配慮すべき事項を、環境の保全についての行動指針(以下「環境行動指針」という。)として策定しなければならない。

- 2 区長は、環境行動指針を策定するときは、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。
- 3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第九条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するときは、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

- 2 区は、環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を行うものとする。

(環境影響調査の措置)

第十条 区は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者に対し、その事業の実施前に環境の保全について適切な配慮がなされるよう必要な措置を行うものとする。

(資源循環の推進)

第十一条 区は、環境への負荷を低減するため、区民等による資源循環が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

- 2 区は、環境への負荷を低減するため、区の施設の建設及び維持管理その他の事業を実施するときは、資源循環、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めなければならない。

(区民等の意見の反映)

第十二条 区は、環境の保全に関する施策に、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を行うものとする。

(情報の提供)

第十三条 区は、環境の保全に資するため、必要な情報を区民等に適切に提供するよう努めるものとする。

(区民等の自発的な活動の促進)

第十四条 区は、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を行うものとする。

(環境学習の推進)

第十五条 区は、区民等が環境の保全についての理解を深めるとともに、区民等による自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(調査及び研究の実施等)

第十六条 区は、環境の保全に関する施策を適切に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、情報の収集並びに調査及び研究に努めるものとする。

(監視及び測定等)

第十七条 区は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視及び測定等の体制を整備するものとする。

2 区は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国及び東京都等との協力)

第十八条 区は、環境の保全を図るため、国、東京都その他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第十九条 区は、地球環境の保全に資する施策を国等と連携して推進するものとする。

(環境審議会)

第二十条 環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として港区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画に関すること。

二 一般廃棄物の処理に関する基本方針その他の重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者、区民、事業者及び区議会議員のうちから区長が委嘱する委員十四人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に存する港区環境基本計画は、第七条の規定により策定された環境基本計画とみなす。

付 則(平成一一年一月一六日条例第三二号)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日以後平成十二年八月三十一日までの間に、この条例による改正後の東京都港区環境基本条例第二十条第四項の規定により新たに委嘱される東京都港区環境審議会の委員の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、平成十二年八月三十一日までとする。

2 港区環境基本計画見直しの経緯

年月	会議等	内容
平成 29 (2017) 年 4 月 24 日	第 47 回 港区環境審議会	区長から環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について諮問
6 月 15 日	港区環境調整委員会	環境基本計画の見直しの方向性について庁内検討
7 月 13 日	第 48 回 港区環境審議会	区が策定した環境基本計画見直し方針について説明 答申案の検討
8 月 28 日	第 49 回 港区環境審議会	答申の検討、決定 答申
10 月 4 日	港区環境調整委員会	環境基本計画（素案）について庁内検討
11 月 6 日	第 50 回 港区環境審議会	環境基本計画見直しの検討状況について報告
平成 29 (2017) 年 12 月 1 日 ～平成 30 (2018) 年 1 月 5 日	パブリックコメント	インターネット、持参、郵送、FAXにて受付
平成 30 (2018) 年 1 月 16 日	港区環境調整委員会	環境基本計画（案）について庁内検討

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

参考資料

港区環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、港区環境基本条例に基づき、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間を計画期間として策定しました。計画策定時からの社会経済情勢や環境の変化を適切に捉え、計画に反映するとともに、並行して見直しを予定している港区基本計画や各種関連計画との整合を図り、より時代に即した環境施策を講じていくため、見直しを行います。

1 環境行政を取り巻く状況

港区環境基本計画の策定から 2 年間で、環境政策は大きく変化しています。

国際的な動きとしては、2020 年以降の気候変動対策の新たな国際的枠組である「パリ協定」が平成 27 年にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択され、翌 28 年に発効しました。

また、平成 27 年 9 月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、平成 42 年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。その中核をなす持続可能な開発目標（SDGs）は、経済、社会、環境の 3 つの側面のバランスのとれた、持続可能な開発を目指すもので、エネルギー、持続可能な消費と生産、気候変動、生物多様性など環境分野に関わる目標も多く設定されています。

国では、これら二つの画期的な国際合意に関して、国内外の取組を進めています。特に地球温暖化対策については、「国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を 2030 年度（平成 42 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比マイナス 26.0%の水準にする」とした中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出しました。これを踏まえ、国は平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。その中では、地方公共団体において、地域の事業者・住民との協力・連携の確保に留意しつつ、再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの最大限の導入・活用を図るとともに、徹底した省エネルギーの推進を図ることが求められています。

また、気候変動の影響への適応に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 27 年 11 月に初の「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。その基本戦略の一つとして、地方公共団体が気候変動への適応を施策に取り組み、実行を促していくことが示されています。

東京都においては、平成 28 年 3 月に「東京都環境基本計画」が策定され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、環境政策と経済成長を両立させた「世界一の環境先進都市・東京」の将来像を目指し、スマートエネルギー都市の実現、3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進、自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承等の政策が示されています。

区では、平成 27 年 10 月に、都市の低炭素化を促進していくため、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づく「港区低炭素まちづくり計画」を策定し、エネルギーの効率的利用の促進、緑の保全・創出とヒートアイランド対策の推進、環境に配慮した交通

環境の整備を推進しています。また、平成28年度に行った「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」の中間年次の見直しにおいては、人口、事業所数・従業者数の増加を背景としたごみと資源の総排出量の増加傾向に対応していくため、家庭系ごみの排出抑制・分別徹底、事業系ごみの削減・資源化、適正処理・災害対策を推進していく方向性が示されています。

そして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、リニア中央新幹線の整備、JRや地下鉄日比谷線の新駅構想等が進行するとともに、各地域で複数の再開発事業が進められるなど、新たなまちづくりの動きが活発化しており、まちはこれまでにないスピードで変貌を遂げようとしている中、区の環境の変化も考えられます。

さらに、全国各地の様々な自治体との交流や連携のより一層の推進、長時間労働の是正等働き方改革なども求められている中、環境分野においても様々な角度からの視点を踏まえつつ、施策を推進していく必要があります。

2 見直しの基本的方向性

環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、次の点を反映した見直しを行います。

(1) めざす環境像及び基本方針の継承

現行の環境基本計画で港区がめざす環境像として定めた「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市みなど」と及び6つの基本方針は、長期的展望に立った本計画の基本的な理念であり、計画の根幹をなすものであることから原則として維持します。

(2) 計画期間前期の成果と課題を踏まえた施策の充実・強化

計画期間前期の取組の成果と課題の検証、この間に明らかになった環境の現状に関するデータの動向、区民・事業者等の意識調査の結果等を踏まえ、施策の充実・強化を図ります。

(3) 区の関連計画との整合

港区環境基本計画策定後に策定、見直しが行われた「第4次港区環境率先実行計画（第4次みんなとエコ21計画）」、「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）中間年度改訂版」、平成29年度中に見直しを行う「港区基本計画」、「港区地球温暖化対策地域推進計画」及び「港区生物多様性地域戦略」と整合を図り、より効果的に環境施策の推進を図ります。

特に「港区基本計画（後期3年）見直し方針」（平成29年5月24日区長決定）に示された基本的考え方である「3年後に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や今後も続く人口増加など更にその先の将来を見据え、後期3年間で『地域共生社会』の実現に向けた基盤づくりに重点的に取り組む」こと及び次の6つの重点課題のうち環境分野に特に関連する事項について着実に対応します。

重点課題1：多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組の推進

重点課題2：大幅な人口増加を見据えた行政サービスの充実

重点課題3：「参画と協働」の取組の充実

重点課題4：想定される危機に対する「安全・安心」の強化

重点課題5：環境と都市機能のバランスに配慮したまちづくりの推進

重点課題6：「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を見据えたソフト・ハードの取組の推進

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境対策の推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国や東京都が進める水素・燃料電池の活用、3Rの徹底、競技会場周辺の暑熱対策等の環境対策と連携を図りながら、区として講ずべき取組を整理し、推進していきます。

(5) 国及び東京都等の動きの反映

国の「地球温暖化対策計画」や、「気候変動の影響への適応計画」、東京都の「東京都環境基本計画」、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」など、国や東京都等の新たな環境施策を反映します。

(6) 多様な主体との連携の強化

各施策の実施に当たっては、港区環境基本計画においてこれまで取り組んできた区民、事業者との連携・協働に加え、全国各地域との連携の拡充を検討し、行政、区民、民間、全国各地域の4つの力との連携を強化し、各施策を効果的に実施していきます。

3 計画の基本的事項及び検討体制

(1) 計画の位置付け

港区環境基本計画は、区の総合計画である「港区基本計画」の基本政策の実現を図るための環境分野の計画であり、「港区まちづくりマスタープラン」、「港区緑と水の総合計画」などの関連する計画との整合を図りつつ、環境関連計画の最も上位に位置付けられる計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう、港区環境基本条例第8条に基づく「港区環境行動指針」を含むものです。

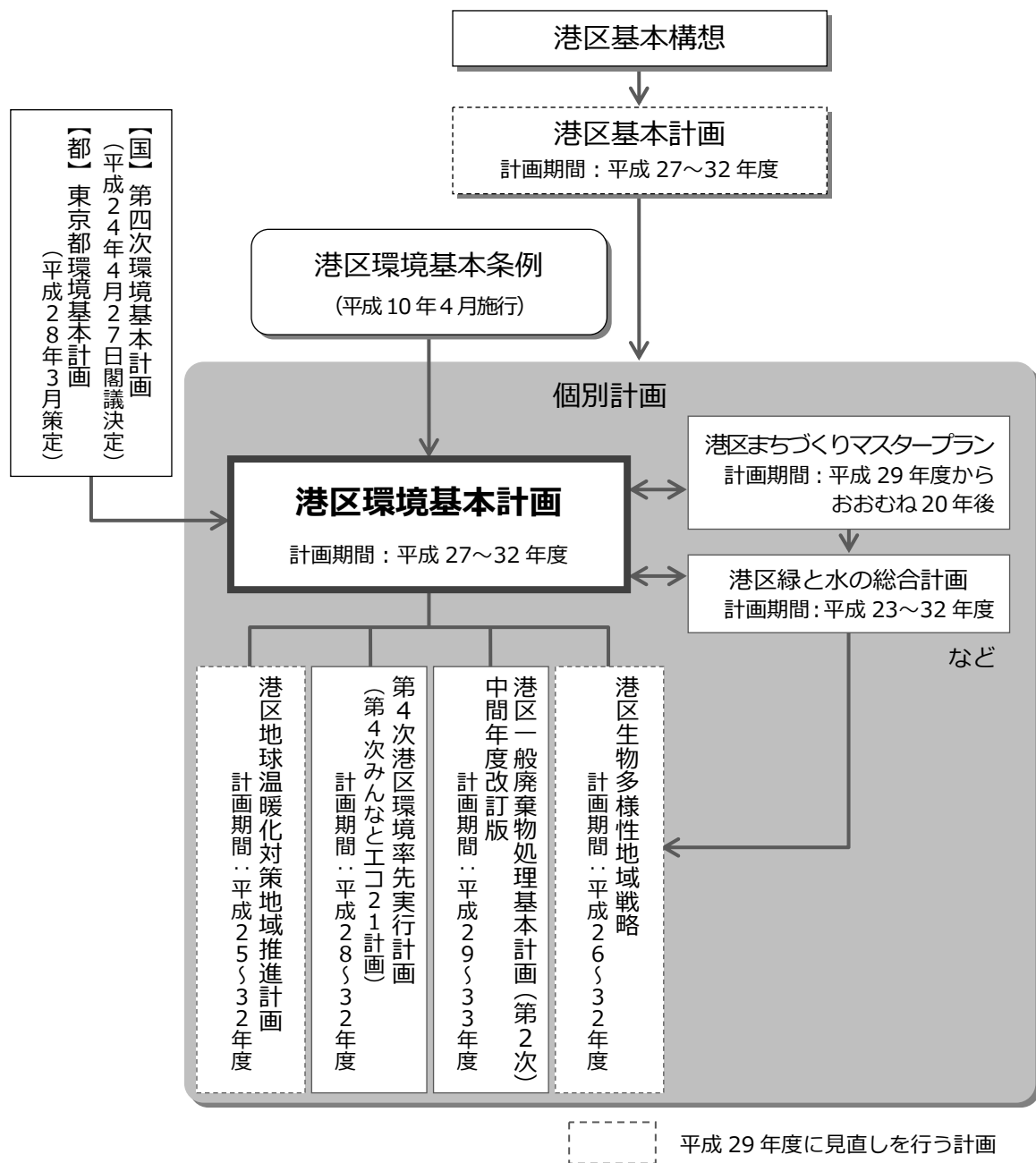


図 計画の位置付け

(2) 計画期間

港区環境基本計画は、平成27年度から平成32年度までの6年間を計画年度として策定し、中間年次に見直しを行うこととしています。

見直し後の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

(3) 検討体制

次の体制により、港区環境基本計画の策定について検討を進めます。

①港区環境審議会への諮問

「港区環境審議会」は、港区環境基本条例第20条に基づき、環境の保全に関する基本的事項について調査審議するため、区長の付属機関として設置するもので、学識経験者、区民、事業者及び区議会議員により構成します。

港区環境基本計画の策定に向け、今後の港区の環境施策に関して様々な視点から幅広い御意見をいただくため、港区環境基本条例に基づき「港区環境審議会」に計画策定に関する基本的な考え方について諮問し、答申をいただきます。

なお、港区環境基本計画の施策のうち、基本方針1「安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現」に係る事項については、同時に諮問する「港区地球温暖化対策地域推進計画」の見直しに関する基本的考え方の中で審議、答申をいただきます。

②港区環境調整委員会

区の環境施策に関わる部局で構成する「港区環境調整委員会」において、港区環境審議会からの答申に基づいて、港区環境基本計画の内容について検討します。

(4) 区民意見反映のための方策

計画策定に区民・事業者等の意見を幅広く取り入れるため、次期港区基本計画策定に向けた「みなとタウンフォーラム第2グループ（環境・リサイクル分野）」や地区版基本計画策定に向けた区民参画組織からの提言を十分に踏まえるとともに、区民等から広く意見を聴くためパブリックコメントを実施します。

(5) 計画書の作成

環境の最上位計画としての取組を体系的に明示するとともに、図表やグラフを効果的に活用するなど、誰もが分かりやすい冊子として編集します。

4 スケジュール（予定）

平成 29 年	7 月	港区環境審議会において答申素案審議
	8 月	港区環境審議会において答申確定 答申式
	11 月	見直し計画素案確定、港区環境審議会において報告
	12 月	パブリックコメント実施
平成 30 年	2 月	見直し計画確定
	3 月	港区環境審議会において見直し計画報告

第
1
章第
2
章第
3
章第
4
章第
5
章参
考
資
料

4 港区環境審議会への諮問及び答申

(1) 諮問

29港環環第383号
平成29年4月24日

港区環境審議会会長
守田 優 様

港区長 武井 雅 昭

港区環境基本条例（平成10年港区条例第28号）第20条第2項第1号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「港区環境基本計画」の見直しに係る基本的な考え方について

2 諮問理由

区では、平成27年3月に、平成27年度から平成32年度を計画期間とする「港区環境基本計画」（以下「現行計画」という。）を策定し、めざすべき環境像を「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市みなと」とし、その実現のため、6つの基本方針に沿って施策を推進してきました。

この間、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）における「パリ協定」や国連持続可能な開発サミットにおける「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択等、世界の動きが活発化しており、国においても、これらの画期的な国際合意に関し、国内外の取組を進めています。

東京都においては、平成28年3月に「東京都環境基本計画」が策定され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた先進的な環境・エネルギー施策を、経済成長と両立させながら積極的に展開していく方向性が示されています。

また、港区においても、新たなまちづくりの動きの活発化等、計画を取り巻く状況が大きく変化しています。

こうした中、現行計画では、計画期間の中間年次に見直しを行うこととしており、平成29年度が現行計画の中間年次にあたります。

現行計画に基づくこれまでの取組を検証しつつ、現行計画策定時からの社会経済情勢や環境の変化を適切に捉え、計画に反映するとともに、区の総合計画である港区基本計画をはじめ、平成29年度に見直しが予定されている港区地球温暖化対策地域推進計画及び港区生物多様性地域戦略といった他の計画との整合性も図りながら、様々な環境問題に区民、事業者と区が協働して総合的な視点から対策を進める必要があります。

つきましては、現行計画の中間年次の見直しを行うにあたり、基本的な考え方について、諮問いたします。

(2) 答申

平成29年8月28日

港区長 武井 雅昭 様

港区環境審議会

会長 守田 優

「港区環境基本計画」の見直しに係る基本的な考え方について
(答 申)

港区環境審議会は、港区長から平成29年4月24日付29港環環第383号により、「『港区環境基本計画』の見直しに係る基本的な考え方について」の諮問を受けました。

審議会において、このことについて慎重に審議した結果、その内容がまとまりましたので、別添のとおり答申いたします。

「港区環境基本計画」の見直しに係る基本的な考え方について（答申）**港区環境審議会****1 港区環境基本計画の見直しに求められる視点****（1）港区を取り巻く状況の変化への対応の必要性**

港区は、都心にありながら、歴史ある社寺や武家屋敷の庭園を継承した公園、大使館、多様な生きものや湧水を擁する斜面緑地、古川、運河、台場の海と、歴史ある多様な自然が残された地域であると同時に、90万人を超える昼間人口を抱え、エネルギーや資源の大量消費を通じて大きな環境負荷を生み出す地域でもあります。

このような地域特性を背景に、区は、平成27（2015）年に策定した港区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）において、「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市みなど」をめざす環境像に掲げ、歴史ある多様な緑と水の環境を保全しつつ、活発な社会経済活動により生じる環境負荷を低減し、区民、事業者と協働して暮らしやすく、働きやすいまちをつくっていくため、環境基本計画に基づき様々な施策を推進してきました。

環境基本計画を策定した平成27（2015）年以降、港区を取り巻く状況は大きく変化しています。

環境施策の面では、気候変動対策の新たな国際的枠組である「パリ協定」の発効、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択など、国際的に気候変動対策や持続可能な開発に関する取組が進展しています。こうした動きを受け、国や東京都では、地球温暖化対策をはじめとした環境施策を強化、充実させています。

区においては、国による「都市再生緊急整備地域」の指定、国際的ビジネス拠点の形成等を促進する国家戦略特区、アジアヘッドクォーター特区の指定や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を背景として、再開発事業や鉄道の新駅設置など、まちづくりの動きが活発化しています。これに伴い人口や事業所がさらに増加していくことが見込まれ、環境負荷の抑制に向けて適切な対策を講じていくことが求められます。

さらに、全国の地方自治体との交流・連携、働き方改革等、様々な社会の動きに対して、例えば豊かな自然資源を有する地方自治体と連携して再生可能エネルギーや木材の活用を促進したり、区民の自然体験や区内企業の社会貢献活動の場や機会を創出したりするなど、環境分野と経済、社会活動を結びつけた施策を展開していくことも必要です。

（2）計画期間の前期の成果と課題

現行の環境基本計画は、人口や事業所の増加により環境負荷が増大していくことに対する積極的な取組を実施するとともに、東日本大震災以降に特に課題とな

った省エネルギーや地域におけるエネルギーの有効活用、新たな大気汚染問題であるPM2.5、放射性物質への取組など安全・安心に暮らせる地域環境の形成等に対応すること、さらに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を機に世界に誇れる質の高い都市環境を形成していくことを目指して、策定されました。

計画期間の前期の主な成果として、区が主体的に取り組む指定喫煙場所の整備、内部護岸に対する運河沿緑地の整備、区道における遮熱性舗装の整備、戸別訪問収集実施件数、みなと区民の森を活用した環境学習事業や、区民や事業者と協力して進める国産木材の利用、地域の環境美化活動、緑化計画書制度に基づく緑化等が進展しています。

一方で、人口増加や事業活動の活発化を背景に、二酸化炭素排出量（総量）、ごみ量、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量、古川及び運河の水質の環境基準達成等の指標について、進捗の遅れが見られています。このため、環境負荷の低減に向けて省エネルギー、ごみの排出抑制等の取組を区民、事業者等と協力して進めていくことが求められます。

また、現行の環境基本計画策定後に実施した「港区みどりの実態調査（第9次）」から、区の緑の特徴である斜面緑地の減少や分断化といった課題が生じていることが明らかとなっています。

これらの進捗状況について、区は、港区環境白書を発行して施策の進捗の点検・評価、環境審議会への報告、区民、事業者等への公表を実施しており、引き続き適切な進行管理に取り組んでいくことが重要です。

（3）見直しの視点

環境基本計画の見直しは、計画期間の前期の成果と課題、港区を取り巻く状況の変化や社会の課題等を考慮しながら、時代に即した環境施策を講じていくため、次の視点に立って進めることが必要です。

①計画期間の前期の成果と課題を踏まえた取組の拡充

計画期間の前期の取組について、この間明らかになった環境の現状に関するデータの動向、区民・事業者等の意識等を踏まえ、課題に適切に対応していくとともに、計画期間の全体を通して施策の実効性を高めるために、必要な取組の拡充を図っていくことが必要です。

②港区基本計画（後期3年）及び環境関連計画との整合

区では、環境基本計画の上位計画にあたる「港区基本計画」の見直しを進めています。環境基本計画の見直しにあたっては、「港区基本計画」の見直しの考え方と整合を図り、重点課題としている、多様な人が共生する地域社会の実現に向けた取組、「参画と協働」の取組の充実、環境と都市機能のバランスに配慮したまちづくりの推進等の重点課題について、環境分野の視点から適切に対応していく内容とすることが求められます。

また、環境基本計画策定後に策定や見直しが行われた、「第4次港区環境率先実行計画（第4次みんなとエコ21計画）」、「港区一般廃棄物処理基本計画（第2次）中間年度改訂版」、平成29（2017）年度中に見直しを行う「港区地球温暖化

対策地域推進計画」、「港区生物多様性地域戦略」等と整合を図り、より効果的に環境施策を推進していくことが必要です。

③東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた環境対策の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、国や東京都が進めるエネルギー対策、廃棄物対策、競技会場周辺の暑熱対策等の環境対策と連携を図りながら、区として講ずべき取組を整理し、推進していくことが必要です。

④国、東京都等の動きの反映

国の「地球温暖化対策計画」や「気候変動の影響への適応計画」、東京都の「東京都環境基本計画」、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」などに示された新たな環境施策を反映することが必要です。

2 めざす環境像及び基本方針

現行の環境基本計画は、「歴史ある自然をみなではぐくみ、暮らし、働くことを誇りに思える国際環境都市みなと」をめざす環境像とし、居住と都市活動とが調和した、環境負荷の少ない居住環境都市をつくとともに、歴史ある多様な自然を保全し、良好な環境を次の世代へ引き継いでいくこと、国際的に誇れる環境都市をめざしていくこととしています。

計画期間の最終年度にあたる平成 32（2020）年度は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、国内外から多くの人々が港区を訪れます。地域の特性を生かしながら、訪れる人々に誇れる国際環境都市を実現していくため、長期的展望に立った環境基本計画の基本的な理念であり、根幹をなすめざす環境像と、これを実現していくための6つの基本方針については、原則として現行の環境基本計画を継承して推進していくことが望ましいと考えます。

3 施策の基本的な考え方

「1 港区環境基本計画の見直しに求められる視点」を踏まえつつ、計画に掲げる「めざす環境像」を実現していくため、6つの基本方針に基づく施策・取組について次の視点に沿って見直しを行うことが必要です。

（1）基本方針1 安心して暮らせる低炭素・省エネルギー社会の実現

基本方針1に基づく施策・取組は、「港区地球温暖化対策地域推進計画」に大きく関連しています。環境基本計画の見直しと並行して諮問された『「港区地球温暖化対策地域推進計画」の見直しに係る基本的な考え方について』の答申を踏まえて、家庭や事業所における対策を充実すること、特に中小企業向けの施策や大規模建築物への対策を充実すること、気候変動による影響への適応策を強化することを基本として、施策の見直しを行うことが求められます。

（2）基本方針2 協働による循環型社会の形成

区におけるごみ・資源の総排出量（区収集ごみ量、区回収資源量、集団回収量、持込ごみ量の合計）は近年、増加傾向にあります。このうち、家庭系ごみについ

ては、人口増加に伴い排出量も増加していくことが想定されます。また、集団回収、分別回収等の取組は着実に進められていますが、可燃ごみ・不燃ごみの中に比較的高い割合で資源が含まれていることが確認されています。事業系ごみについては、区内で発生するごみ量のうち大きな割合を占めているとともに、多量排出事業者の持込ごみ量については近年増加傾向にあります。

平成 29 (2017) 年 3 月には、こうした現状を踏まえて「港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）中間年度改訂版」が策定され、家庭系ごみの排出抑制・分別徹底の推進、事業系ごみの削減・資源化の推進、適正処理・災害対策の推進を図っていくことが示されました。

これを踏まえ、家庭系ごみの排出抑制・分別を徹底していくことが求められます。また、事業系ごみに関しても対策を強化し、排出抑制と資源化をこれまで以上に推進し、ごみ量の削減を図っていくことが必要です。

さらに、国や東京都等において新たな対策課題となっている食品ロスの削減、災害廃棄物対策等について、適切な対応を図っていくことが求められます。

（3）基本方針 3 健康で安全に暮らすことのできる生活環境の保全

大気環境、水環境の保全是、暮らしやすく、働きやすい生活環境の保全に向けた重要な取組の一つです。

区の大気環境は、低公害車の普及等を背景に改善傾向にあり、平成 20 (2008) 年度以降、オキシダント、非メタン炭化水素を除き、環境基準を達成しています。今後も、大気汚染物質の監視測定、自動車からの排出ガス削減に向けた取組を継続するとともに、東京都全体で環境基準が未達成となっている光化学オキシダントや、PM2.5 等への対策を東京都と連携して進めていくことが求められます。

古川、運河、台場の海という多様な水環境の存在は、区の特徴の一つです。水環境は長期的には改善傾向にありますが、台場、運河において水質の環境基準が一部未達成の状況であり、上流域の水質や天候等の影響により環境基準の達成が難しい現状があります。そのため、引き続き水質調査の実施と測定結果の公表に取り組むとともに、東京都と連携、協力しながら水環境の向上に向けた取組を進める必要があります。特に、台場の海については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となることから、東京都と協力して水質浄化等の取組を強化すべきです。

また、安全で快適な生活環境の確保に向け、騒音、振動、悪臭等に対する対策、アスベストや有害化学物質への対策についても、引き続き推進していくことが求められます。

（4）基本方針 4 快適で魅力ある都市環境の形成

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 (2020) 年度を見据え、区内では大規模な開発事業が複数進行しており、規模の大きな建築物が建設されることで、周辺環境に様々な影響が生じる可能性があります。また、人が集まり、経済活動が活発になることで、エネルギー消費の増大、廃棄物の発生等、環境負荷が増大することが予想されます。さらに、港区では、地球温

暖化による気温上昇に加えてヒートアイランド現象も生じていることから、気候変動による影響への適応及びヒートアイランド対策の観点から、大規模な開発事業における熱環境の改善は、重要な課題の一つです。加えて、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた環境対策として、競技会場周辺の暑熱対策が課題となっています。

大規模な開発事業における環境への配慮については、区の環境アセスメント制度、「港区民間建築物低炭素化促進制度」、「緑化計画書制度」等の諸制度を活用し、環境に配慮した適切なまちづくりの誘導を継続していくことが求められます。特に、課題となっている熱環境の改善、ヒートアイランド対策を含む暑熱対策については、緑化やクールスポット創出、風の道の確保への配慮等の充実に向け、事業者と協力を求めていくことが必要です。暑熱対策等の新たな課題への取組に対応して、区の環境アセスメント制度における評価項目の充実を図るなど、制度的な対策の誘導についても検討を進めることが望まれます。

たばこ対策・環境美化対策については、区民の関心の高い施策の一つであり、「みなとタバコルール」及び地域の環境美化活動の推進に努めるとともに、区民、事業者、団体等による取組を支援していくことが必要です。

(5) 基本方針5 自然や生きものと共存できる、質の高い緑と水の保全・創出

緑と水は、生きものの生息・生育の基盤の形成、ヒートアイランド現象の緩和、健全な水循環系の保全等に重要な役割を果たすとともに、住む人、働く人に潤いや安らぎを与える貴重な存在です。

都心にありながら、斜面緑地、武家屋敷の庭園に由来する緑、湧水、古川、運河、海などの多様な緑と水が残されていることは、区の大きな特徴の一つです。

港区は、23区内で4番目に高い緑被率を維持しており、近年では開発事業等のまちづくりを通じて新たな緑が創出されています。しかし、その一方で、まとまった樹木被覆地が減少、特に古くからある斜面上の樹林地の減少も生じています。また、ヒートアイランド現象による暑熱対策の一つとして、緑化をさらに進めていくことが、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるアスリート、観客が過ごしやすい環境整備の観点からも課題となっています。さらに、古川、運河等の水辺空間の親水化に対する高い区民ニーズへの対応も必要です。

緑豊かな環境を将来に引き継いでいくため、斜面上の樹林地をはじめとする、歴史性や自然性の高い樹木、樹林の保全・育成、これらと一体となった湧水の保全、水循環系の保全・構築等の取組を推進していくとともに、生物多様性の保全、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた暑熱対策につながる質の高い緑の形成・育成、緑のネットワークの形成を推進していくことが必要です。

また、東京都や水辺空間沿いで開発事業を行う事業者等と協力して古川、運河等の水辺空間の親水化を一層推進するとともに、区民、事業者と連携して区の特徴である水辺を魅力ある空間として活用していくことが望まれます。

(6) 基本方針6 環境保全に向けた多様な主体の行動と協働の推進

環境に関する様々な問題の解決には、一人ひとりの区民や個々の事業者が問題を認識し、主体的に行動していくことが求められます。区は、これまでも区民、事業者と協力して環境問題に取り組む事業を進めてきましたが、そうした取組の情報が区民や事業者に十分伝わっていない現状があります。また、総合支所を中心とした区民による地域づくりの活動の中で、緑を活かした環境学習、自然とのふれあいに関する取組の充実が求められています。

こうした現状を踏まえ、区の取組等の環境情報を区民、事業者に着実に伝えるための情報発信の充実を図るとともに、緑や自然とふれあい、学ぶ機会の充実を図ることが必要です。

さらに、区が自ら環境に配慮した行動を実践し、区民、事業者等の環境保全活動を先導していくため、平成28(2016)年3月に改定した「第4次港区環境率先実行計画【第4次みんなとエコ21計画】」に沿って区が率先した行動をさらに推進していくことが求められます。

(7) 施策の実効性を高めるための取組

基本方針に沿って整理した見直しの基本的な考え方を踏まえ、施策の実効性を高めていくため、次の5つの点に着目して計画全体を通して取組の充実を図ることが必要です。

①区民に向けた環境にやさしい暮らし方、働き方の提案

省エネルギー、ごみの削減、騒音・振動・悪臭の防止等、区の環境をよりよくしていくために、区民が日常の暮らしや事業活動の中で取り組めることは多くある一方で、こうした取組を常に意識して実施し、継続することは必ずしも容易ではありません。

意識しなくても日常の暮らしの中で自ずと取組が実行されるよう、区民に向け、キッチンと食卓、家族での外出など、暮らしの場面に合わせて具体的な取組や住まい方の工夫で環境保全につながる提案を行い、暮らし方そのものを変えるきっかけをつくっていくことが必要です。

事業所が多く集積する区においては、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出削減、ごみの発生抑制・資源化、たばこ対策等を推進していく上で個々の事業者の行動も不可欠です。

事業所において、省エネルギーやごみ対策、騒音・振動・悪臭対策等、多岐にわたる環境に配慮した取組が総合的に進められるよう、業種や業態に応じた取組を具体的に伝えること、オフピーク出勤やノー残業デーの設定などの働き方改革等に絡めて環境保全効果が得られる取組を提案することなど、施策分野を越えて環境に配慮した働き方を示していくことが重要です。

このような考え方を環境行動指針にも反映し、区民、事業者に分かりやすく伝えていくことが望まれます。

②区民・事業者につながる情報発信

良好な環境を保全していくためには、区民、事業者をはじめとした多様な主体と連携・協働して、環境保全に向けた具体的な行動を推進していくことが求められます。

しかし、現状では、行動を起こすために必要な情報が区民、事業者十分に伝わっていません。

その要因として、情報発信が施策の分野、担当ごとに個別に行われていること、区民や事業者の関心を引くための工夫が不足していること、情報発信の対象が十分絞れていないことなどの課題が考えられます。これらを踏まえ、今後は、環境保全に係る関連情報を一元的・総合的に伝えていくこと、家計や経費の節減効果、健康増進効果など区民や事業者の関心を引きつけるプラス・アルファの情報提供を工夫すること、情報を届けたいターゲットを明確にして情報伝達の要となる団体や組織（例えば商業団体、産業団体、町会・自治会、マンション管理組合等）と協力して情報発信を行うことなどを検討すべきです。

③まちづくりに携わる事業者等と連携した誰もが快適に過ごせる環境の形成

区では、各所で区民や事業者等を巻き込んで活発なまちづくりが行われています。新しい知見、技術を取り入れたまちが整備されることで、建築物の省エネルギー化、緑化等が進む一方で、多くの人が集まる場ができることで生じる環境負荷を低減する対策も一層求められることとなります。

そのため、区の環境アセスメント制度等を活用しながら、開発事業に携わる事業者等と連携して、様々な環境負荷の低減、緑地保全や緑化、風の道の形成、周辺と調和した良好なまち並みの形成、たばこ対策等に総合的に取り組んでいくことが必要です。

④全国地域との連携の推進

区では、全国の地域と連携し、双方の住民の暮らしをより豊かにし、商店街や地盤産業に大きな活力を生み出し、ともに成長し発展していく取組を推進しています。環境分野においては、他分野に先駆けて「みなと森と水ネットワーク会議」、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」、「みなと区民の森づくり」等の取組を進めてきました。これまでの実績を生かしつつ、各地域との連携をさらに発展させることで、双方の地域の環境の保全につなげていくことが必要です。

⑤東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組の推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今後さらに多くの人々が港区を訪れることが見込まれるとともに、区を含めたまちの姿が、様々な媒体を通じて世界に発信されていきます。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、住む人、働く人、国内外から訪れる人が快適に過ごせる環境の実現に向けた取組をさらに加速させていくことが重要です。

多くの人でにぎわう競技会場やマラソンコース沿道、繁華街等を中心に、「みなとたばこルール」の一層の浸透や、緑化やクールポットの創出、打ち水などの暑熱対策、まちの美化活動等を区民、事業者等と一体となって進め、将来を見据えながら取組を広げていくことが必要です。

また、国内外から区を訪れる人々に向けて、喫煙所やクールスポットの位置、ごみの分別方法等の環境情報を、訪れる人々の視点に立って分かりやすく提供していくこと、国際環境都市をめざす港区の取組を積極的に発信していくことも望まれます。

4 施策の展開にあたって

(1) 推進体制

環境基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、区は、港区環境美化推進協議会、港区3R推進行動会議、みなと環境にやさしい事業者会議などのほか、環境保全に関わる様々な活動主体との協働、区民、事業者等の主体的な活動のもとで、関連する取組を引き続き推進していくべきです。

その一環として、めざす環境像の実現に向け、区民、事業者等が取るべき行動を示す環境行動指針に、環境施策を取り巻く動向、関連する個別計画の内容等を反映し、区民、事業者等への周知に努めることが必要です。

(2) 進行管理

環境基本計画を実効性のあるものとするため、施策全体の進捗を包括的に点検・評価し、定期的に環境審議会に報告するとともに、港区環境白書の発行を通じて区民、事業者等に公表することを継続すべきです。

施策の進捗及び成果の状況を評価・点検するための成果目標及び指標は、計画期間の前期の実績、個別計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて目標値等を見直す必要があります。また、平成27(2015)年度港区環境白書に対する環境審議会総評を踏まえ、目標及び指標の見直しを検討し、適切に運用することで、施策の継続的改善につなげていくことを期待します。

5 港区環境審議会

(1) 構成

【第10期】(平成28《2016》年9月1日～平成30《2018》年8月31日)

	氏名	役職名等	
会長	守田 優	芝浦工業大学副学長 教授	学 識 経 験 者
副会長	田中 充	法政大学社会学部教授	
委員	山崎 誠子	日本大学短期大学部准教授	
委員	大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部教授	
委員	笠原 忠	区民	区 民 及 び 事 業 者
委員	芳賀 勲	区民	
委員	山田 淳平	区民	
委員	藏本 暁	一般社団法人東京都港区医師会理事	
委員	藤貫 康博	港区商店街連合会副会長 (～平成29《2017》年10月29日)	
委員	菊池 久	港区消費者団体連絡会	
委員	池田 朝彦	東京商工会議所港支部会長	
委員	うかい 雅彦	港区議会議長 (～平成29《2017》年6月18日)	区 議 会 議 員
委員	池田 こうじ	交通・環境等対策特別委員会委員長 (～平成29《2017》年6月18日) 港区議会議長 (平成29《2017》年6月19日～)	
委員	いのくま 正一	交通・環境等対策特別委員会副委員長 (～平成29《2017》年6月18日)	

※委員の変更

委員	杉本 とよひろ	交通・環境等対策特別委員会委員長 (平成29《2017》年6月19日～)	区 議 会 議 員
委員	黒崎 ゆういち	交通・環境等対策特別委員会副委員長 (平成29《2017》年6月19日～)	
委員	坂本 力	港区商店街連合会副会長 (平成29《2017》年10月30日～)	区 民 及 び 事 業 者

(2) 港区環境審議会規則

○港区環境審議会規則

平成十年三月三十日
規則第五十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区環境基本条例(平成十年港区条例第二十八号。以下「条例」という。)第二十条第六項の規定に基づき、港区環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 条例第二十条第四項に規定する委員は、次の各号に掲げる者につき委嘱する。
一 学識経験を有する者 四人以内
二 区民及び事業者 七人以内
三 区議会議員 三人以内

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。
2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第四条 審議会は、会長が招集する。
(定足数及び表決数)
第五条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見聴取等)

第六条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第七条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会が公開することが適当でないとき、この限りでない。

(専門部会)

第八条 会長は、諮問事項に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会は、部会長が招集する。
5 部会長は、部会の事務を統括し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(会議録の作成保存)

第九条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(その他)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。
付 則(平成一二年八月二八日規則第七九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十一条の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

付 則(平成一三年三月三〇日規則第四一号)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
付 則(平成一八年三月三一日規則第八七号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
付 則(平成二二年三月二九日規則第四九号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

6 港区環境調整委員会

(1) 構成

	所 属
委員長	環境リサイクル支援部長
副委員長	環境リサイクル支援部環境課長
委員	芝地区総合支所協働推進課長
委員	麻布地区総合支所協働推進課長
委員	赤坂地区総合支所協働推進課長
委員	高輪地区総合支所協働推進課長
委員	芝浦港南地区総合支所協働推進課長
委員	芝地区総合支所まちづくり担当課長
委員	産業・地域振興支援部地域振興課長
委員	保健福祉支援部保健福祉課長
委員	みなと保健所生活衛生課長
委員	子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	街づくり支援部都市計画課長
委員	環境リサイクル支援部地球温暖化対策担当課長
委員	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長
委員	企画経営部企画課長
委員	防災危機管理室防災課長
委員	総務部総務課長
委員	教育委員会事務局庶務課長

(2) 港区環境調整委員会設置要綱

○港区環境調整委員会設置要綱

平成10年8月24日
10港都環第280号

(目的及び設置)

第1条 港区における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、港区環境調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 港区環境基本条例(平成10年港区条例第28号。以下「条例」という。)に基づく環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 条例に基づく環境行動指針の策定に関すること。
- (3) 環境行動指針に基づく区の行動計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策の総合調整及び推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、環境リサイクル支援部長をもって充て、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、環境課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

第5条 委員長は、所掌事項の調査検討について必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の長(以下「部会長」という。)及び部会の構成員(以下「部会員」という。)は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、環境リサイクル支援部環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月22日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

芝地区総合支所	協働推進課長
麻布地区総合支所	協働推進課長
赤坂地区総合支所	協働推進課長
高輪地区総合支所	協働推進課長
芝浦港南地区総合支所	協働推進課長
総合支所	まちづくり担当課長代表
産業・地域振興支援部	地域振興課長
保健福祉支援部	保健福祉課長
みなと保健所	生活衛生課長
子ども家庭支援部	子ども家庭課長
街づくり支援部	都市計画課長
環境リサイクル支援部	地球温暖化対策担当課長 みなとリサイクル清掃事務所長
企画経営部	企画課長
防災危機管理室	防災課長
総務部	総務課長
教育委員会事務局	庶務課長

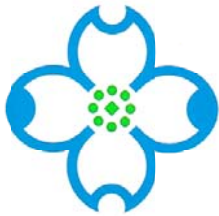
7 用語解説（脚注）の索引

- 【3】**
30・10（さんまる いちまる）運動... 43
- 【B】**
BOD（生物化学的酸素要求量）... 19
- 【C】**
COD（化学的酸素要求量）... 19
- 【E】**
eラーニング... 74
- 【I】**
ISO14001... 77
- 【M】**
MY行動宣言... 71
- 【P】**
PM2.5（微小粒子状物質）... 3
- 【T】**
TJ（テラ・ジュール）... 13
- 【あ】**
アスベスト... 19
アドプト制度... 64
- 【う】**
雨水吐施設（うすいばきしせつ）... 54
- 【え】**
エコアクション21... 77
エコクッキング... 44
エコドライブ... 52
エコプラザ... 24
エコライフ・フェアMINATO... 24
エコロジカルネットワーク... 69
- 【か】**
外来種... 70
拡大生産者責任... 41
環境アセスメント... 20
- 環境ラベリング製品... 44
間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定... 36
緩和策... 5
- 【き】**
気候変動に関する政府間パネル（IPCC）... 13
- 【く】**
グリーン経営認証... 77
グリーン調達基準... 44
- 【こ】**
光化学オキシダント... 18
コージェネレーションシステム... 35
国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）... 1
ごみ分別アプリ... 41
- 【さ】**
再生可能エネルギー... 1
在来種... 70
- 【し】**
自己処理責任... 46
持続可能な開発目標（SDGs）... 1
実質浸透域... 72
遮熱性舗装... 3
しゅんせつ... 54
少量排出事業者... 45
- 【せ】**
生態系... 57
生物多様性... 1
生物多様性みなとネットワーク... 70
生物多様性みなとフォーラム... 70
- 【て】**
低公害車... 18
低炭素社会... 26

適応策.....	5	港区環境率先実行計画（みんなとエコ	21 計画）.....	4
デジタルサイネージ.....	61	港区基本計画.....	4	
【と】		港区区有施設環境配慮ガイドライン..	34	
透水性舗装.....	67	港区景観計画.....	60	
都民の健康と安全を確保する環境に関する		港区景観条例.....	60	
条例（東京都環境確保条例）.....	56	港区生物多様性地域戦略.....	4	
【な】		港区地球温暖化対策地域推進計画....	4	
内部護岸.....	67	港区低炭素まちづくり計画.....	2	
【ね】		港区防災アプリ.....	39	
熱帯夜.....	13	港区緑と水の総合計画.....	6	
【は】		港区みどりの活動員制度.....	64	
パーティクルボード.....	46	港区みどりの街づくり賞.....	65	
排出者責任.....	41	港区みどりを守る条例.....	64	
パリ協定.....	1	港区民間建築物低炭素化促進制度....	33	
【ひ】		みなと区民の森.....	24	
ヒートアイランド.....	2	未利用エネルギー.....	1	
ビオトープ.....	69	【も】		
光害（ひかりがい）.....	59	持込ごみ.....	16	
非メタン炭化水素.....	18	【り】		
【ふ】		流路整正.....	54	
風害.....	59	緑被率.....	22	
【ほ】				
保水性舗装.....	39			
【み】				
水循環系.....	5			
ミックスペーパー.....	45			
みなとエコ・オフィス町内会.....	46			
みなと環境アプリ.....	69			
みなと環境にやさしい事業者会議				
（m e c c）.....	24			
港区 3 R 推進行動会議.....	24			
港区一般廃棄物処理基本計画（第 2 次）				
.....	2			
港区オフィスリサイクルシステム....	46			
港区環境基本条例.....	6			

第 1 章
第 2 章
第 3 章
第 4 章
第 5 章
参考資料

区の木

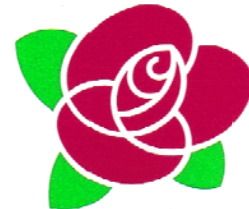


ハナミズキ

区の花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和 24 年 7 月 30 日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の 3 区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 29316-5611

港区環境基本計画

平成 30 年度～平成 32 年度（2018 年度～2020 年度）

平成 30（2018）年 3 月 発行

発行：港区

編集：環境リサイクル支援部環境課

港区芝公園一丁目 5 番 25 号 電話 03-3578-2111（代表）

